

令和5年第4回定例会

美郷町議会会議録

令和 5年12月 8日 開会

令和 5年12月13日 閉会

美 郷 町 議 会

令和5年第4回定例会

美郷町議会会議録(第1号)

令和5年12月8日

美郷町議会

令和5年第4回美郷町議会定例会会議録（第1日目）

令和5年12月8日（金曜日）

◎開会日時 令和5年12月8日 午前10時00分 開会
◎散会日時 令和5年12月8日 午前11時34分 散会

◎出席議員（10名）

1番	若杉 伸児君	2番	早川 節夫君
3番	中田 武満君	4番	兒玉 鋼士君
5番	中嶋 奈良雄君	6番	川村 義幸君
7番	那須 富重君	9番	甲斐 秀徳君
10番	川村 嘉彦君	11番	山本 文男君

◎欠席議員 なし

◎欠員 8番 小路 文喜君

◎会議録署名議員 9番 甲斐 秀徳君 10番 川村 嘉彦君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 森川 晴君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	泉田 博文君
総務課長	甲斐 武彦君	税務課長	川村 博昭君
企画情報課長	田常 浩二君	町民生活課長	田村 靖君
健康福祉課長	黒田 和幸君	建設課長	林田 貴美生君
農林振興課長	松下 文治君	政策推進室長	長田 孝規君
教育課長	鎌田 次郎君	地域包括医療局事務長	田原 裕亮君
南郷地域課長	黒木 博文君	北郷地域課長	石田 隆二君

◎会議の経過 別紙のとおり

令和 5 年 第 4 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 1)

令和 5 年 1 2 月 8 日

午前 1 0 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
9 番 甲斐 秀徳 議員
1 0 番 川村 嘉彦 議員
- 日程第 2 会期の決定
1 2 月 8 日 ～ 1 2 月 1 3 日 6 日間
- 日程第 3 諸般の報告
(1) 議長
(2) 例月現金出納検査、定期監査
(3) 入郷地区衛生組合議会議員
(4) 宮崎県北部広域行政事務組合議員
(5) 日向東臼杵広域連合議会議員
(6) 総務厚生常任委員長
(7) 文教産業常任委員長
- 日程第 4 報告第 10 号 令和 4 年度美郷町の教育に関する事務
の管理及び執行の状況の点検及び評価
等の提出について
- 日程第 5 報告第 11 号 損害賠償の額を定めることについての
専決処分（専決第 9 号）の報告について
- 日程第 6 報告第 12 号 損害賠償の額を定めることについての
専決処分（専決第 1 0 号）の報告につ
いて
- 日程第 7 報告第 13 号 損害賠償の額を定めることについての
専決処分（専決第 1 1 号）の報告につ
いて
- 日程第 8 報告第 14 号 専決処分の報告について（工事請負契
約の変更について）
一括報告

日程第 9 同意第 19 号 美郷町教育委員会委員の任命について
提案理由説明、質疑、討論、採決(投票による方法)

日程第 10 同意第 20 号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の
選任について

日程第 11 同意第 21 号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の
選任について

日程第 12 同意第 22 号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の
選任について

提案理由説明、一括質疑、一括討論、個別採決

日程第 13 承認第 5 号 令和 5 年度美郷町一般会計補正予算(第
7 号)の専決処分(専決第 1 2 号)の承
認を求めることについて

提案理由説明、質疑、討論、採決

日程第 14 議案第 67 号 工事請負契約の締結について
提案理由説明

日程第 15 議案第 68 号 日向東臼杵広域連合規約の一部を変更
する規約
提案理由説明

日程第 16 議案第 69 号 町長等の給料の減額に関する条例
提案理由説明

日程第 17 議案第 70 号 美郷町簡易水道事業の設置等に関する
条例

日程第 18 議案第 71 号 美郷町簡易水道事業の剰余金の処分等
に関する条例

日程第 19 議案第 72 号 美郷町農業集落排水事業の設置等に関
する条例

日程第 20 議案第 73 号 美郷町農業集落排水事業の剰余金の処
分等に関する条例

日程第 21 議案第 74 号 美郷町簡易水道事業の設置等に関する
条例及び美郷町農業集落排水事業の設
置等に関する条例の施行に伴う関係条
例の整備に関する条例

一括 提案理由説明

日程第 22 議案第 75 号 美郷町中小企業設備近代化資金貸付基金条例の一部を改正する等の条例
提案理由説明

日程第 23 議案第 76 号 美郷町交通指導員設置及び退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 24 議案第 77 号 美郷町監査の執行に関する条例及び美郷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 25 議案第 78 号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第 26 議案第 79 号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第 27 議案第 80 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一括 提案理由説明

日程第 28 議案第 81 号 美郷町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び美郷町第 2 号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 29 議案第 82 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 30 議案第 83 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 31 議案第 84 号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 32 議案第 85 号 美郷町立学校設置条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 33 議案第 86 号 令和 5 年度美郷町一般会計補正予算(第 8 号)

提案理由説明

日程第 34 議案第 87 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)

日程第 35 議案第 88 号 令和 5 年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)

日程第 36 議案第 89 号 令和 5 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)

日程第 37 議案第 90 号 令和 5 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 号)

日程第 38 議案第 91 号 令和 5 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)

日程第 39 議案第 92 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第 2 号)

日程第 40 議案第 93 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算(第 2 号)

一括 提案理由説明

日程第 41 発議第 3 号 美郷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例

提案理由説明、質疑、討論、採決

日程第 42 発議第 4 号 美郷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例

提案理由説明、質疑、討論、採決

会 議 録

令和5年12月8日
午前10時00分開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

【議長 山本 文男】

12月定例会が始まりました。本定例会もよろしくお願いたします。
ただいまの出席議員は10名であります。

【議長 山本 文男】

ただいまから、令和5年第4回美郷町議会定例会を開会します。

【議長 山本 文男】

これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

【議長 山本 文男】

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番 甲斐 秀徳
議員、10番 川村 嘉彦議員を指名いたします。

【議長 山本 文男】

日程第2 会期の決定を議題とします。
この件につきましては、議会運営委員会において検討がなされておりますので、
委員長より報告をお願いします。

【議会運営委員長 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 山本 文男】

議会運営委員長 中嶋 奈良雄議員。

【議会運営委員長 中嶋 奈良雄】

令和5年第4回美郷町議会定例会について、議長より諮問を受けました会期並び
日程につきまして、議会運営委員会は以下のように議長に答申いたしましたので御
報告いたします。

会期については、本日から12月13日までの6日間とし、会期日程はお手元に
配付してある会期日程表及び審議予定表のとおりとしたところです。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

【議長 山本 文男】

委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期は、委員長の報告のとおり、本日から12月13日までの6日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月13日までの6日間に決定いたしました。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議の予定表のとおりであります。

【議長 山本 文男】

日程第3 諸般の報告を行います。

議長報告は、お手元に配付の諸般の報告をもって報告とします。

【議長 山本 文男】

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書、また、定期監査の結果報告書が、お手元に配付したとおり提出されています。

朗読は省略します。

【議長 山本 文男】

次に、入郷地区衛生組合議会議員、日向東臼杵広域連合議会議員及び宮崎県北部広域行政事務組合議会議員からの会議の報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

【議長 山本 文男】

次に、所管事務調査の結果について、総務厚生常任委員長、文教産業常任委員長からそれぞれ報告の申出があります。

【議長 山本 文男】

初めに、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長 中嶋 奈良雄議員。

【総務厚生常任委員長 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 山本 文男】

5番 中嶋 奈良雄議員。

【議長 山本 文男】

すみません、暫時休憩します。

すみません、またやり直します。

(休憩：午前10時03分)

(再開：午前10時07分)

【議長 山本 文男】

休憩前に引き続き、会議を再開します。

【議長 山本 文男】

総務厚生常任委員長の報告を求めます。

【総務厚生常任委員長 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 山本 文男】

総務厚生常任委員長、中嶋 奈良雄議員。

【総務厚生常任委員長 中嶋 奈良雄】

総務厚生常任委員長報告書

総務厚生常任委員会において調査を実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1. 調査日 令和5年10月17日(火)
2. 調査場所 議会委員会室
3. 調査目的 行財政改革の取組と備品の管理台帳整備状況
4. 調査者 総務厚生常任委員、他議員、議会事務局職員
5. 対応者 副町長、総務課長、庶務担当職員
6. 調査の概要(意見)

美郷町行財政改革大綱の第5次の実績と第6次の計画の状況及び備品台帳の整備状況を調査した。

(考察)

行財政改革の取組については大綱を3年間ごとに作成している。第5次の実績について、目標数値がない実施項目で計画どおりと評価してあるが、具体的にどういった取組をして、どのような成果があったのか、また、数値目標を達成していないのに計画どおりの評価となっている項目もあり、第三者から見ると評価の在り方が理解できない項目が見受けられた。

目標数値がない実施項目は計画のときに具体的取組を明示して、それに対する評価をする必要がある。また、項目ごとの取組が効果的であるか見直しの必要性も含めて3年間の総合評価を設け、それを次期計画に反映させる必要がある。

第6次計画は既に作成してありますが、先に述べたことを検証し、第6次計画の見直しを行う必要があると思った。

特に、メンタルヘルスの強化の5次の実績は、計画どおりと計画の遅れとの評価になっているが、2年前に職員の不幸な事案が発生し、今年度も新たに複数のメンタル不調による休職者が発生しているようであるので、取組が効果的であるか、しっかりと検証すべきである。

また、適材適所など人事的配慮の必要性や職員が相談しやすい場所があるのかと

の意見も出された。

次に、備品の管理台帳整備状況については、今年度、管理台帳システムを導入して適正な管理に努めるとの説明があった。

そのシステムは、パソコン上で庁内全て備品台帳を全職員が確認でき、備品の耐用年数や公用車などの適正な管理、現備品の有効活用ができ不要な備品購入が防げる効果もある。また、不要な備品の各種団体の有効活用が進むことも期待できると思う。

特に、庁用車については、適期のオイル交換や車検切れの防止など管理の徹底につながることを期待したいとの意見も出された。

システム整備の費用は、導入経費が97万2,000円、毎年の使用量が66万円であることの説明であったので、この業務を職員が行うことを考えれば、その費用対効果は十分に見込めると思う。

以上で、報告を終わります

【議長 山本 文男】

次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

【文教産業常任委員長 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【文教産業常任委員長 那須 富重】

おはようございます。

それでは、委員会の調査の報告を行います。

文教産業常任委員会におきまして調査を実施しましたので、会議規則第77条の規定によりまして報告をいたします。

1. 調査日 令和5年10月19日（木）
2. 調査場所 役場委員会室
3. 調査目的 令和4年度商品開発事業補助金の内容
地域おこし協力隊対応の改善状況
4. 調査者 文教産業常任委員、他議員、議会事務局局長、書記
5. 調査の概要（意見）

令和4年度商品開発事業補助金の内容、地域おこし協力隊対応の改善状況の説明を受けた。

（考察）

令和4年度商品開発事業補助金の内容については、令和4年度から6次産業化の推進として新設された事業で、6事業者・団体が認定を受け、5事業者は商品販売を行っている。事業は1年目に50万円、3年目に33万円を上限に定額の補助金となっており、3年間以上の販売の義務を設けている。パッケージデザインの業者あっせん、販路開拓の町や関係団体からの紹介を行ってほしい。

また、町で生産されている産品を町が指定し、特化した商品開発を行ってはその意見があった。まだ始まったばかりの事業であるので、今後、町民のさらなる所得向上につながる事業となるよう期待する。

次に、地域おこし協力隊対応の改善状況については、昨年11月7日に協力隊に対して活動状況の調査を行い、その後の改善状況について調査した。

協力隊に制度の説明が不十分であったことなどの反省として、新たに庁内の各担当との会議や隊員のカルテや面談シートを作成して面談を行うなど、計画的な対応が行われるようになっており、しっかりとしたコミュニケーションが取れる体制づくりがなされている。

また、協力隊からの要望があった、「創業支援等事業計画」の認定を受け、2名の協力隊が活用している。活動の達成状況や効果の検証ができる目標シートを新たに作成をするのも有効ではないかとの意見があった。以前、調査した委員長報告の内容が十分反映された改善となっており、課題を的確に捉え、関係部署や関係機関との協力連携が取れ、協力隊の定住が期待される改善がなされ、高く評価ができる。

今後もしろいろな意見を参考としていただき、協力隊に寄り添った対応を期待する。

以上で、報告を終わります。

【議長 山本 文男】

以上で、諸般の報告を終わります。

【議長 山本 文男】

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第4 | 報告第10号 | 令和4年度美郷町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等の提出について |
| 日程第5 | 報告第11号 | 損害賠償の額を定めることについての専決処分（専決第9号）の報告について |
| 日程第6 | 報告第12号 | 損害賠償の額を定めることについての専決処分（専決第10号）の報告について |
| 日程第7 | 報告第13号 | 損害賠償の額を定めることについての専決処分（専決第11号）の報告について |
| 日程第8 | 報告第14号 | 専決処分の報告について
(工事請負契約の変更について) |

【議長 山本 文男】

以上5件について、町長の報告があります。
これを許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

おはようございます。今日から13日まで6日間の日程で、令和5年の最後の議会定例会ということでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、報告第10号 令和4年度美郷町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について報告を申し上げます。

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に規定されております。

そこに、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」とされており、ここに報告するものでございます。

点検・評価対象としましては、

- ①教育委員会の活動としまして1事業
- ②学校教育の充実としまして8事業
- ③家庭教育の振興としまして3事業
- ④社会教育の振興、生涯学習の充実としまして3事業
- ⑤健康の増進と生涯スポーツの振興としまして1事業
- ⑥文化の高揚としまして2事業

がございました。

その、各項目と事務事業につきまして、町教育委員会に於いて自己評価を行い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定にあります「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る」ということから、国立大学法人 宮崎大学教育学部准教授であられる遠藤宏美氏の御意見をいただいたところでございます。

以上で説明を終わります。

次に、報告第11号 損害賠償の額を定めることについての専決処分（専決第9号）の報告についての提案理由を申し上げます。

この事案は、令和3年6月5日にスカイロジック銀河村のコテージ内で発生した負傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任をいただいているところにより専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

以上でございます。

続きまして、報告第12号 損害賠償の額の決定についての専決処分（専決第10号）の報告についての提案理由を申し上げます。

この事案は、本年8月10日に町道赤木久保線において発生した自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任をいただいているところにより専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

以上であります。

続きまして、報告第13号 損害賠償の額の決定についての専決処分（専決第11号）の報告についての提案理由を申し上げます。

この事案は、令和5年9月7日に発生した、本町所有の公用車による交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任をいただいているところにより専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

以上でございます。

報告第14号 専決処分の報告について、御説明をいたします。

この契約は、令和5年3月7日に株式会社田村産業と契約を締結しました令和4年度4年災（台風14号1号箇所）その他、林道阿切線災害復旧工事の変更契約であります。

主な変更理由は、再度の災害を抑止するため、地山と被災のり面の擦付部に植生基材吹付を行うとともに、床堀の影響によって道路側溝の布設替えを追加する必要が生じたため、工事請負代金62万9,506円を増額するものであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

以上でございます。

【議長 山本 文男】

以上で、報告第10号から報告第14号までの5件の報告を終わります。

【議長 山本 文男】

日程第9 同意第19号 美郷町教育委員会委員の任命についてを議題とします。
ただいま議題となっております同意第19号について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、同意第19号 美郷町教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年2月をもって任期満了を迎える教育委員について、引き続き、大野英樹氏の任命をお願いするものであり、それに関する同意議案を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき提出するものでございます。

大野英樹氏は、令和2年2月から教育委員会委員を務められ、陸上長距離走等のスポーツ活動をはじめ居住地区の文化財保存継承活動にも進んで取り組んでいる方でございます。このように、地域活動に自ら取り組み実践されておられる等、生涯教育の推進に高い見識を有していると認められることから、教育委員として適任であると考えるところでありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、教育委員会委員として任命したいので、御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

なお、任命後の任期は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第4条の規定により、令和10年2月までの4年間となります。

以上で、説明を終わります。

【議長 山本 文男】

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、同意第19号 美郷町教育委員会委員の任命についての採決を行います。
この採決は、会議規則第82条第1項の規定及び申合せにより、無記名投票で行います。

【議長 山本 文男】

議場の出入口を閉めます。

(議場の出入口を閉める)

【議長 山本 文男】

ただいまの表決議員数は9名であります。
表決の方法は、「投票」ですので、議長を除く9名で投票を行うこととなります。

【議長 山本 文男】

次に、立会人を指名します。
会議規則第32条第2項の規定により、立会人1番 若杉 伸児議員、2番 早川 節夫議員を指名します。

【議長 山本 文男】

投票用紙を配ります。

【議長 山本 文男】

念のために申し上げます。
本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と御記載願います。
また、会議規則第84条の規定、白票の取扱いにありますように、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対として取り扱いますので申し添えます。

(投票用紙の配付)

【議長 山本 文男】

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

【議長 山本 文男】

異常なしと認めます。
ただいまから、投票を行います。
1番議員から議席順に投票をお願いいたします。

(投 票)

【議長 山本 文男】

投票漏れはありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

投票漏れなしと認め、これで投票を終わります。
開票を行います。
1番 若杉 伸児議員、2番 早川 節夫議員、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

【議長 山本 文男】

投票の結果を報告します。
投票総数9票、有効投票9票、無効投票ゼロ票、有効投票のうち賛成9票、反対ゼロ票でした。
以上のとおり全員が賛成であります。

【議長 山本 文男】

したがいまして、同意第19号 美郷町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

【議長 山本 文男】

議場の出入口を開きます。

【議長 山本 文男】

日程第10 同意第20号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第11 同意第21号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第12 同意第22号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任について

【議長 山本 文男】

お諮りします。

同意第20号から同意第22号までの3件を一括議題にしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、3件は一括議題にすることに決定しました。

3件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、同意第20号、同意第21号、同意第22号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会とは、固定資産課税台帳に登録された価格に関して不服がある者から申出があつた場合に、中立的・専門的な立場から不服の内容について審査・決定する行政委員会であり、本町でも、地方税法第423条の規定により設置しております。

同委員会の委員の定数は、美郷町税条例第78条の規定により3人となっておりますが、その委員の任期が令和6年2月に満了することになります。このことに伴いまして、現在の委員である若田徳子氏、長友靖史氏、宇和田雅祥氏の3名を再任したく、地方税法第423条3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

同意第20号から同意第22号までの3件を一括質疑にしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、3件は一括質疑にすることに決定しました。

これから一括して質疑を行います。

質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

お諮りします。
同意第20号から同意第22号までの3件を一括討論にしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。
したがって、3件は一括討論にすることに決定しました。
これから一括して討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから、同意第22号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任についての採決を行います。
本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。
したがって、同意第20号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

【議長 山本 文男】

続きまして、同意第21号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任についての採決を行います。
本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、同意第21号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

【議長 山本 文男】

続きまして、同意第22号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任についての採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、同意第22号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

【議長 山本 文男】

続きまして、日程第13 承認第5号 令和5年度美郷町一般会計補正予算（第7号）の専決処分（専決第12号）の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

承認第5号 令和5年度美郷町一般会計補正予算（第7号）の専決処分（専決第12号）の承認を求めることについて説明をいたします。

この補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,739万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を106億6,256万9,000円とするもので、主に、国からの低所得世帯への追加支援を含む重点支援地方交付金に対応するため、早急に予算化し執行する必要がある経費を計上するものであります。

歳入につきましては、財政調整基金繰入金に9,739万6,000円を追加し、調整しました。

続いて、歳出につきましては、総務費に62万2,000円を追加しました。これは、給付金に係ります電算システムの改修費であります。

民生費に9,677万4,000円を追加しました。これは、臨時特別給付金及び関連する事務費の追加であります。

これにより、令和5年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ106億6,256万9,000円となりました。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めます。

以上で、説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。
これから質疑を行います。
質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、承認第5号 令和5年度美郷町一般会計補正予算(第7号)の専決処分(専決第12号)の承認を求めることについての採決を行います。
この採決は起立によって行います。
本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。
したがって、承認第5号 令和5年度美郷町一般会計補正予算(第7号)の専決処分(専決第12号)の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

【議長 山本 文男】

続きまして、日程第14 議案第67号 工事請負契約の締結についてを議題とします。
本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第67号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

この契約は、令和5年度町単独事業美郷町ケーブルテレビセンター通信系設備更新工事であります。

去る11月22日、電気通信工事業の資格を有する7業者により指名競争入札を行った結果、議案書のとおり旭進興業株式会社代表取締役 日高哲弥と1億3,488万856円で工事請負契約を締結するものであります。

工事の内容につきましては、各CATVセンターの通信系の機器を更新する工事であります。

以上、今回発注いたしました工事につきましては、予定価格が5,000万円以上でありますので、地方自治法第96条第1項第5号及び美郷町議会の議決に伏すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の12月13日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第15 議案第68号 日向東白杵広域連合規約の一部を変更する規約を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第68号 日向東白杵広域連合規約の一部を変更する規約について、提案理由を申し上げます。

現行の日向東白杵広域連合規約では、共同処理する事務のうち一般廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営に関する事務については、日向市を除く門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村の2町2村で処理することとなっています。

これは、平成25年4月以降、2町2村の一般廃棄物不燃残渣を日向市の最終処分場が受け入れています。条件として次期最終処分場の候補地選定を2町2村で日向市域外に選定することになっているためであります。

また、関連して、一般廃棄物最終処分場事務事業への日向市の加入時期は、次期最終処分場の候補地の地元と基本同意が取れた翌年度とすることについて、令和2年12月9日に構成市町村間で確認書が交わされております。

そして、御承知のとおり次期最終処分場の最終候補地が本町花水流区内に選定されたところですが、今年9月に花水流区との基本同意に至りました。これにより、令和6年4月1日より日向市が一般廃棄物最終処分場事務事業へ加入することにな

りますが、規約の改正が必要になるため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の12月13日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第16 議案第69号 町長等の給料の減額に関する条例を議題とします。
本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第69号 町長等の給料の減額に関する条例について、提案理由を申し上げます。

先に御説明したとおり、公共工事において必要な書類を提出していなかった業者を指名に入れていたことにつきましては、役場の事務処理の誤りであり、町民や職員の皆様だけでなく多くの関係者にも御心配をおかけしたところでございます。

今回の誤った事務処理を真摯に反省し、町民の皆様の信頼を取り戻すべく、再発防止と法令順守の徹底に取り組んでいるところでありますが、町の経営責任を負う者の管理監督責任として、町長と副町長の令和6年1月と2月の給料のそれぞれ100分の10を減額する必要があるため、提案したものでございます。

以上で、説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の12月13日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第17	議案第70号	美郷町簡易水道事業の設置等に関する条例
日程第18	議案第71号	美郷町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例
日程第19	議案第72号	美郷町農業集落排水事業の設置等に関する条例
日程第20	議案第73号	美郷町農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例
日程第21	議案第74号	美郷町簡易水道事業の設置等に関する条例及び美郷町農業集落排水事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

【議長 山本 文男】

お諮りします。

議案第70号から議案第74号までの5件を一括議題にしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号から議案第74号までの5件は、一括議題とすることに決定しました。

5件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、

議案第70号 美郷町簡易水道事業の設置等に関する条例

議案第71号 美郷町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例

議案第72号 美郷町農業集落排水事業の設置等に関する条例

議案第73号 美郷町農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例

議案第74号 美郷町簡易水道事業の設置等に関する条例及び

美郷町農業集落排水事業の設置等に関する条例の施行に伴う

関係条例の整備に関する条例

この5つの議案について、関連がありますので、一括して提案理由を申し上げます。

御承知のように、令和6年4月1日より現在の簡易水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計に地方公営企業法の財務規定を適用し、公営企業会計へ移行することになっております。

地方公営企業法では、事業区域や人口等の基本的事項、重要財産の取得や処分、議会の議決事項などの事業執行に関する事項に加え、財務の面では毎年度に生じた利益及び資本剰余金の処分について条例で規定することとされております。

そこで今回、簡易水道事業及び農業集落排水事業について、新規条例としてそれぞれの設置等に関する条例及び剰余金の処分等に関する条例を、議案第70号、71号、72号及び73号として提案させていただきました。

また、議案第74号では、既存条例について新規条例と重複する部分がないよう所要の改正を行うとともに、財務上の引継ぎの準備として3つの基金条例を廃止する規定を設けております。

以上で、説明を終わります

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第6日目の12月13日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第22 議案第75号 美郷町中小企業設備近代化資金貸付基金条例の一部を改正する等の条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第75号 美郷町中小企業設備近代化資金貸付基金条例の一部を改正する等の条例についての提案理由を申し上げます。

令和3年4月1日付で、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）が施行されたことを受けまして、本町では、美郷町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和4年条例第2号）を制定しましたので、美郷町工場設置奨励条例（平成18年条例第121号）を廃止することとします。

また、工場設置奨励条例の廃止に先立ちまして、関連する美郷町中小企業設備近代化資金貸付基金条例（平成18年条例第79号）の一部を改正する必要がありますので、同改正条例におきまして、工場設置奨励条例の廃止を規定する条例として提案するものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の12月13日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

続きまして、日程第23 議案第76号 美郷町交通指導員設置及び退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第76号 美郷町交通指導員設置及び退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

交通指導員の定数については、合併前の旧3村時の定数を踏まえ18人以内と規定されており、学校に通う児童・生徒への交通安全教育や広報活動、地域でイベントが開催される際の街頭指導などの活動を行っております。

現在は、合併前と比べ学校数が減少したことなどから10名で活動しておりますが、日向地区交通指導員連絡協議会負担金は条例定数で計算されることから、18名分の負担金を支払うなど実態に合わない運用となっております。

このように、現状の定数と合わない状態となっているため、定員数を削減するものです。

以上で、説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の12月13日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第24 議案第77号 美郷町監査の執行に関する条例及び美郷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第77号 美郷町監査の執行に関する条例及び美郷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部が改正され、新たな条が追加されたことから「第243条の2」が「第243条の2の7」と、「第243条の2の2」が「第243条の2の8」と繰り下げられました。

本町においても、このことに対応するため、所要の改正を行うものです。

以上で、説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の12月13日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第25 議案第78号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第26 議案第79号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第 27 議案第 80 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例

【議長 山本 文男】

お諮りいたします。

議案第 78 号から議案第 80 号までの 3 件を一括議題にしたいと思いを
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 78 号から議案第 80 号までの 3 件は一括議題にするこ
とに決定しました。

3 件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第 78 号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例

議案第 79 号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第 80 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

以上 3 件において、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

まず、美郷町議会の議員及び町長、副町長、教育長の期末手当につきましては、
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に基づいて改定を行うもの
であります。

6 月と 12 月の支給割合を、それぞれ 1.7 月に改定します。これにより、期末
手当の年間総支給月数は 3.3 月分から 3.4 月分となります。本年は 6 月に 1.
65 月分を支給していますので、12 月の支給割合を 1.75 か月分として、年間
総支給月額を 3.4 月分とするものであります。

次に、一般職についてですが、今回は人事院勧告を踏まえ、給料表、期末手当及
び勤勉手当の引上げについて改正するものでございます。

給料表につきましては、本年 4 月時点で国家公務員の月例給が民間給与を下回っ
ていたことから、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、号俸を平均 1.1% 引
き上げられました。

また、期末手当と勤勉手当については、それぞれ 0.05 月分引き上げられ、年
間 4.4 月分から 4.5 月分となります。

本年は 12 月期の期末手当及び勤勉手当に、来年度以降は 6 月期と 12 月期の期
末手当及び勤勉手当が均等になるように配分されることになりましたので、本町も
同様の改正を行うものであります。

併せて、定年延長に伴い60歳に達した職員の給料月額は100分の70となりますが、医師についてはその対象外となっております。そこに獣医師を追加することとし、その部分を定めるものです。

以上で説明を終わります

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の12月13日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

続きまして、日程第28 議案第81号 美郷町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び美郷町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第81号 美郷町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び美郷町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、会計年度任用職員における人事院勧告を踏まえた期末手当の引上げ、地方自治法の改正による勤勉手当の支給について定めるものです。

先ほどの一般職の期末手当引上げと同様に、会計年度任用職員の期末手当について、本年度は12月期を0.05月分、来年度以降は6月期と12月期をそれぞれ0.025月分引き上げるよう定めるものです。

併せて、地方自治法の改正により令和6年4月1日より会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることに伴い、勤勉手当の支給について定めるものです。

以上で、説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の12月13日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

続きまして、日程第29 議案第82号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第82号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における位置づけが5類感染症に改められたことに伴い、変更された国の措置を踏まえて、本町での特殊勤務手当に関しても所要の改正を行うこととしたものでございます。

以上で、説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の12月13日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

続きまして、日程第30 議案第83号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第83号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

職員の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律に準じて定められていますが、着後手当の支給に関し、国は正規の着後手当を必要としない場合の基準を設けて支給しております。

本町においても、国の基準を踏まえ着後手当を支給するため、所要の改正を行うものであります。

以上であります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の12月13日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

ここで、暫時休憩いたします。

11時10分から再開します。

(休憩：午前11時00分)

(再開：午前11時08分)

【議長 山本 文男】

全員おそろいですので、会議を再開します。

日程第31 議案第84号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第84号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

今回の改正は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する本条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額において、新たに軽減措置を講ずるものであります。

なお、本条例は令和6年1月1日から施行し、改正後の本条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の国民健康保険税について適用するものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の12月13日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第32 議案第85号 美郷町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第 8 5 号 美郷町立学校設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

令和 6 年 4 月 1 日に、美郷町立南郷小学校と南郷中学校が義務教育学校である美郷南学園として開校するために必要な条例改正を行うものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第 6 日目の 1 2 月 1 3 日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第 3 3 議案第 8 6 号 令和 5 年度美郷町一般会計補正予算（第 8 号）を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第 8 6 号 令和 5 年度美郷町一般会計補正予算（第 8 号）についての説明をいたします。

今回の補正は、人事院勧告に伴う人件費の補正、既存予算のうち経常的経費の過不足、各種事業の進捗に伴う財源や歳出の更正、また併せて、災害復旧事業の対応等必要な経費を要求するものであり、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8, 1 4 3 万 2, 0 0 0 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 1 0 7 億 4, 4 0 0 万 1, 0 0 0 円とするものであります。

それでは、歳入についての主なものを御説明いたします。

国庫支出金に 6, 7 7 3 万 9, 0 0 0 円を追加しました。主なものとしましては、総務費国庫補助金のうち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の 6, 0 1 2 万 5, 0 0 0 円であります。

次に、県支出金に 1, 0 7 0 万円を追加しました。これは、農林水産業費県補助金の機構集積協力金及び大規模経営体育成支援協力金合わせて 6 7 2 万 1, 0 0 0 円の追加が主たるものであります。

次に、諸収入の雑入について 2 9 1 万 3, 0 0 0 円を追加しました。これは、デジタル基盤改革支援補助金 2 7 2 万 9, 0 0 0 円が主なものであります。

続いて、歳出について説明させていただきますが、臨時的な経費及び政策的な経費を中心に、主なものを説明させていただきます。

初めに、議会費に 4 5 万 3, 0 0 0 円を追加しました。議会システムの点検委託料と職員人件費の補正であります。

次に、総務費に 2, 0 0 6 万 1, 0 0 0 円を追加しました。電算システムの改修委託料や C A T V 施設の災害復旧工事費、住基システムの改修業務委託料の追加が主なものであります。

次に、民生費に161万7,000円を追加しました。西郷デイサービスセンター改修工事費の追加によるものです。

衛生費の152万8,000円の追加につきましては、骨髄等移植ドナー支援奨励金、歯科診療所備品購入費の追加であります。

次に、農林水産業費に2,985万1,000円を追加しました。このうち農業費の農業振興費では、機構集積協力金事業に592万1,000円追加、ふるさと納税寄附金の増加に伴う産地型商社活動促進事業委託料に700万円を追加し、林業費において、林道維持管理費に400万円、県単治山事業工事請負費に690万円を追加したものが主なものであります。

商工費からは365万3,000円を減額しました。速日鉱山施設管理費の事業費変更に伴う減額が主な要因であります。

次に、土木費に505万9,000円を追加しました。これは、分譲宅地造成工事費の追加によるものです。

教育費には、1,077万3,000円を追加しました。これは、職員人件費の追加に加え、物価高騰の影響による学校給食施設費の賄い材料費等の経費の追加が要因であります。

災害復旧費には、道路橋梁災害復旧事業の測量設計委託料の追加として900万円を追加しました。

最後に、諸支出金に、介護保険事業を主とした特別会計繰出金583万4,000円を追加しました。

以上が、主な補正の内容であります。これにより、令和5年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ107億4,400万1,000円となりました。

以上で、説明を終わります

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の12月13日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

- | | | |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第34 | 議案第87号 | 令和5年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第35 | 議案第88号 | 令和5年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第36 | 議案第89号 | 令和5年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第37 | 議案第90号 | 令和5年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第38 | 議案第91号 | 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第39 | 議案第92号 | 令和5年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第40 | 議案第93号 | 令和5年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号) |

【議長 山本 文男】

お諮りいたします。

議案第 87 号から議案第 93 号までの 7 件を一括議題にしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがって、議案第 87 号から議案第 93 号までの 7 件は一括議題にすることに決定しました。

7 件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第 87 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出に、それぞれ 108 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 6,655 万 1,000 円とするものであります。

補正の内容につきましては、人事委員会勧告による職員人件費の追加、また、出産される国保の被保険者の産前産後期間の国保税について、令和 6 年 1 月から軽減措置が講じられることに伴うものが主な内容であります。

それでは、まず、歳入について説明いたします。

県支出金の特別調整交付金へ 66 万円を追加しました。これは、歳出で計上しております産前産後保険税軽減に伴うシステム改修委託料の財源となるものであります。

また、一般会計繰入金として、職員人件費分など、計 42 万 8,000 円を追加しております。

続いて、歳出の主なものとしまして、総務管理費に産前産後保険税軽減措置に伴うシステム改修委託料や職員人件費の増加分など、合計 108 万円の追加、また、保健事業費には、人事委員会勧告に伴う会計年度任用職員の人件費として 14 万 4,000 円の追加予算を計上しております。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第 88 号 令和 5 年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 94 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 9,182 万 2,000 円とするものです。

まず、歳入予算につきましては、令和 5 年度調定見込みによる介護保険料を 34 万 3,000 円減額したほか、一般会計繰入金につきまして、給付費の見込みに

に伴い介護給付費繰入金を298万9,000円増額しております。

続いて、歳出予算につきましては、介護報酬改定に伴うシステム改修委託料として総務管理費を211万9,000円増額したほか、保険給付費につきまして、介護サービス等諸費を2,350万円増額、高額介護サービス等諸費を60万円の減額、特定入所者介護サービス等諸費を100万円の減額、介護予防サービス等諸費を190万円増額しております。

以上の結果、不足する財源につきましては、予備費により充当しております。

以上で、説明を終わります。

議案第89号 令和5年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出の総額から、歳入歳出それぞれ1,876万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,628万2,000円とするものです。

歳入につきましては、第1号補正時に説明いたしました10月1日よりインボイス制度が導入されたことに伴い、厚労省が後期高齢者医療広域連合が市町村へ委託している高齢者保健事業が課税対象の事業である旨の見解が出されたことにより、後期高齢者医療事業特別会計で計上していた保健事業について、一般会計に組み替えて実施することでインボイス制度に対応することとしたため、一般会計繰入金を4万9,000円、受託事業収入1,871万1,000円を減額いたしました。

歳出でございます。

同様の理由により、総務管理費を(受託事業収入に係る経費分)1,050万3,000円、他会計繰出金を825万7,000円を減額いたしました。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第90号 令和5年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,694万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億3,124万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、令和6年4月1日からの公営企業会計への移行に伴い、財務上の引継ぎの準備として簡易水道事業基金を廃止し、基金繰入金として3,694万8,000円を計上するものであります。

歳出につきましては、簡易水道総務費の需用費に公用車修繕費7万7,000円、簡易水道財産管理費の修繕費に突発対応として300万円、工事請負費に宇納間浄水場導水管修繕後の道路舗装工事として91万3,000円を追加しました。

また、予備費に3,295万8,000円を追加しましたが、これは歳入で説明した基金繰入金を公営企業会計を引き継ぐため、一旦予備費として計上しておくものであります。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第91号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,109万2,000円を追加し、予算の総額を2億5,204万4,000円とするものです。

歳入につきましては、昨年の台風14号で被災した農業集落排水施設の災害復旧事業補助金に5,743万3,000円、令和6年4月1日からの公営企業会計への移行に伴い、財務上の引継ぎの準備として農業集落排水施設維持管理積立基金及び農業集落排水事業排水設備工事資金貸付基金を廃止し、基金繰入金として6,3

65万9,000円を追加しました。

歳出につきましては、まず、一般会計繰出金に5,743万2,000円を追加しました。現予算では昨年台風14号で被災した農業集落排水施設の災害復旧費には一般会計繰入金を充てておりますが、今回、補助金を歳入補正しましたので、相当額を一般会計へ繰り出すものであります。

また、予備費に6,366万円を追加しましたが、これは簡易水道事業と同様に、基金繰入金を公営企業会計へ引き継ぐため、一旦、予備費として計上しておくものであります。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第92号 令和5年度国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,295万6,000円とするものであります。

歳出補正の主なものは、南郷診療所診療施設修繕費14万円及び給料表改定による会計年度任用職員人件費160万5,000円の増額であります。

歳入補正の主なものは、宮崎県外来対応医療機関設備等事業費補助金7万円の増額であります。

以上で、説明を終わります。

議案第93号 令和5年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出について544万4,000円の増額補正を行うものであります。

収入につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種委託料350万4,000円、新型コロナウイルス感染による高齢者施設への往診補助金194万円を増額補正しております。

支出につきましては、給与費447万1,000円を減額補正しております。これは、退職等に伴う減額及び人事院勧告による手当の増額です。

また、給食材料費不足分29万8,000円、燃料費不足分146万7,000円、固定資産の増加に伴う減価償却費815万円を増額補正しております。

以上で、説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の12月13日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第41 発議第3号 美郷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を議題とします。

本案について、提出者の中嶋 奈良雄議員より、提案理由の説明を求めます。

【5番 中嶋 奈良雄議員】

議長。

【議長 山本 文男】

5 番、中嶋 奈良雄議員。

【5 番 中嶋 奈良雄議員】

発議第 3 号 美郷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について、提案理由を申し上げます。

令和 4 年 1 2 月 1 0 日に成立した地方自治法の一部を改正する法律により、議会議員に係る請負に関する規制が緩和され、政令で定める一定金額までは議員個人による町との請負が規制の対象から除かれることとなりました。

このことにより、請負状況の透明性を確保し、議会運営の公正及び事務執行の適正を図ることを目的に、美郷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第 3 号 美郷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがって、発議第 3 号 美郷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、日程第 4 2 発議第 4 号 美郷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例を議題とします。

本案について、提出者の中嶋 奈良雄議員より、提案理由の説明を求めます。

【 5 番 中嶋 奈良雄議員 】

議長。

【議長 山本 文男】

5 番、中嶋 奈良雄議員。

【 5 番 中嶋 奈良雄議員 】

発議第 4 号 美郷町議会議員の報酬及び費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例について、提案理由を申し上げます。

議員の職責及び議会への住民の信頼を維持するため、美郷町議会議員が、傷病などにより、長期にわたり議員として職務を果たすことができない場合に、当該議員の議員報酬及び期末手当の支給を減額する条例を制定するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第 4 号 美郷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、発議第 4 号 美郷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

以上で、本日の日程は全部、終了しました。

次は、12月11日月曜日、午前10時に本会議を開きます。時間をお間違いないようお願いいたします。

本日は、これで散会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

(散会：午前11時34分)

令和5年第4回定例会

美郷町議会会議録(第2号)

令和5年12月11日

美郷町議会

令和5年第4回美郷町議会定例会会議録（第2日目）

令和5年12月11日（月曜日）

◎開会日時 令和5年12月11日 午前10時00分 開会
◎散会日時 令和5年12月11日 午後2時7分 散会

◎出席議員（10名）

1番	若杉 伸児君	2番	早川 節夫君
3番	中田 武満君	4番	兒玉 鋼士君
5番	中嶋奈良雄君	6番	川村 義幸君
7番	那須 富重君	9番	甲斐 秀徳君
10番	川村 嘉彦君	11番	山本 文男君

◎欠席議員 なし

◎欠員 8番 小路 文喜君

◎会議録署名議員 9番 甲斐 秀徳君 10番 川村 嘉彦君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 森川 晴君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	泉田 博文君
総務課長	甲斐 武彦君	税務課長	川村 博昭君
企画情報課長	田常 浩二君	町民生活課長	田村 靖君
健康福祉課長	黒田 和幸君	建設課長	林田 貴美生君
農林振興課長	松下 文治君	政策推進室長	長田 孝規君
教育課長	鎌田 次郎君	地域包括医療局事務長	田原 裕亮君
南郷地域課長	黒木 博文君	北郷地域課長	石田 隆二君

◎会議の経過 別紙のとおり

令和5年第4回美郷町議会定例会 議事日程（第2）

令和5年12月11日

午前10時開議

日程第1 一般質問

2番 早川 節夫 議員

1. 鳥獣被害対策について
2. 施政方針の中での数多くの取組みについて
3. 教職員住宅の総合的な整備について

11番 山本 文男 議員

1. 水素燃料電池宇納間事業所について
2. 北郷中小屋地区の県道宇納間日之影線横のトイレについて

6番 川村 義幸 議員

1. 農道整備についての再質問
2. 御田祭で使用する馬の支援について

3番 中田 武満 議員

1. 高齢者生きがい農業の支援について
2. 鳥獣被害対策につい

会 議 録

令和5年12月11日
午前10時00分開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

【議長 山本 文男】

おはようございます。本日もよろしく申し上げます。

本日は、一般質問であります。美郷北義務教育学校の生徒の皆さんが傍聴に来ていただきましたありがとうございます。

将来、皆さんの中から、この議場の椅子に座る人も出てくるかもしれません。その椅子が執行部なのか議員側なのか、もしかしたら町長の椅子に座る人も出てくるかもしれません。

本日の傍聴が有意義なものになりますよう、心からお祈りいたします。

【議長 山本 文男】

ただいまの出席議員は10名であります。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付の議事日程表のとおりであります。

また、学習用のカメラの持込み、写真の申出がありました。また、報道機関が学校傍聴取材のため、カメラの持込みと写真撮影の申出がありましたので、許可しました。

【議長 山本 文男】

日程第1 一般質問です。

今回、一般質問の通告のありました議員は7名であります。

本日は、4名の一般質問を行い、残りの3名は明日、一般質問を行います。

通告順に一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

2番 早川 節夫議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 山本 文男】

2番 早川 節夫議員。

【2番 早川 節夫】

改めまして、おはようございます。通告順によりまして、最初に一般質問をさせていただきます。

この議場に入ってから待ち時間の空気の重さ、もう本当に耐えがたいものがあるんですが、今日はまた美郷北学園の9年生の生徒の皆さんが来られております。また、二重の何か重圧を受けてるような気がいたしまして、うまくやれるかちょっと自信

がなくなったような気もしますが、1問目の一般質問をさせていただきます。

まず最初に、有害被害の対策について、伺いたいと思います。

本年度は、昨年とまた違ってイノシシ、米の被害、ほかの農産物もそうですけども、イノシシの害が一層、増えた年ではなかったのかなと思っております。

私は、田んぼを3か所持っております、そのうちの1か所が2人で防護柵をしていただいて、管理をしながら米をつくっているんですけども、去年まではもう1人の方も80歳を超えてるんですけども、一緒に管理をして米をつくっていたんですが、今年は体調も壊されたのか、管理のほうもできなくて、私1人でやっております。

防護柵に関しましては、弱いところ、地面の金網が刺さる部分と刺さらない浅い部分とありまして、どうしてもそこからイノシシが穴を掘って田んぼの中に入ります。

それで、私の田んぼは歩いて、イノシシが歩いた分だけで済んだんですが、その80歳以上の方の田んぼは、中に水があったのか、転げて回って、米を全部倒してしまっております。

やはり、町としてはいろいろな対策を取っていただいて本当にありがたいことだなと思っております。イノシシはもう本当ここの管理が大事になってくるのかなと思っております。

最近では、猟友会の方の減少、有害駆除班をつくっていただいてやってもらってるんですが、どんどん少なくなっていると。

それと、特に6月、7月、8月は、3か月ぐらいはもう異常な暑さで、犬も動けない、人も動けないということで、なかなか駆除する日数が減ってくるという話も聞いております。

それから、わなとかでもいっぱい管理してもらってるんですが、そういう人たちもやはり地区に1人ずつおられるんですけども、持ち場がかなり範囲が広いということで、やはり若干、大変なのかなと思っております。

これからいろいろな対策をしていかなければいけない時期もまた来てるのかなと思っておりますが、数多くの防護柵であったり電柵であったり、わなであったり、有害駆除班であったりいろいろな策を取ってもらっているんですけども、これからだんだん、今さっきもお話ししましたけども、管理をしていく、年齢が高齢になりましてなかなか難しくなるんじゃないかなと思っております。

また新たな対策とかがもし、町のほうで考えがあれば、そこら辺のところをお伺いしたいんですが、よろしくお願いします。あとは席に戻らせていただきます。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

皆さん、おはようございます。今日から明日にかけて7名の議員の方々に一般質問をいただくことになっておりますので、よろしく申し上げます。

本日は、北郷義務教育学校の9年生の方々が傍聴ということであります。

議長が言いましたように、次の世代を担う子供たちであります。傍聴が自分たちの今後の糧になればと思っております。

私からのお願いですが、時間を大切にしてほしいなという気持ちがあります。

なぜかという、時間は命を大切にするとするか、そちらのほうにつながっていくのではなかろうかと思っておりますので、100歳生きるときの時間、日にち、秒、いろいろなことを考えたらこれから先でありますので、これから頑張っていたければなというふうに思っております。

それでは早川議員の有害鳥獣に対してということではありますが、町として議員おっしゃったような形で頑張っているところではあります、なかなかその被害が減らないと。かえってイノシシやらが増えている状況であるということではありますが、確かにそのようなことを聞いております。

それを管理するのは誰かという農家さんでありますし、そしてまた、個体を減少していくのはそういう有害鳥獣班、そしてまたいろいろなものを、こちらとしてはメッシュ柵とかそういうものをどんどんどん提供して被害防止に努めていたきたいという形でやっておるのは御承知のとおりだと思っております。

今後どうするのかという話ではありますが、やはり、基本的には里山にそういう鳥獣を寄せつけないということの工夫が一番根本的にあるのかなと。

ですので、昔と違って、その鳥獣が住む場所を人間が脅かしてきたということ、そういう結果が生まれてきたのかなというふうに思っております。ですので、そういう鳥獣を里山のほうに近づけない工夫をするのが一番いいかなというふうに思っております。

いろいろやってきてることをる言っても、皆さん御承知のとおりですのでそこは割愛いたします。

それと今度は、人がすることですので、どうしても限界があります。

今言うスマート農業という話の中で、そのスマート農業の中に有害鳥獣対策というか、やはりそういうものが今後、出てくるのではなかろうかというふうに思っておりますので、そういうものを使っていろいろな形で対処していきたい。

例えば、前の議会でしたかね、猟友班が犬を使って追い出す。犬は疲れる、夏場は動かないと。そうなれば、ドローンを使って犬の鳴き声を発生させて追い出すと。いろいろな形の中でスマート農業が今後、どういう形で有害鳥獣対策に出てくるかわかりませんが、そういうものを精査しながら、美郷町に合った対策をしていくことが肝要かなというふうに思っております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 山本 文男】

2番 早川 節夫議員。

【2番 早川 節夫】

そうですね。あらゆる対策を取っていただいていますので、ほかに策があるかというとなかなかないのかなと思ってます。

ただ、防護柵にしたら、どうしても根っこの地面につくほうがやはり弱いので、そこら辺に何か有刺鉄線みたいなものを張らすとか、そういう対策もいいのかなと。

ただ、それをすると今度は草切りとかそっちのほうに難があるのかなと思ったりもしますけども、イノシシが田んぼに入らない対策というのは、もうそういう形を取るしかないのかなと。あと、入り口の強化とか。

あと、考えられるのは、わなを。この有害対策については、私以外に2名の方が質問されるので、私はもう気持ちはもうお二方、中田議員と甲斐議員と思いは一緒ですので、あまりしつこい質問はしないようにはしようかなと思ってんですが。

ただやってほしいことは、今言いましたように、有刺鉄線を張り回す策を取っていただくとか、それからパトロールをしていただく方が今、地区に1人ずついますけども、やはり範囲が広過ぎるということで、やはり車の移動等もあると思いますが、燃料高騰もありますので、そこら辺のところの手当での保障であったり、それから、またわなを増やす手段を取っていただくとか、そういう基本的な対策も取っていただければ、有害対策になってくるのかなと思っております。

町長も言われましたけども、本当、いろいろな策をしてもらっていますので、あとは個々の管理がもう主になってくるのかなと。

スマート農業でドローンを飛ばして犬の代わりに務めるとか、そういうのも本当に必要なことかなと思ってますので、ぜひ取り組んでいただきたいなと思っております。

この鳥獣対策に関しては、高齢者の方からもういっぱい声が出ますので、そういう取組、また私たちも考えていかなければならない問題かなと思ってますので、ぜひ考えていただいてお願いしたいなと思っていますところなんです。

この答弁に関しては、中田議員、甲斐議員のときに詳しく御答弁していただくという形を取っていただくということで、私はもう鳥獣対策の件はこれで終わって、2番目の質問に行きたいんですが、議長よろしいでしょうか。

【議長 山本 文男】

2問目の発言を許します。

【2番 早川 節夫】

ありがとうございます。では、2本目の質問に入ります。

施政方針の中で、町長が23の項目で数多くの取組を述べておられます。

今回は、農林業振興、商工観光、移住定住、保健福祉について伺いたいと思います。

まず、農林業振興についてですが、農林業の振興は町長は重要課題として取り組んでおられます。

特に、「農林業の担い手確保、育成対策の充実を図り農林業の振興と地域活性化を推進する」と、数多くの助成であり補助であり、それを導入していただいて事業を展開していただいております。

それから、6次産業化については、美郷町地域ぐるみで取り組む6次産業化基本構想を令和元年に策定して、産業の振興に取り組んでいます。

特に、栗の加工施設は町の6次産業化モデルとして、栗のさらなる振興を図る事業というふうに打ち出しておられます。「これを基に、他の農産物の振興にもつなげていく」と、そう述べられております。

それから、商工業の振興についてです。

「商工業活性化や地域の特徴を踏まえた各種事業の展開及びコロナ禍で影響を受けている商工業者への支援と観光振興については、これまで地域ごとに展開してきた里づくり事業を生かしながらの新たなブランドのプロモーション活動の実施、町内に点在する観光景勝地への周遊機会の創出、体験型・交流型のツアーの推進を通しての交流人口、関係人口の拡大につなげていく」というふうなうたっておられます。

それから、移住定住の推進ですが、お試し滞在宿泊施設を活用した職業体験や、田舎暮らしの体験の実施や、県・国の移住支援金の活用・雇用について、ハローワークやふるさと宮崎人材バンクと連携をして、情報提供しながら移住定住者の仕事のあっせんをするつながりというものを打ち出しております。

それから保健・福祉の充実については、①から⑦まで、充実、支援そういうものでうたっておられますが、それをもう本当にたくさんの事業等で美郷町をよくするという意味でもたくさんの事業を取り入れてやっておられますが、その中での成果と、課題も恐らくもう見つかっているものもあるかと思いますが、分かっている範囲で結構ですが、お答えをお願いしたいと思います

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

令和5年度の美郷町の施政方針ということで打ち出しまして、その成果ということでのお話だと思っております。

いろいろな分野において、農林業、6次産業化、商工観光そして移住定住、そして保健福祉ということで、全てが重要な課題であります。

それぞれを歯車にすると、その歯車がこの全てがかみ合うようになっていくほうがベストかなと。1つだけ突出してもおかしくなりますし、いろいろな立場の町民が住んでいますので、それぞれのニーズに合わせたものやっていくというのが本来の立場かなというふうには思うところであります。

その成果はということではありますが、農林業に対してはいろいろな形の中で、やってきた政策が今、実を結んでるかなというふうに思っております。

一番どうかというのは、生産額の比較をするのが一番いいんですが、私が思うのは、今度はちょっと、できるかできないか分かりませんが、税務課の農業所得を引っ張り出せんかと、全体の。それと、昨年度の農業所得、収入でもいいんですけど。

それを引っ張り出して、その収入がどれだけ増えてきたか減ってきたかというこ

とがその成果につながっているということなのかなというふうに思っております。

ですので、そのときそのときの気候条件はあるとしても、そういうものを精査しながら今、やってきた個々の振興ではなくて、農業全体、林業全体がつかみ取ればいいのかなと。

私は、収入としては上がってきてるのかなというふうには思うところです。

幸いにして、林業に関しては御案内のとおり森林環境譲与税というものが出てきて非常に使いやすくなったと。林業の振興には欠かせない財源だということであります。

また、譲与税のはじき方を変えていくということでもありますので、本当に美郷町としてはありがたいと。

結局、民有林の面積を増やす、率として増やすということですので、町としてはありがたいことだなというふうに思っております。

6次産業化なんですけど、これも前の議会で加工場を造りたいという話の中でやってきましたが、賛成を得られずに頓挫したということでもあります。

私のほうはまだまだ諦めていないと。6次産業、なぜ栗からかという話でありますけど、栗がそういう形で一番6次産業化になっているということと、非常に栗が私は日本の和菓子の餡とすれば、小豆か栗かという2つの選択肢がある。この2つがすごくいいのではなかろうかと思っております。

それを使って、やはり6次産業化の製品までと。で、美郷町の製品として栗の商品化をしたいと。

その次は何かという話でありますけど、今度はシイタケやらに目を向けていきたいと。以前、ビビットで岡田商店が出ておりましたけど、いろいろなシイタケの作り方、これを商品開発をしていくということで、非常に光さん頑張っておりますけど、そういうところにやはり光を当てながらシイタケの6次産業化をやっていく。

一つ一つやっていく、一遍にはやれませんが、栗が終わったらシイタケ、シイタケが終わったら何にするかと、そういう形でやっていけば、うちの非常に1次産品としてのすばらしい食材といいますか、そういうものが世に出ていくのではなかろうかという話であります。

また、ちょっと7日から10日までですかね、沖縄のほうにうちの職員が、農振課のほうで沖縄に行ってきて、そこに豊見城市に酒造会社があるということで、そこに米を送って、そこで焼酎がつかれないかという話であります。

ですので、うちの米と豊見城市の技術をもってということで、ふるさと納税にできるということでもありますので、そういう形でやはりどんどんどんどん付加価値を高めていきたいなというふうには、今後、思うところでございます。

商工観光でありますけど、商工業の振興についてはいろいろな形で企画情報課と商工会がタイアップをして、非常に変わったっちゃないかなという気がしています。

商工会の活気といいますか、これが変わってきたと。非常に事業継承もスムーズに行ってますし、そこでやめたらもうその店が終わりという話だったんですけど、その後が続いてきているということであれば、非常に取組としてはすばらしいものがあるということでもあります。

ですので、商工会の母体にして1つの経済団体でありますので、そこを中心に、今後とも同じような事業の中で手厚く援助をしながら、また悪くなれば変えていくという話の中で、商工業振興はなっているのではなかろうかというふうに思っております。

観光なんですけど、これもなかなか、「美郷町を知ってますか」ということで、ち

ようど宮崎大学の地域資源創成部ですかね、そこでお話をする機会があって、「知らん」と。80人ぐらいおって3割ぐらいしか知らんと。そういう状況でした。

どこを知っとるといったら、「南郷村知っとるか」と言ったら「知っとる」と。旧村は知ってると。美郷町は知らんと。美郷町、どこにあつとかという話で、これじゃあいかんということで、プロモーションをかけたのが企画情報課がいろいろな形の中でDRIVE TO MISATOという話です。

このプロモーションがすごくなにか宮崎県民に受け入れられたというか、ポスターにしても簡単に作ってますけど非常にインパクトが強いということで、非常に知名度が上がってきてます。

ですので、今後どうするかという話で考えていかなければなりません、やはり1町村じゃなくて県北、やはりうちには高千穂町という本当に年間100万人ぐらい観光客が訪れる自治体がありますので、やはりそこに来る観光客を、いかに誘客をこちらのほうにするかと、そういうことが一番大切になってくる。

ですので、北部広域行政事務組合の中で、そういうルート、周遊づくりをしっかりとやりながら、美郷町独自の町は町でやっていく必要も出てくると、そういうことであります。

保健福祉は本当、人の根幹に関わる部分であります。

ですので、健康福祉課を中心に特定健診ということで、やはり早めに自分の体調を見極めるために検診を受けてくださいよという話であります。

この検診の受診率、県内でも高いほうでございますので、その結果、保険税が診療、医療費が下がれば保険税が下がってくるわけですが、そういう形の中で動いているということでもあります。

ですが、まだまだなかなか特定健診を受診されない方がいますので、その辺はしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

やはり自分の体は自分で直していくというか自分しか知りませんので、やはりそういう意識を持ってやってほしいなという部分で、啓発をしながらそういうことをやって、町民の健康を守っていく必要があるかなというふうに思っております。

ですので、まだまだいろいろな成果があるんですが、ひっくるめて、やはり令和5年度にこういう施政方針を出したからということではなくて、やはり長期総合計画の中にのっとってそのときの町長の考えというものをアクションプランみたいな形を出していくということになりますけど、基本はやはり総合計画の中でどうするかという部分は10年スパンで見たときに、そんなに変えることはできない。そういうふうに思っておりますので、非常に町政が安定してきて活性化というか、「ちくせん」の話も明日、出てきますけどそういう部分で少しずつではあります、美郷町が動き出しているという感じは私自身、持っているところであります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 山本 文男】

2番 早川 節夫議員。

【2番 早川 節夫】

ありがとうございました。

ただ、もう一つ聞きたいことがあるんですが、移住定住のことも聞いたかったんですが、多分、移住定住もいろいろな政策の中でやっておられると思います。

助成であり補助でありいろいろな対策をしていただきながら、移住してきた方々に手厚く対策を取っていただいていると思います。

この中で、やはり成果もある、もちろん移住定住者の方に成果ももちろんあるかと思うんですが、課題もたくさんあるんじゃないかなと思っております。そこら辺のところ分かれば教えていただきたいんですが、よろしく申し上げます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

移住定住の実績としては増えているということで、相談件数もいろいろあるという話の中で、対応していく必要は出てきております。

結果的に今いる人、移住してきた人がどういう課題を持っているかという話であります。

それぞれ違う感覚かなと。やはり移住定住というか、Iターンという炭焼きを目的にして、Iターン、移住定住してきた人たちの目的というのははっきりしていると。

はっきりしてるというか、炭をやって頑張りますよという話で、そういう生活が好きだという話の中です。はっきりしたものを持ってやっていますけど、移住定住それぞれ感覚が違いますので、いろいろな問題が出てきているということは確かであります。

ですが、やはり私が時々聞くのは、子供やらが病気になったときに預かる人がいないと。そこに住んでる人はじいちゃん、ばあちゃんがおれば、ちょっと頼むわねという話ができけますけど、やはりこれが一番苦しいという部分を聞いたことがあります。

どうかならんやろかいねという話で、やはり頼る人、結局、お互いに頼ってるんですけど、何かそういう部分がちょっと欠けてるのではなかろうかというふうに思っておるところです。

ですので、課題を一つ一つ聞きながらやっていこうと思っておりますけど、やはり地域おこし協力隊は集めていろいろな話ができると。やはりそういう移住定住した方々の話の場というか、そういうことを今後、やっていく必要もあるのかなと。

その中で、忌憚のない意見を聞きながら対処していくと、それも大切かなと思っております。

私が一番聞くのはそういうことでしたので、もし政策推進課長が、課題が、まだありますか。ちょっと課長のほうに答弁させていただきますので、よろしく申し上げます。

【政策推進室長 長田 孝規】

議長。

【議長 山本 文男】

政策推進室長。

【政策推進室長 長田 孝規】

町長も答弁しましたとおり医療関係、そういったところがやはり問題になっているところもあります。

病気を持ってる方も問い合わせされる方もおります。だから田舎の環境のよいところで過ごしたいという方がおられます。

その他いろいろございますけども、あとは地域の中でうまくやっていけるかというところで、今、「ちくせん」のほうと連携して空き家を案内しているところでもあります。空き家バンク登録に「ちくせん」物件という形で載せておきまして、相談する際には、地域の方々と一緒に、行政側も職員担当が一緒になって、そして移住希望者と面談を行いまして、その結果を家主さんのほうにお伝えして、その方がこの地域に住んでもいいかなという状況であれば、家主さんと移住希望者の方が、そこで成約につながるという流れになっております。

「ちくせん」で作成しております暮らしの手引き、そういったのも移住者の方に見せまして、地域の年間の行事はこういったものがありますよと、こういった行事に参加してくださいねというような形で、希望者の方にも説明を行っておりまして、ある程度、安心した形で移住案内をしているところでございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

説明が終わりました。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 山本 文男】

2番 早川 節夫議員。

【2番 早川 節夫】

ありがとうございます。移住定住に関しましては、地域、地域でやはりちょっといろいろな声も上がっておりますが、まだまだここで述べるあれでもないんですけども、やはりちらほら上がってきてるのかなと思っております。

ただ、美郷町に移住定住するという何か目的があつてとか、住みやすいからとかあつて、多分、移住してこられると思うんですが、目的というか、仕事を自分でやっていこうというそういう方々ですと何も問題ないんですけども、やはり言葉的にはちょっと言い方が悪いかもしれませんが、移住して住んだ後3年間ぐらいはちょっと生活補助をいろいろしてもらいますよという感覚で来られてる方もいるのかなと思います。

そこで、実は、先月でしたか、大分の豊後のほうにちょっと議員で視察に行ってきました、行かせていただきました。

あそこの町は移住定住、本当に成功といいますか、かなり多い町でして、美郷町と同じで3つの町が1つになった町です。1つは2万人ぐらいの町、あと2つが4,000人、3,000人ぐらいの町の3つのと。美郷町は四、五千人の小さい町と。

移住定住で助成とか補助とか手厚い策をしているのは美郷町とほぼ変わらない政策の下でやっています。

違う点が2つありまして、もう本当に住みやすい町ですから、移住してきてもすぐに仕事が見つかる。それと、補助の率が物すごく大きい。ふるさと納税を全て移住定住に充てているということでした。

やはり、そういう大きな事業とか、今からもう美郷もちょっと取り組んでいきながら予算を取っていただいて、「美郷にはこういう仕事がありますが、移住してきて仕事をしませんか」というような形で呼びかけて、例えば、米をつくりませんか。米をつくる時期が終わりましたら、今度は山で仕事をしませんかと、そういう形の呼び込みをしていただいて、移住定住に力を入れていくと、やはり今、何が不足をしているかといいますと、やはり山の仕事であったり農業の仕事であったり、もう本当、できなくなっていく方がどんどん増えていくかと思うんですね。

特に、農業、また明日も出るかと思うんですが、農業は特に高齢率が高くなっておられますので、だんだん減っていくと。そこら辺のところの継承を促して移住してもらおうとか、そういう策を取ってやっていくと、だんだん仕事が増える美郷町になってくるのかなと思います、いかがでしょうか。伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員がおっしゃることも大切なことかなというふうに思っております。

移住定住の促進で何が大切かということになってくると、よく人間、衣食住といいますけどそれが大切であるという中で、やはり仕事やらが入ってくると。住むところはそういう空き家バンクとかいろいろなものをしながら紹介はできるんですけど、なかなか仕事が紹介できないと。

今言うふるさと納税を全てそちらのほうに、全部、充当してこういうことをやっていると自治体もあるということではありますが、そうできれば一番それにこしたことはないと思っておりますけど。

うちの補助金交付要綱なんですけど、全部合わせて170弱ぐらいの補助金交付要綱があります。全てこんげな形で、議員さんたちと話しながら。

例えば、こういう要綱をつくる時、まちっとそれを増やせとか、そんげすると、とどんどんどんどん補助金が太って行って、補助金って何かという話になってくることを本当に考えないかなというふうに思うところがあります。

ですので、そういうことを考えていくとすれば、今ある補助金の要綱やらは、やはりスクラップアンドビルドというか、壊して作り直すという形にせんと財政がもたないということも出てきますので、今、何が大切かという部分に特化して、例えば、「何年間」という期限をつけてやっていくと。

ただ、やっていったときPR不足かどうかはまた問題としても、その補助金を有

効に活用できなかつたというときには、また変えていくと。

ですので、美郷町の移住定住、人口が増えるのが本当に目的でありますので、それはそれでしっかりと議員の皆様方と協議しながらやっていきたいと。

それと、やはりもう一つ思うことは、関係人口の増加ということを非常に思います。関係人口といいますか、美郷町に来ていただいて、住まなくても年に四、五回は行ってるよというような形で来てほしいなど。この人たちが増えることは非常に強みになると。今後、美郷町の強みとして捉えていいのではなかろうかと。

その中で、四、五回来るうちに、もう住んでみようかというふうに思うところがあります。

ですので、仕事をいろいろな形で今後、担い手も不足しているし高齢者になってくるといことで、いろいろなものが空いてくるとい実態が出てきますので、その中でどうするかという部分を、うちのホームページ等で紹介をしてるんですけど、そういう形ばかりでなくて、もっと具体性を持ってやっていく必要もあるのかなというふうに思っております。

ですので、議員さんの提案を聞きながら、またそこにいる9年生の「こうしたら」とい考えがあったら、意見を出してほしいなというふうに思うところがあります。以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 山本 文男】

2番 早川 節夫議員。

【2番 早川 節夫】

ありがとうございます。本当、大事なことがいっぱいあるかと思ひます。

移住定住に関しましては、もう本当に答弁ありがとうございます。

やはり農林業関係でも、材はどんどん出る。山がはげていく。地ごしらえ、植栽、それから下刈り、そういう仕事とかがやはり多くなってくるのかなと。その人たちの仕事をする人たちが少ない。それを増やしていかなければいけない、そういう対策とかもいろいろもう精いっぱいやってもらってますので、これを続けていってもらいながら、担い手を増やして行って、少しでも増やしていただきたいなと思っております。

私が本当、切に願うのは、働く人をどうにか手助けをしていただきたいなというふうにお願いをしまして、次の質問に移りたいんですが、議長よろしいでしょうか。

【議長 山本 文男】

3問目の発言を許します。

【2番 早川 節夫】

ありがとうございます。では、3問目の質問に移ります。

教職員住宅の総合的な整備についてちょっとお伺いをいたします。

資料で写真が送られているかと思うんですが、この写真は、黒木地区にあります教員住宅でございます。これ388号道路沿いにありますので、私、延岡、門川に行くときに、よく見かける住宅でございます。

いつも見て、「うわぁ外壁が汚れてるな。黒いな。中はきれいであっても、これ、紹介されたらちょっとあとを引くな」というような気持ちでいつも見て通っておりました。

やはり先生方が来られて、美郷町に1家族でも多く住んでいただいて教鞭を執っていただく、やはり気持ちのいい環境づくりも必要なのかなと思っております。

そこが一番、最初はやはり住宅環境かなと思っております。

南郷、西郷、北郷、3つあるんですけども、学校に近い、店に近い、条件のよろしい住宅とかが空いてるのであれば、そこら辺もちょっと、古ければちょっとリフォームをしていただいて、新しく来られる先生をそこにに入れていただいて、今、入っている住宅とかがもし外壁なんかが悪ければ、そこはまたリフォームして、それをローテしていくというか。そうすると、毎年、毎年、気持ちのいい住宅環境で先生たちが生活ができるのかなと思うところであります。

もし、それが可能であれば、やっていただきたいのですが、伺いたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

本当に議員おっしゃるとおりだと思っております。今日、先生もお見えですけど。

美郷町は、本町には72名の先生方が赴任されているということでありまして、その中で30名の先生方が町内に居住をされているということでありまして。

結局、住宅環境がいいということが何につながるかといったら、子供たちの教育につながってくるのではなかろうかと思っております。

何か嫌なところで住んでるよりか、いつも明るくて、その子供たちに接して、そういう住環境を整備しなければならないというふうには思っております。

住宅の現状と今後の総合的な整備等については、教育課のほうで所管をしておりますので、教育長のほうに答弁をお願いします。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 山本 文男】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

質問ありがとうございます。教職員の住宅についてでございます。

現在、町内には40戸の教職員住宅がございます。そのうち31戸に入居をされておりますので、比較的たくさんの先生方がこちらに入居されて、ありがたいなと思っております。

先ほど、議員から紹介のありましたこの住宅につきましては、見る限りでは、旧黒木小学校の校長住宅じゃないかと思うんですけども、そういったところを全部くまなく見ていきながら、やはり住環境、年々、我々の生活環境もよくなってきていますので、先生方の生活環境もそういうふうによくなっていくようにリニューアルしてやっていきたいなと思ってるところです。

町内を見てみますと、御指摘のとおり日当たりのあまりよくないところとか、草がたくさん茂っているところとか、そういうところがございますので、そういった条件等を見ていきながら、入居しやすいところの建物を思い切って新居に変えるとか、そういうふうにしていきたいと考えているところでもあります。

現在、一番古いところで昭和54年、そこに入居されている先生もおられます。もちろん中身は、トイレは水洗にしたりとか給湯器をつけたりとか、そういった感じで生活はしていただいておりますけれども、思い切って建て替えるところは建て替えたりしてやっていきたいなと思っております。

この件につきましては、今年5月の教育委員会の中でもやはり意見が出されまして、何とか環境を整えていく必要があるんじゃないかというような御意見もいただいておりますので、前向きに取り組んでいきたいなと思ってるところです。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長、教育長の答弁が終わりました。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 山本 文男】

2番 早川 節夫議員。

【2番 早川 節夫】

前向きな答弁ありがとうございます。本当に住宅環境がよくなれば、本当に1家族でも多い先生方の御家族が入っていただくと。まだまだ美郷町に1家族でも多く住んでいただいて、地域の方と交流をしていただいて、また、気持ちのいい教鞭が執れる体制づくりができたらいいのかなと私も思っていますので、ぜひそこら辺のところをよろしく願いしたいなと思ってます。

本当に、池の原だったですかね、池の原地区に教員住宅がやはりあるんですが、道路を挟んで2棟と1棟。そのうちの2棟がやはり教育長もおっしゃってましたが、本当、午前中は日が当たるんですけども、もう午後からもう全然、今の時期は日が当たらないというような状態でございます。

ただ、そこにちょうど私、田んぼの仕事でちょっとそこを歩きましたので、ちょっと気がついたんですが、1家族だけ本当に入っておられて、反対の住宅はちょっと丘の上に造ってありまして日当たりがよくてですね、「そっち何で入らんかったのかな」と思ったところでした。

それで、こういう形の一般質問をさせてもらってるんですが、本当に古い住宅だと思います。だからそこに入ってる方から、「どうにかしてくれ」と言われたわけでもございませんが、私が気がついたと。自分がその立場になったときに、やはり外がきれいだといいなと。気持ちがいいよねと。中に入ったら、ちゃんと整備されて

るなってと。やっぱ気持ちがいい。やっぱそういう気持ちのいい気持ちのいい家で生活ができるような環境づくりをしていただければありがたいなと思っています。

本当に今日は3つの質問しましたけども、北郷がよくなれば、西郷がよくなれば、南郷がよくなれば、美郷全体がよくなると。私はそういう考えの下で活動していきたいなというふうに思っています。

最後に、町長も何か思うところがありましたら、よろしくお願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員がおっしゃいますように、それぞれの地区の代表ではありませんけど議会は、美郷町の代表として頑張っていってほしいという気持ちと、やはりそこには自分のホームグラウンドがありますので、そこをやはり大切にするというのは大切なことであるというふうに思っております。

その思いがちょうど和音になってというか、響き合って、美郷町の振興といますか、来年が辰年ということでもありますので、昇竜になればいいかなと。

「竜を描いて眼を点ず」というやつですかね、「画竜点睛」というやつは、その眼は何なのかということ皆さんとともに考えていける年になるといいかなと。これをすれば昇竜になる、美郷町がという部分で考えていければいいかなというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 山本 文男】

2番 早川 節夫議員。

【2番 早川 節夫】

ありがとうございました。私はこれで、全ての一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

【議長 山本 文男】

これで、2番、早川 節夫議員の質問を終わります。

ここで、休憩に入ります。

再開を10時55分からとします。

(休憩：午前10時47分)

(再開：午前10時54分)

【議長 山本 文男】

おそろいようですので、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

通告順で次の一般質問は私、山本が行いますので、議事進行を副議長と交代します。

【副議長 川村 嘉彦】

それでは、ただいまから再開したいと思います。先ほど、山本議長が言われたとおり、山本議長が一般質問を行うということでもありますので、代わって私、川村嘉彦が議事を進行したいと思います。

通告順に、質問を許します。

山本議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【11番 山本 文男】

議長。

【副議長 川村 嘉彦】

11番 山本 文男議員。

【11番 山本 文男】

副議長の許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。議長の一般質問も県内では珍しくなくなりました。よろしくお願ひします。

水素燃料電池の質問をさせていただきますが、不案内な議員さんもおられると思いますので、少し説明いたします。

水素燃料電池は、クリーンな次世代のエネルギーシステムとして、主に非常用電源として期待されていました。

メリットは、CO₂の発生がなく静粛性があり、室内で使用できること、デメリットとしては、消費税を入れると約70万円という価格帯だったと思います。

当時の菅首相が温室効果ガスの排出を2050年までに実質ゼロとする脱炭素社会を実現すると宣言し、水素燃料電池は大きな追い風を受けるかに見えました。私が議員になった頃、その階段の上り口に現物製品が展示されていました。

修電舎は2018年、平成30年5月から製造を開始しましたが、受注が少ないためその年の暮れ、数名いたパートさんを解雇、翌令和元年3月には旧黒木小のレンタルオフィスから撤退しました。宇納間事業所に残っていた担当者もその年の6月をもって本社に引き上げ、それ以降、現在まで月数回、事業所を訪れ、設備の点検、メンテナンスを行っていたようです。

この水素燃料電池の質問は私は今回が3回目となりますが、前回、3年前の私の一般質問で、町長は「延岡の会社としては、出力を上げた100ワット機の今後の展開に期待しており、条件が整った際には宇納間事業所を再稼働したいとのことで、本町としても今後の状況を注視してまいりたい」という答弁でした。

この10月に企画情報課の担当者から、100ワット機の生産はできなくなったとの説明がありました。現状を伺います。

【副議長 川村 嘉彦】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【副議長 川村 嘉彦】

町長。

【町長 田中 秀俊】

傍聴の9年生がいなくなって寂しい思いではありますが、緊張感を持ってやっていきたいと思っております。

今、山本議員のポータブル水素燃料電池の製造関係ですけど、議員、今るる説明したとおりであります。

令和2年12月定例議会における一般質問に回答しましたとおり、株式会社修電舎は30ワット出力の水素燃料電池の生産を終了しましたが、関西にある企業が100ワット出力の後継機を開発することになり、修電舎が開発を待って、受注生産を行う旨の契約を締結しております。

そのときにこちらが言ったのは、期待したいということでありまして。

しかしながら、コロナ禍による後継機開発の遅れやリチウムイオン燃料電池などの高性能かつ安価なポータブル電池が市場に出回るようになったことなどから、本年9月に関西の企業から後継機の開発を断念すると修電舎に伝えられたことを確認しております。ですので、100ワットの後継機はできないということでありまして、修電舎は断念したと。

修電舎としましては30ワット出力の水素燃料電池を計52台販売しているため、製造販売元の責任としてある程度の期間は、燃料カートリッジの製造、供給や機器のメンテナンスを行う必要があるため、引き続き、宇納間事業所の賃貸を継続したいというものであります。

ですので、やっぱり52台70万円相当額売ってますので、そのカートリッジとかメンテとか、そういうものがあるという理由の中で、それがなくなるまでといいますか、その期限は話しながら決めていきたいと思っておりますが、そういう意味で、事業所としては続けるという趣旨でございます。

以上です。

【副議長 川村 嘉彦】

町長の答弁が終わりました。

【11番 山本 文男】

議長。

【副議長 川村 嘉彦】

11番 山本 文男議員。

【11番 山本 文男】

生産の開発を断念したとのことですので。残念なことです。

2017年、平成29年3月号の広報みさとの企業誘致のページには、「ポータブ

ル水素燃料電池システムは、災害時の非常用電源としての需要を見込み、国内だけでなく海外市場まで開拓していく。美郷町水素燃料の基地として水素社会を見据え、地球温暖化防止に向けた情報発信のできる町とする。また、受注拡大に合わせて雇用を増やしていく計画です」と書かれ、企業誘致の喜びに文字が躍っています。

また、レンタルオフィス開所式を伝えた当時の新聞には、「年間360台の生産からスタートし、5年後には12人を新規雇用し、780台まで拡大する計画」と書かれてありました。

私たちは、企業誘致で何よりも雇用の創出を期待しておりました。生産中止との報を受けて、町長はどのような考えを持たれたのでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【副議長 川村 嘉彦】

町長。

【町長 田中 秀俊】

当時、ちょうど町長になる前ということで、前町長が協定書とかそういう形ですとやってきた事業をそのまま引き継いだと。ですので、美郷町にとって何十年かぶりの企業誘致ということで非常にいいことだというふうにそのときは思って、それによって雇用が増えていくというか、そういうことになればなおさらいいという話であります。

それから町長になっていろいろを進めていく中で、なかなか高価であるという部分がやっぱり一番、その時代背景としてはすばらしい考え方である脱炭素、今もなんですけど、そういう形の中でやっていくことには間違いがない、今でも間違いはないというふうには思っておりますが、あまりにも、作ったものを企業としては売らなければならないということでもあります。70万円もするということでもなかなか順調に販売ができなかったということがネックかなというふうに思っております。

ですので、先ほど言いましたように、30ワットが駄目で100ワットならという話に期待をかけたんですけど、そういう事情の中で、この100ワットも駄目だということで後継機を断念したということでもありますので、誠に残念な話であります。

ですので、これがまた続くということにはならないだろうというふうに思っておりますので、また企業誘致に対しては、慎重かついろいろな形でやっていきたいなというふうに思っておるところであります。

昔と違って企業誘致というか、どういう関連で企業さんが動きよるのかなあというふうには少し考えていきたいなとは思っております。

昔は、言うてもここ辺が道路状況が悪い。それと雇用しても、田植えじゃ何じゃ参観日じゃとって労働力がそろわないと。そうすると、生産工程が狂ってしまうという状況がありましたので、なかなか企業誘致も進まなかったという部分で認識をしておりますので、今後、今の状況を考えながら、また違う企業さんがいけばやっていきたいと。

また議員の皆さん方から、こういう企業が来たいというような話がありますよという話なら教えていただきたいなというふうには思うところです。

ともあれ、非常に華々しい花火だったんですけど、それが沈下してしまったとい

うことに対しては申し訳ないというふうに思っておるところです。

【副議長 川村 嘉彦】

町長の答弁が終わりました。

【11番 山本 文男】

ちょっと事務局長に聞きたいことあるんですけど。

私は、議長を交代したわけですから、議長でいいですかね。

【事務局長 沖田 修一】

はい、大丈夫です。

【11番 山本 文男】

議長。

【副議長 川村 嘉彦】

11番 山本 文男議員。

【11番 山本 文男】

宇納間事業者は、生産は断念したが、メンテナンス等でまた続けていきたいということでした。このような大事な報告を町長はどのように知ったのか。向こうからの担当者がこっちに来られて、使わせてほしいというような相談を受けたのかをお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【副議長 川村 嘉彦】

町長。

【町長 田中 秀俊】

前の質問のときどうなっているのかという話で、こういう内容等は聞いておりましたので、今度9月で断念するということは聞いたんですけど。

製造云々という部分と、今度はアフターサービスという部分の中で、しますよということで、結局、あそこの賃借期間が10年という形になってましたので、その部分については何ら問題ないという認識がありましたので、そういう形で私は認識していたということでもあります。

ですので、これがどうのこうのということじゃなくて、まだ有効期限内という部分の認識でありましたので、問題なかろうというふうに考えていたところでございます。

【11番 山本 文男】

議長。

【副議長 川村 嘉彦】

11番 山本 文男議員。

【11番 山本 文男】

このような報告はどのようにして知り得たかということをお聞きしております。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【副議長 川村 嘉彦】

町長。

【町長 田中 秀俊】

これを聞いたのは会社の人ではなくて、企画情報課を通して知り得たということでもあります。

【11番 山本 文男】

議長。

【副議長 川村 嘉彦】

11番 山本 文男議員。

【11番 山本 文男】

恐らく私が企画の担当者に説明を求めた頃、担当者が修電舎の方と連絡を取り合っていてそういうことが判明したということだと思います。

前回の私の質問に町長は、成り行きを注視していくと答弁されていましたが、注視していなかったのかと思って、そのことは残念に思いました。

次に、賃貸借料金が格安に設定されていることについて伺います。

料金は年間8万46円と聞いております。月に割りますと6,670円、この宇納間事業所は旧明和繊維工場を改修したもので、その改修費用は設計委託料込みで入れて2,730万円と私は調べておりますが、担当課長、これではよろしかったでしょうか。

【企画情報課長 田常 浩二】

議長。

【副議長 川村 嘉彦】

田常企画情報課長。

【企画情報課長 田常 浩二】

山本議員が今おっしゃるとおりでございます。整備年度が平成29年度、設計業務が183万6,000円、改修工事が2,548万5,000円、計の2,732万1,000円でございます。

以上です。

【11番 山本 文男】

議長。

【副議長 川村 嘉彦】

11番 山本 文男議員。

【11番 山本 文男】

分かりました。2,730万円をかけて改修したものの、賃貸料が月6,670円というのは、もう非常に安いと思います。町営住宅の家賃も平均月1万8,000円と聞いております。年間8万46円とした積算根拠についてお伺いしますが、お願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【副議長 川村 嘉彦】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員おっしゃいますように注視してなかったのではなかろうかという話でありますけど、向こうが言うてこんかぎりというか、いろいろな話の中でこうですよという部分は、聞いてから対処する部分と、その前に対処しなければならない部分、どちらになるのかなという気はしております。いずれにせよ、この部分については議員がおっしゃるような論法で行けば申し訳なかったのかなと思っております。

この賃借料については、平成30年4月に土地建物を有する本町と水素燃料電池の製造を行う株式会社修電舎との間で締結をされているということであります。

賃借の料金については、財務規則の第188条第1項に、「普通財産の貸付料として普通財産の貸付料は適正な時価によるものとする」とありますが、算出方法の規定がないため、美郷町使用料徴収条例第3条第1項の行政財産の使用料の別表1の建物使用料1平方メートル当たり70円の単価と、同条第2項の行政財産の目的外使用の土地について、時価評価額に100分の4を乗じて得た額を標準年額にする旨の規定をそれぞれ準用して算出したものであると思います。

と思いますというのは、そこに私はいなかったということを前提にして話しております。今、議員がおっしゃいますように、それだけの金額を入れてリフォームというか改造したにもかかわらず、これでいいのかというかどうかという話であるとすれば、適正な時価と適正な評価とはどういうことかという話になってきます。

ですので、今いろいろな建物・土地についてはこういう形でしておりますが、もしそれでは不備があるということであれば、ほんなら今後、契約していく中身について、物件について、1回1回不動産鑑定士というか、そういう人たちを入れて賃借料という部分を決めていくのか。

そうすると、今度はいろいろな企業誘致の面で、もし企業を誘致した場合に、非常に高額になってくる可能性もあるということもあります。

ですので、どういう形がいいのか、適正な時価とは何かを考えながら考えていく必要があるとは思っております。

でもその当時は、その当時といいますか、今もなんですけど、そういう形で賃借料の設定をしたものと私は思っております。

以上です。

【11番 山本 文男】

議長。

【副議長 川村 嘉彦】

11番 山本 文男議員。

【11番 山本 文男】

私は、低く抑えてやるのは雇用を期待していた町として、そういう考えもあって低く抑えていたのではなかったかと思います。

四者協定が結ばれていました。その中には、国内有数の商社も含まれていて、住友商事が販売を担当しておりました。

この住友商事が協定から脱退し、四者協定が解約された時点で価格の見直しをする必要があったのではなかったかと思います。このときは町長もおられたと思います。

そのことについての説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【副議長 川村 嘉彦】

町長。

【町長 田中 秀俊】

その四者協定の解約合意書が令和2年12月7日ということで、そのときの町長は私であります。アクアフェアリーと株式会社修電舎、それと住友商事パワー&モビリティ株式会社ということで、最初の協定書を結んでおりましたので、こういうことで駄目になったからということで、四者協定を破棄したというか、なかったことにしましょうねという話の中で合意書を結んでおります。

そのときに賃借料が安いというか、議員のおっしゃり方はもう安いということでしょうから、そういうリフォームした中で、問題があったんじゃないかというお話であります。いかにせんながら申し訳ないと言うしかないんですけど、そこまでの認識がなかったということでもあります。

ですので、ここの賃借料の年間額が幾らかという部分については、そんなに私のほうで気にはしてなかったというか、ただ、協定を破棄しますよという部分で、「なんでかね」ということで、こういうことだというだけの話であって、そのときには、今もなんですけど、高いか安いという話になってくるとなかなか難しいんですけど、そういう意識はなかったというのが本当のことです。

以上です。

【11番 山本 文男】

議長。

【副議長 川村 嘉彦】

11番 山本 文男議員。

【11番 山本 文男】

町長の説明によりますと、四者協定を解約された時点で、価格を見直す必要があったという認識でしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【副議長 川村 嘉彦】

町長。

【町長 田中 秀俊】

確かにそう言われればそうなるかもしれませんが、私が破棄して、その次の賃借契約というか、結局、合意書は四者協定を破棄しますよという合意であります。賃貸借契約はそのまま続行という話ですので、物が違うという考え方と、それと、それとこれとはという話じゃなくて、そこまで頭が行ってなかったと。

結局もう、使うほうの賃借契約は平成30年頃にできてたと。それが2年後にちよっと四者が非常にうまく販売ができない、製造ができないという話の中で、四者協定の破棄といいますかそれをしたということでありますので、そのときにそういう考えはなかったということ、そしてそういう認識もなかったということでございます。

以上です。

【11番 山本 文男】

議長。

【副議長 川村 嘉彦】

11番 山本 文男議員。

【11番 山本 文男】

私は、四者協定が解消された時点でいやな予感はしていました。担当者も事業所から撤退し、競合する廉価な製品もいろいろ出てきた時点で、もうそういう時期だったと思います。

ですから、その賃貸借契約も当町はその目が、そこまで考えが及ばなかったということでしたが、担当者も優秀な職員もおられますので、もう少し目を届かせていただきたかったと思うばかりです。

次に、契約期間についてお伺いします。

賃貸借契約期間が平成30年4月1日から令和10年3月31日までの10年間となっております。美郷町財務規則第187条には、普通財産の貸付期間が書かれていますが、建物を貸し付ける場合は5年となっております。瑕疵はなかったのか、お伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【副議長 川村 嘉彦】

町長。

【町長 田中 秀俊】

ちょうどこの期間を設ける伺いを見ますと、平成30年1月3日の起案ということで、その中に10年間ということの賃借期間を入れて、それで決裁を受けて、そういう形で賃貸借契約をしているということでございます。

瑕疵があったのかという話でありますので、瑕疵とは何かというふうに思うところではありますが、担当に調べてもらったら、法的に何かしらの欠陥がある状態ということでもあります。

もう一方で、そういう契約の意思表示に詐欺あるいは脅迫などの理由があることということで瑕疵という部分があります。

ですので、瑕疵があったかなかったかという部分で言われたら、これは民法上の賃貸借契約ですので、これについては瑕疵はなかったというふうに私は思うところでは。

ですが、うちの財務規則ですよ、今、議長がおっしゃいましたように5年という部分については、私の考えですけど錯誤はあったと。錯誤とは何かということですが、簡単に言えば勘違いであります。それがあったというふうに思うところあります。

以上です。

【11番 山本 文男】

議長。

【副議長 川村 嘉彦】

11番 山本 文男議員。

【11番 山本 文男】

錯誤があったということです。

こういうような重要な書類は分かりませんが、もう相当の数の方が目を通されて、決裁されていると思います。

私も、今年、初めて山の売買契約を結びましたが、大したものではありませんが、間違いがないかしっかりと読み込みを繰り返しました。何人の方がそれに気づかなかったということ、そして書類は何名の方が決裁を行ったのか、お伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【副議長 川村 嘉彦】

町長。

【町長 田中 秀俊】

このときは決裁は担当者、そして企画情報課の課員、それと総務課の財政リーダー、北郷支所の支所長、課長補佐、企画情報課ですけど主管課長、総務課長、副町

長、町長と、この人たちの決裁を受けてやっております。

ですので、このときに誰も気づかなかったかという話ではありますが、気づいてないと。いいですよということで許可をして、そういう形で10年間の賃貸借契約を締結したということでございます。

ですので、先ほど言いましたように、この民法上でいえば、私は瑕疵はなかったと思いますので、何ら間違いはなかったと思いますがという話の中で、財務規則の話をしました。

まだ10年たっていないということでもありますので、契約はその10年をもってという話ですから、あと3年か4年ですかね、残り期間があるということでもあります。そのときにしっかりとした中で、もう使わんなら使わんということで、使うなら使う、いろいろな形の中で、適正な時価等を含めて検討してまいるべきことかなというふうに思うところであります。

以上です。

【11番 山本 文男】

議長。

【副議長 川村 嘉彦】

11番 山本 文男議員。

【11番 山本 文男】

うっかりというか、過ちは過ち、間違いは誰にもありますが、住民の一人としては残念な答弁でした。

この錯誤があって本来は5年でなければならなかった貸付期間が10年となって続いている現状ですが、錯誤を気づいた時点で、この先どのような対応を取っていくのかお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【副議長 川村 嘉彦】

町長。

【町長 田中 秀俊】

先ほど言いましたように、私は、民法上で言えば、全然、瑕疵もなくこの契約が無効かという話ではないと思っておりますので、その期限まではやっぱり貸し付けるというか、この条件でいくしかないということでもあります。

特別な変化があつていろいろな形が変われば、契約条件の変更ということは出てくるんでしょうけど、そうかなと。

ただし、この契約内容を精査して、その10年間を待たずに解約ができるとか、そういうやつの条文というか、それが入っていれば話し合う余地はあると。

ただし、先ほど言いましたように52台を売ってるということでもありますので、そのメンテはどうなるのかという話をすると、なかなかこちらのほうもこうだからという回答は全然、持ちませんし、それは企業側の責任ということになります。

ですので、作る場所はここじゃないとできんとかとか、いろいろな話になって

いくと思いますけど、そこら辺はやっぱりちょっと条文を読みながら、今後、どうしたらいいかという部分を、そういう条項があって契約を変更できることであれば、そういうことも考えられるかなというふうには思うところです。
以上です。

【11番 山本 文男】

議長。

【副議長 川村 嘉彦】

11番 山本 文男議員。

【11番 山本 文男】

契約をしている限り仕方がないということですが、私は、こういう生産を打ち切るような大事な局面に、担当者がこっちに来て丁寧な説明をしなかったというのが残念に思います。

今後、適切な対応をよろしくお願いいたします。

そして、次の質問に移らせていただきます。

【副議長 川村 嘉彦】

2問目の発言を許します。

【11番 山本 文男】

中小屋にトイレがあります。県道の横にあります。昔は、天文台の近くに県が作ったトイレがありましたが、もう撤去されてありません。

今、使用中止となっているトイレはもう旧式のトイレで、私ものぞいてみましたが、穴が開いて昔は平気で使っていたのかなと思います、怖い感じを受けました。

今、そのトイレが使用できない理由をお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【副議長 川村 嘉彦】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員おっしゃるように県が造ったトイレ、天文台の近くにあったトイレは壊させていただきました。県が作った施設ですので、適正化法やらに触れないかという話の中で、あれはもう本当、崩れてきて、景観的にも悪いということがありましたので、もう使っていないという部分で、使えないという部分であります、そういう形でやっております。

今のもくみ取り方式で、施設の老朽化もあり「使えませんよ」という張り紙を「都合によりトイレの使用を禁止させていただきます」という張り紙を貼ってるということでもあります。

ですので、作った当時と比べて非常に無残な姿になってるんですけど、やはりそ

れの管理というか、その部分がなくなってなかったのかなというふうに思っております。
ですので、使われない状態というか、今の状態は老朽化等々によって非常に提供できるトイレではないということでございます。

【11番 山本 文男】

議長。

【副議長 川村 嘉彦】

11番 山本 文男議員。

【11番 山本 文男】

私が議員になって2年目あたりにトレイの前に目隠しの板があって、その板が穴が空いていたので修理してもらいました。

今でも、もう汚れてますので、掃除すれば利用できないことはないとは思いますが、なぜ今、中止になってるかが分からなくて質問したところです。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【副議長 川村 嘉彦】

町長。

【町長 田中 秀俊】

確かに議員がおっしゃったとき、そういう目隠しやらをしてという、少し改造したということではありますが、このままそこを維持管理していくことにおいて修繕費、またくみ取り方式とかいろいろあります。

結局、町の考え方とすれば、スカイロジ銀河村のトイレを利用させていきたいということで案内をさせたいと。銀河村の屋外トイレ、管理棟のトイレがありますので、全て誘客した人たちをそちらのほうに誘導したいということで、このトイレについてはそういう維持費、また人件費を考えたときに、トイレを壊してスカイロジ銀河村のほうに誘客をさせたいというふうに思うところがあります。

以上です。

【11番 山本 文男】

議長。

【副議長 川村 嘉彦】

11番 山本 文男議員。

【11番 山本 文男】

その銀河村のトイレは、車を置いて100メートルぐらい、100メートルまではないかもしれんけどあるかもしれませんね。

今、中止されているトイレは、もう北郷村時代から使用されていて、掃除とかは大変かもしれませんが、ちょっと手を入れれば十分、使える状態だと思います。

山のトイレはどこも様々な問題を抱えています、私も山を歩いて山のトイレ、

富士山にも登ったときも富士山のトイレも見ました。山のトイレというのは大体あんなもので、十分、私は使えると思います。車を止めて、県道の横にありますので、十分に使えると思いますが、町としてはもうあそこは撤去するということでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【副議長 川村 嘉彦】

町長。

【町長 田中 秀俊】

そのようにさせていただきたいということでございます。そのスカイロッジ銀河村のほうに誘客していきたいと。

もうそれを言うならば、県が造った施設のほうが全てよかったわけでありますので、そちらのほうの管理を徹底してすべきではなかったのかなと、今、思えばそう思います。

ですので、快適なトイレということになりますと、今のところでそういう形での提供がなかなかできないということなのかなと思っております。言ってみるとそういう感じになりますので。少し修繕すればまた使えるのではなかろうかという考え方もございましょうが、町としては、やはり来た人にスカイロッジ銀河村に行ってもらって、そこ辺のPRを、こういうところがあったですよという話の中でさせていただきたいというふうに思っております。

六峰街道を見ると、あそこにしかないということでありますので、多分、私が通ったときにはトイレはそこしかないかなと思っておりますので、スカイロッジ銀河村まで来ていただくこととそこにあることの差というのはそんなに、少し下りていかなければなりませんけど、そういうふうに考えをしたところでございます。

以上です

【11番 山本 文男】

議長。

【副議長 川村 嘉彦】

11番 山本 文男議員。

【11番 山本 文男】

私は、あそこを使ったらと思いますが、町の方針のようですので理解しました。これで、私の質問を終わります。

【副議長 川村 嘉彦】

これで11番、山本 文男議員の質問を終わります。

山本議長の一般質問が終わりましたので、議事進行を山本議長と変わります。

【議長 山本 文男】

私の一般質問が終わりましたので、私、山本が議事を進行します。

ここで休憩に入ります。
再開を13時とします。

(休憩：午前11時39分)

(再開：午後12時55分)

【議長 山本 文男】

全員おそろいのようなので、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。
6番、川村 義幸議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【6番 川村 義幸】

議長。

【議長 山本 文男】

6番、川村 義幸議員。

【6番 川村 義幸】

久しぶりの一般質問で大変、緊張しております。今回は2問ほど質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず1問目は、令和2年12月の定例会におきまして質問しました峰地区の農道の拡張整備についての再質問になります。

あのとき町長は、現場も確認していただき、5年くらいはかかりますが、危険なことが分かり拡張整備が必要との見解をし、拡張整備に取り組みますとの答弁でした。

その後の進捗状況をお伺いしたいと思います。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

令和2年の12月の定例会の折に質問されたことでありますが、この峰地区の農道整備に関する農地所有者との立会いは令和3年6月に受益者9名の方に参加いただき開催し、その後、農道周辺の受益面積や農道延長等を基に、採択可能な事業メニューの選定を東臼杵農林振興局と行ったところであります。

協議の結果、農地耕作条件改善事業や中山間地域総合整備事業が要件を満たしていることを確認しましたが、令和4年度の台風14号や令和5年度の台風6号の被害により、町民からの現地確認や立会依頼、災害査定の受験、発注準備や変更処理により、その後の調整や協議が滞ったままの状態になっております。申し訳ないな

とっております。

今後、復旧工事の発注や変更処理が続きますが、2つの事業について地元説明や検討の協議を行っていき、事業メニューを絞ってまいりたい、そして、受益者の御理解を得てやりたいというふうには変わりありません。遅れたことに対しては、申し訳ないというふうに思うところです。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【6番 川村 義幸】

議長。

【議長 山本 文男】

6番、川村 義幸議員。

【6番 川村 義幸】

了解しました。分かりました。

なぜ今回、再質問するのかというのは、町長も前回、確認していただいたとおり非常に危険な箇所が幾つかあります。収穫した米を運搬するのにトラックが通行するのに本当に困難な場所、危険な場所もあります。

特に、デイサービスの前の農道なんか、国道388号から乗り込んでも、また集落排水施設のほうから乗り込むにも、本当に路面も狭く、それからまた亀裂のほうも一段とひどくなって段差がついたような状態になっております。

ここでいつ事故が起きてもおかしくないなというような可能性の中でありますので、やはり早めに手を打っていただかないと、事故があってからではもう取り返しがつかないんじゃないかと思っておりますので、再質問をさせていただいているところでありますが、その辺どうお考えでしょうか、よろしくお願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員がおっしゃるように令和2年12月、そして今ということで事業を何にするかとか、そういうことが定まっていないということは本当に申し訳ないというふうに思っております。

災害復旧は災害復旧として、この部分についてはまた建設課そして地元の方々と、負担やらが出てきますので、そういう話の中で、早く事業を決めて、進めていきたいと思っております。

本当に、見たときに道幅が狭い、そして段差がある、危ないという部分でありますので、議員おっしゃるように早急に進めてほしいというのは、切なる受益者の願いだろうなというふうに思っておりますので、もう少し、スピード感を持って対処しなければならないと。再質問の中で、見たときにそう思ったところであります。災害復

旧とか、そういうことを理由にはいかなというふうに思っておりますので、スピード感を持って事業を決めていって、早く移れるものなら移っていきたくと、そう思っております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【6番 川村 義幸】

議長。

【議長 山本 文男】

6番、川村 義幸議員。

【6番 川村 義幸】

早急に、急ぐという話は了解しましたが。大体どのぐらいの目安で急いでやってもらえるのかなという、その辺も心配です。

といいますのは、地権者のほうもかなり高齢化しております。急いでやっていたかかないと本当に大変なことになるかなと思います。

特に、年の神付近の川のほうのところとか、もう転落したらこれ恐らく死亡事故につながるような場所もあります。

現に何年かぐらい前でしたかね、甲斐 秀徳議員のお父さんも転落して横倒しになり、ソーイングのところから大きいクレーン車をお願いして引き上げた事例もあります。本当に危険な箇所ですので、早めにやっていただかないと、先ほどから言いますように取り返しのつかないことになるんじゃないかなというふうに危惧しております。

だから、町長として、なるべく早くやりますという答弁ですが、目安としてどのぐらいを早めに言っているのが、5年先が早めなのか、10年先が早めなのか、その辺の考えをひとつ聞かせてくださいお願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

具体的にというよりは年限を切るということはなかなか難しいわけではありますが、早くやりたいという話であります。

早くというのはどのくらいかという話ではありますが、これは受益者とのどういう事業に、今度は振興局等と話してどういう形でやっていくかと、そういう形を含めてということです。そこ辺の話合いと、発注にかかるそれでいいですよという期間、工事期間、そして終わりという形になりますので、そこ辺の目安的なものは建設課長のほうがある程度、大体できるんじゃないかという思いがありますので、建設課長の考え方を聞きながらという部分になります。その部分で建設課長のほうに振ってまいりたいと思います、建設課長の考え方を私は尊重してやりたいというふうに

思いますので、そこ辺を建設課長のほうから答弁させていただきます。

【建設課長 林田貴美生】

議長。

【議長 山本 文男】

建設課長。

【建設課長 林田貴美生】

町長に代わりましてお答えをさせていただきます。

先ほど言った農地耕作条件改善事業というのは、西郷の坂本地区で取り組もうとしている事業でございます、この中で農道を行うことができるんですけども、農地中間管理機構を活用して、担い手とか農地の集約を行わなくてはいけないという事業が1つ。

それと、中山間総合整備事業というのがございまして、県が行うのが県営事業と、市町村が行うのが団体事業ということになっておりまして、これは農道単体での事業採択はできません。

というのが、農業の生産基盤を整備する用排水路整備とか圃場整備並びに生活の環境を整備する営農飲雑であったりとか、集落排水事業、防火水槽等の整備を一体的に行って事業化していくというものでございますので、単独でいけるのであれば、農地耕作条件改善事業なのかなと思っております。

ただ、担当によりますと、ここは今現在で相続が必要な方が4名ほどいらっしゃるみたいです。拡幅を行うということは買収をしなくちゃいけないということで、この登記が確実に相続登記が終わるかというところが一番のところなのかなと思ってます。

うちも改良事業等いろいろやってる中で、この相続というのが一番今、困難なところでして、相続者全員から遺産分割協議書を取り寄せて筆頭者に相続すると、買うところだけなんですけども。そういった手続が今だんだん、相続をずっと、登記を行わないところが多くて、大変、問題になっております。その辺も含めてちょっと洗い出し、相続人が何人ぐらいいらっしゃるのかとか突き止めながら、来年ぐらいいから事業メニューをちょっと絞りまして、ちょっと何年というのが、ちょっとなかなか言えないところなんですけども、来年から事業メニューをまず絞って、地元説明に順次していきたいと考えております。

【議長 山本 文男】

説明が、終わりました。

【6番 川村 義幸】

議長。

【議長 山本 文男】

6番、川村 義幸議員

【6番 川村 義幸】

相続の件は分かりましたけども、これはこのところずっと峰千本も含めて地籍

調査も終わってきたんじゃないかと思うんですが、その辺でまだ相続はできない部分があるのかなと思いますけども、その辺だけ、先に聞かせてもらえますかね。

【建設課長 林田貴美生】

議長。

【議長 山本 文男】

建設課長。

【建設課長 林田貴美生】

地籍測量による相続等を行っておりませんので、まず、そこまでは役場のほうではやっております。

基本的には、全部、用地買収するところは相続登記を適正に行って、買収をするということになっております。

ですので、それに基づいて相続登記を完了して買収する。すみません、というのが一般的でございますので、それを遂行してまいりたいと思っています。

【議長 山本 文男】

説明が終わりました。

【6番 川村 義幸】

議長。

【議長 山本 文男】

6番、川村 義幸議員

【6番 川村 義幸】

そうすると、非常にこれ、この事業は難しいのかな。やるにやれない事業かなと思いますけども、その辺ちょっと困ったなど、私個人は思っております。

かといって、先ほどから言うようにこれ、やっていたかかないと本当に事故が起きてからではもう何ともならないと思うんですよね。

例えば、延べメートル数で500メートルぐらいあったんですかね、予定地。その中の特に危険な箇所だけでも先に町単独でもやっていたかかないのか、その辺のこともちょっとお伺いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

何の事業でも、今、登記というものですよね、結局、制度事業を入れるなら必ず今の人たちに持ってきて、それが分筆されて、町のものになるのか、ちゃんと、道であればですね。そういうものが規制がかけられているということで、なかなか事

業進捗が悪いというのはそういうところかなというふうに思っています。

それはそれで仕方がないことですので、それをクリアするしかないということでもあります。

その町単でできないかという話ではありますが、町単でその危険な場所はできる可能性はあるということではありますが、結果的に、土地買収やらが要れば、やっぱそういうことが起きてくると。で、未登記になっていくということで、今、いろいろな形で登記班を置いてるのは、そういう今までしてきたことを全部、きれいにしましようという形でやっていることですので、同じ轍は踏みたくないなあという気はしますので、やっぱりそういうことの中で、そこが何ら問題ないところであれば、それはそれでいいのかなと思いますので、町単でその危険箇所だけをやるのか、全部やるのかという部分は、やはり考えていく必要がある。

一遍にきれいになったほうが安全性は高くなると思います。それで、事業を絞って、そういうことができるという話の中で、振興局と検討、話しながら、やはり一体的に真っすぐするという部分でやりたいなあという気持ちは変わりません。

そのような方向性を持ちながら、どうしても危ないという話のことがあれば、建設課と協議をしながら町単でもやるかという話で、部分改良というか、そういうことは念頭に置きたいというふうに思います。

事故が起こったらどうしようもないじゃないかという話です。確かにそういうことだと思しますので、そこは、また土地所有者の方々、地権者、それと、建設課、そういうことで協議をしながら、町単で一部分をやる可能性も残されるということで、お含みおきたいなあというふうに思います。

本当に危険だということは承知しておりますので、そう言われればそうかなと思っております。その2つの方向を探りながらやっていきたいと思っております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【6番 川村 義幸】

議長。

【議長 山本 文男】

6番、川村 義幸議員

【6番 川村 義幸】

本当に早めに手を打っていただき、できることなら本当、危ないところだけでも先に手を打っていただけたらなあというふうに感じております。

地権者を全員集めての会議はまだ一度もなかったんじゃないかな。一部の方は集まっていたいて、年の神の広場でちょっと説明会を簡単に、私も一緒に立ち会ってやったんですけども。

できたら、一度でもいいです、全地権者を集めてしっかりとした説明をしていただけたらなあ。そうすれば、また地域の方もある程度、納得いけるのかなというふうに思いますので、その辺もちょっと念頭に置いていただきたいなあと思います。

また、先ほどから何遍も言うように本当に危険な道路ですので、今言ったように町単独事業としてでも、路面だけでも、拡張が無理ならのり面だけでも整備のほうをしていただけたら、ちょっとは危険度が省けるかなと思いますので、その辺をよ

ろしく願いしておきます。

それでは2問目に行きたいと思いますが。

【議長 山本 文男】

2問目の発言を許します。

【6番 川村 義幸】

そちらのほうはお願いしましたので、よく、お願いしておきます。

では、2問目に入りたいと思います。

2問目は、昭和63年に宮崎県から無形文化財に指定されている御田祭も今年も4年ぶりに通常開催ができました。心配されていた早乙女の皆さんのほうも予想以上の120人の人数の方に協力いただきました。

またお客さんとしまして、国会議員や河野知事、県会議員、県庁の部長さん方、かなり県外、町内外から大勢の方に参拝していただき、本当に盛会のうちの開催となっております。

特に、元気よく泥しぶきを上げて駆け回るゴンとゲンの2頭の馬は、皆さん感謝していました。やはりこの御田祭は馬があつての祭りだと痛感しております。

そこで、お願いします。この2頭の馬は、個人で飼育管理をしております。飼育管理だけで大変な支出をしておりますが、最近では御承知のとおり本当に餌代等が高騰しておりますので、特に大変なことになっているみたいです。

年間1頭当たり35万円、2頭にすると70万円ほど、それから別に畜舎を何か使用料を払って借りているみたいです。飼い主さんのほうは、清武から馬のリースができなくなったときに、このままでは千年近くも続いた伝統文化がここで終わってしまうのではという危惧で、せめて千年祭を目指すために馬の飼育を始めたいとのことでした。

このように伝統文化を大事にして頑張ろうとしている馬の飼育に対して、町として何か助成してあげられないか、お伺いしたいと思います。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

本当に御田祭、そして師走祭り、また地蔵大祭ですけど、もう町の宝だというふうに思っております。ですので、どうかせないかんと。

以前、旧西郷村時代に馬を飼うという話がありました。ちょうどそのフィードロットの農場長が異動して、それも難しくなったと。

もしそれがなかったら、馬は町が購入して、誰かに委託して、管理してもらってということになっていたかなと、私は担当としてそう思っていましたので、どうかせないかんとというふうには思います。馬あつての御田祭かなと言われるように。

御田祭の保存伝承部分については、教育課が所管しておりますので、教育長のほうで答弁をさせていただきます。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 山本 文男】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

御田祭のことにつきまして、しかも馬の飼育につきまして、答えさせていただきますと思います。

農耕文化の象徴とされる御田祭につきましては、議員の御指摘のとおり個人で飼育されている2頭を協力いただいているところであります。

この馬の飼育に対する餌代等につきましては、先ほど、町長のほうからもありましたように、御田祭実行委員会のほうへ町としては助成をしております、その助成金の中から馬の謝礼代として、それなりの金額が飼い主のほうに渡されていると聞いております。

したがいまして、御田祭という祭りに関する支援としてではなく、馬による古来の農耕行事を今に伝える重要な文化財として捉えまして、教育課における伝統的郷土芸能保存事業として支援できないかどうか、文化財保護調査委員会、各地区から2名ずつ来て6名の方がおられますけれども、その文化財保護調査委員会で調査して、検討してまいりたいと、そういうふうを考えているところです。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長、教育長の答弁が終わりました。

【6番 川村 義幸】

議長。

【議長 山本 文男】

6番、川村 義幸議員

【6番 川村 義幸】

本当にそうですね。今現在、2頭の方は個人で飼っておられます。お祭りのときの伝統文化のほうの助成として、協力金ですかね30万円を頂いているのも確認しております。

でも、先ほどから言うように、この30万円ではとてもじゃないけど、やっぱり大変なのかなというのが実感であります。

それで、何とかもう少し応援してあげたらいいなというのがありますし、それから町長が先ほど言われましたように、町で馬を飼ってという話、私も前に質問したときに町長からその話は何か聞いたような気がしますし、何か祭の馬のサミットを開いたらどうだろうか、何かその話もあったんじゃないかなと。でも、それは立ち消えたという話も聞いております。

そこら辺を含めながら、やはり町で馬を飼うのか、それとも飼ったのを今の飼い主さんに委託してお願いするのか。

ところが飼い主さんとしては、もう、あんまり多頭飼育はちょっと難しいかなという感じは持っているみたいです、やっぱり。2匹ぐらいだったら、何とか自分で育てていけるかなという感じでやっております。

それで、やっぱり30万円ではとても厳しいかなと。だから、教育長が今、言われたように、何か捻出方法があったら、何とかもう少し協力してあげたらいいかなと思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

それと、この馬って皆さん御存じのとおり真夏の暑い真っ盛り中で、かなり駆使して使用しております。今までの例の中で聞いた話によると、前、お借りしていたところの馬の死んだ例も聞いております。

こういうことがあった場合、けがをしたとか、例えば、馬が死んだとかいう保険は、何とか町のほうでかけられないのか、何か個人さんでかけるにしてもかなり保険金が高いような話もしてまいりました。

だから、この辺だけでも何とか支援していただけないかなというふうに思っております。

ただ、その馬によって事故が起きて、他人様に迷惑をかけたりとかいう保険は何かかけてあるみたいなんですけども、馬自体に対しての保険は何か町のほうでは考えられないのか、その辺お願ひしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

ひっくるめてという話のほうがいいかなと思っております。これを切り分けてと、結局、文化財としてという話の中でどこまで見るかということでもありますので、そういうものをひっくるめて支援をします。

結局、御田祭という話じゃなくて、今、教育長が言ったその文化財保存のためにという部分で決めて、そういうものもしていったほうがいいのではないかと。

いろいろ、大野君が所有しているということで、もう少し、今度、大野君やらと話して、上野原の協力者やらと話して、もし、馬が死んだとき、次をどうするかとか、やはりある程度の道筋というか、そういうものをしっかりと決めていってほしいかなと。

馬を使って、あそこの梶原のほうですね、観光というかそういうものもしていきたいという考え方も持っていますし。だから、そこ辺との線引きというか、そこを町がどこまで見るかと。文化財という価値の中において、そういうことを決めていったほうがいいかなと。ですので、言われるように、馬によって事故が起こることになったときの保険とか、そういうことも考えないかなと。

ちょっと忘れちゃったけど、御田祭自体の祭のときの1日傷害保険とかそういうものには入っていないのかわかりませんが、そこ辺を見ながら議員おっしゃるように、大野君やらと話していきながら、やはりここまでは町が見ましょうと。これから先はと。次、馬を買うときはどうするかと。

結局、1頭80万円ぐらいだったと聞いてますので、2頭で160万円、それと牛舎がないということで、多分、JAさんのフィードロットですので、それを借りて飼育しているということですので、使用料も発生しているということだと思います。そこ辺をひっくるめて、教育課のほうで検討していきながら、最善策を模索して、そこに補助するという形で進めていってもらいたいと、そういうふうに思います。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【6番 川村 義幸】

議長。

【議長 山本 文男】

6番、川村 義幸議員

【6番 川村 義幸】

保険のほうは本当に保険単独で割り切って助成というのは難しいのかなと思いますので、先ほど、教育長が言われたように、全てを含めてもう少し考えていただいて、その中で保険代が払えるような体制を取っていただけるとなと思います。

それから、町長が今、言われたように、他人様とかを暴走して傷つけたりしたときの保険は、何か各担当に確認したところそのほうは入ってるみたいでした。

ただ、心配なのは先ほどから心配してるのは、馬自体、今、言われたように、1頭60万円、70万円。もう今80万円超えてるのかなっていうぐらいの馬が1頭亡くなった補償をどうやってしてあげるのかなというのも心配でしたので、やはりその辺もよく考えていただきたいかなと思います。

それから、教育長の答弁の中にありましたけども、本当に何かいい方法で模索していただいて、もう少し助成していただけたらなど。せめて本当、保険代だけでも払えるようにしていただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それができるのかできないのかだけ、ちょっとまだ分かりませんが、教育長として、これはもうやってあげられるなというのか、もう少し待つてほしいなというのか、その辺ちょっと確認だけお願ひします。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 山本 文男】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

先ほど、町長も申し上げましたけれども、やっぱり飼い主の方と、それと町との話合いというのが非常に重要になってくるのかなというふうに思っております。

飼い主の方の思い、これを全く町のものとして所有していいものなのかどうか、やっぱり飼い主の方の馬に対する愛情といいますか、思いといいますか、そういう

たものもあるでしょうし、そういったところを十分話し合った上で、先ほど、言いましたような文化財保護調査委員会、ここでしっかり検討していただいて、この中では、南郷・北郷・西郷それぞれの祭りの平等性といえますか、そこ辺りも含めて検討していただいて、どこまで御田祭に対して、あとは馬に対してそれができるかどうかというのは、やはり慎重に検討していく必要があるのかなというふうに考えているところです。

以上です。

【議長 山本 文男】

教育長の答弁が終わりました。

【6番 川村 義幸】

議長。

【議長 山本 文男】

6番、川村 義幸議員

【6番 川村 義幸】

ありがとうございます。なかなか「やります」という返事はもらえないと思いましたが、なるべく前向きにひとつよろしく願いしておきたいと思えます。

この祭りもあと9年で千年を迎えます。千年を迎えるために、この大野君という馬を飼っている方は、わざわざ自分で馬を買って千年を目指すんだという意気込みで私に話をしてくれました。だからそういう意気込みをしっかりと受け止めてあげて、町としてもしっかりと見守りながら支援をしていただけたらなと思えますので、今後ともよろしく願いしておきます。

最後に質問じゃなくてお願いになりましたけれども、これで、私の質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

【議長 山本 文男】

これで、6番、川村 義幸議員の質問を終わります。

ここで、休憩に入ります。

再開を13時30分からといたします。

(休憩：午後 1時23分)

(再開：午後 1時28分)

【議長 山本 文男】

全員おそろいのようなので、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

3番、中田 武満議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【3番 中田 武満】

議長。

【議長 山本 文男】

3番、中田 武満。

【3番 中田 武満】

それでは、通告に基づきまして質問させていただきます。

1問目の質問につきましては、高齢者の生きがい農業への支援ということで、「さらなる」という言葉が本当は適当だと思いますけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ここでの高齢者とは、社会的また事務的には65歳以上ということで整理されております。ですが、ここで考えていただきたいのは60歳以上ということで、会社や組織を退職勇退されて、人生経験豊富な年配者と御理解いただいて、お願ひしたいと思ひます。

しかし、60歳といひますと若くて、それぞれ60歳の農業者については高齢者だとは思ひてないと思ひます。

先にも書きましたように、町の基幹産業については、何といひても農林業であります。でも、御承知のとおり少子高齢化・人口減少によりまして、農業従事者の減少がありまして、またそれに伴っての耕作放棄地の増加は本当に明確であります。これからも、ますますそういった状況が進んでいくのではないかと考えております。

先日、教えていただいた美郷町の11月末の人口が4,696人と、11月末です、そのうち65歳以上の方が2,451人、高齢化率は52.2%ということなんです。町の半分以上が65歳以上という状況で高い高齢化率になっております。

一方、農業従事者がどういった数字なのか、過去の3年前の数字を教えていただいたんですけども、その中で、農業をしている全体の人数が、3年前で658人、そのうち60歳以上の方は553人ということで、約84%の方が60歳以上で農業をされてるということでありました。

現実的に農業されてる方は高齢化してるなというのは、身をもって現実的には実感しているところであります。

今後、町としてもいろいろな農業施策の中で、若い世代の就農について働きかけることは最も重要なことでもありますけども、今回は、高齢者の生きがい農業ということで、働きがいのある農業についての御質問に戻りたいと思ひます。

一方、農業者の農産物の販売の状況もちよっと調べさせていただきました。さきの令和4年度の決算関係資料の報告資料にありましたけれども、販売額が説明されておりました。町全体で令和3年1月末で合計約6億6,000万円、令和5年度1月末で約6億2,000万円ということです。この数字は畜産関係とシイタケの販売額は含まれておりませんでした。

この2年間の減少の中で4,000万円の減少をして、販売戸数も91件の減少をしているということで、当然、減少傾向は続いているということでもあります。

今度、JA日向の取扱高、農協を通してどのくらい組合員が増したかというのをちよっと調べてみました。この数字はブロイラーの関係、畜産関係の子牛とか肥育とかが含まれてるんですけど、ブロイラーの関係は含まれておりません。シイタケの販売額を含んだ額だったんですけども、令和3年1月末で全体で約12億円、令和5年1月末で約10億7,000万円、減少額が1億3,000万円といった形で販売額も落ちてるといふような状況であります。

ここで、シイタケの販売額ということでちよっとピックアップして調べたんです。なぜかといひますと、このシイタケ栽培は行政では林業関係になってますけども、農業の中でシイタケ販売が行われております。そして、このシイタケを生産してい

る人が一番多くて、生産者部会、シイタケ部会の人数も多いからちょっと調べてみたんですけども、このシイタケの販売が令和3年1月まで約29トン、これは販売高です。これは干しシイタケだけです、9,000万円。令和5年1月末で22トンということで、約8,600万円ということです。単価の相違はあろうかと思いますが、これ7トンということで7,000キロ生産量が、販売高が落ちてるというような状況であります。

いずれにしても、その販売額が町民の販売額、農業従事者の販売額が落ちるということは、当然、町民の所得は下がってるわけですから、大変なことです。今後、対策も当然していただくということで考えております。

農業に従事している人が先ほど言いましたように、60歳以上が80%以上ですので、この年金受給とかを含めて農業を続けていくということでもあります。

本町のそういった農業への継続維持と、それと併せて地域を守るための高齢者への支援が当然、必要だと思います。金銭的な補助も当然されて、今後も必要だと思います、補助事業が。

一方、高齢者が働きがいや生きがいを持って活動できる環境とか、そういう組織づくりというのも、町として必要ではないかと思っております。町の考え方がありましたら、回答いただきたいと思っております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

中田議員の高齢者生きがい農業の支援についてということでございます。

今、議員のほうから、いろいろな数字を出していただきまして、現実はどうなってますよという話であります。言われたように、高齢化率が本当に高いと、52%ということでもあります。

今後、担い手という部分をどうしていくかという話でありますけど、その担い手は、先ほど言いましたように補助金交付要綱が170弱あるという話の中で、その中で一番持っているのが農林振興の関係で、多分3分の1ぐらいはその補助金要綱かなと思っております。

ですので、いろいろな形で今までやってきてると。その成果がその時々々の気候条件とか生産者数とかいろいろなもので、収入といいますか販売金額が落ちてきてる。その代わり、その代わりといいますけど、高齢化が増えていくと、うちで一番大きいのは年金収入ということでもあります。この収入を集めると、莫大な金額になるということでもあります。

昔から年金プラス100万円ということで、生きがいを持ってという話の中でいろいろ進めてきたと。

高齢者の方々それぞれ今、仕事もしておりますし、そしてこちらが一番いいじゃないかというのは、シキミとか、そんなに機械が要らないとか。手間は要るんです

けど機械が要らない。結局、最初にコストが要らない部分が一番いいかなと。

今年の4月からでしたかね、農業委員会の下限が撤廃されたということで、農地はゼロから始めていいと。ゼロということじゃないっちゃけど、1反でも1畝でも農業委員会に申請すれば、農地を持たれるということになりましたので、ここ辺の条件緩和がいろいろな形で3条申請といいますか、それが増えてきたということで、いい傾向にあるのではなかろうかというふうに思っておるところであります。

今後、言われる生きがいという部分をもって従事していただくためにどうするかということですが、一番今考えてるのは、やはり言われたように定年退職された方、60歳から64歳、ここに重点を置きたいなと。

定年延長が65歳という話に世の中、進んでいますけれども、60歳でリタイア、例えば、役場職員が60歳でリタイアしたというときに、そのときじゃなくて、役場職員はやはり5年ぐらい前から準備してほしいなと。仕事もせないかんちゃけど、やはりそういう、こういう形で農業をやっていくという自分なりのものを持って、リタイアするときには収入が生まれるというような形で、次の担い手ではありませんけど、高齢者の位置づけの中で頑張っていてほしいなというふうには思うところあります。

今、具体的にどうしたらいいかというものは持っておりませんが、その年代は、やはりどうかしたいと。農業に目を向けて、結局、議員の調べたところによりますと、結構、おるといふ話でありますので、そこをテコ入れしていけば、どんどん70歳、80歳になっても、ある程度その生涯現役でやっていってもらえれば、非常に美郷町にとってはありがたいと。

今度は逆に、いろいろな形で農繁期を迎えたときに、例えば、キンカンとか栗加工場とかいろいろありますけど、今度はそこに来てもらわないかんという部分で、中の労働力が非常に少ないと。

今どこに頼ってるかといったら、やはり高齢者のほうに頼らざるを得ないという部分がありますので、そこ辺の兼ね合いと、やはり自分でやっていく、それぞれの価値観の中で営むことですので、ああしなさい、こうしなさいという話はありませんけど、今、非常に思ってるのは、リタイアした人たちをいかに農業に目を向けさせて美郷町の農業振興に寄与していただくか、ということを考える時期かなというふうには思っておるところです。

ですので、まだまだ思うところはこちらに土地を持っている方、日向市辺から通ってきて、田でも作ってほしいという気持ちがもうやまやまであります。もう半分はうちにおいて、半分は日向でいいですよというような形にならんかなと。

そういうことをすれば、田舎がいいなということになっていけば、また見える風景が変わってくるかなという気がしますので、そういう部分で頑張っていきたいというふうには思うところあります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【3番 中田 武満】

議長。

【議長 山本 文男】

3 番、中田 武満。

【3 番 中田 武満】

ありがとうございます。60歳以上の若い就農者を今後とも見つけていただきたいと思います。

本町の第2次総合計画基本構想3、計画の基本的方針という整理がされています。この中の農業振興について、こう方針が示されています。

農業の持続可能な生産構造を構築するため、多様な意欲ある担い手や地域農業を包括する組織の育成に重点を置いた施策を推進するとともに、農業従事者の高齢化等にも対応し得る営農サポート体制の構築に努めます、ということで文章化されております。

ここの「営農サポート体制」というのは、耕畜連携の強化、農作業受託組織の育成、共同利用施設の整備、農業者による受託組織が困難な地域では、JA等がその機能を補完する仕組みへの支援ということでサポート体制を整えていくという計画であります。

今まで言いました生きがい農業への支援については、当然、ここでは文章化されていないんですけども、今後、そういった別のサポートも考えていただくということで、お願いしたいと思います。

農業をされてる方は、町長もおっしゃいましたようにそれぞれの得意分野と申しますか、農産においては水稲関係、野菜それから特産においては栗とかシイタケ、特産の関係ですね。畜産関係は繁殖とかいろいろ肥育とかブロイラーとかいろいろ分野を分かれて、当然、生産、専業農家も中にはいらっしゃいますけれども、複合経営も、営農活動を行っているわけですけども。

現在、農業従事者への営農指導と申しますか、農業も当然、広いから生産から販売までいろいろ場面があるわけですね、ステージが。その中の指導については、農協なり普及センターそれと関係機関が一体となって連携を取りながら営農指導しているわけですけども、その中で、農協に組織としてある生産部会、いろいろそれぞれに部会があります。それらの部会を中心に営農指導するような形になってます。

その部会の中は、それぞれ当然、20代の方から80代の方までいろいろな方が世代が分かれてそれぞれ農業者がいるということで、その中で当然、高齢者、60歳以上の方もいらっしゃる、新規就農者もいらっしゃるわけです。その中の、部会でのつながりはあるけど、その部会のつながりがない。そこの中の組織と組織がつながるところがない。

地域ではいろいろ会合でいろいろ会いますけれども、その部会同士の横のつながりはありませんので、私は、その情報交換する、生きがいをつくる、楽しみをつくるそういう形の中で、部会との組織をつなぐ何か組織も必要ではないかと個人的に思っておりますので、また今後も検討いただきたいと思います。

先ほど、町長もおっしゃいましたように、会社や組織を勇退する人、または退職する人、いろいろなIターン、Uターンで帰ってくる人、そういった人たちのために、農業の現実なり農地のあっせんといろいろな窓口づくりも必要じゃないかと思っております。そういった形で別の生きがい農業の支援もお願いしたいところでもあります。

先ほどの答弁の中でもありましたけども、補助率を上げると、当然、財政が苦しくなるということで、当然それで理解できますけども、お金を使わないサポート体制も中にはあるんじゃないかと思っておりますので、そこはお願いしたいと思います。

今度、話がちょっと農業から今度は福祉の関係、ちょっと飛ぶというか連携して

る部分ありますので、この生きがいというのが福祉ということでもありますので、話をしたいと思います。

国の食料農業農村基本法というのがありまして、その27条に、「国は地域の農業における高齢者の役割分担並びにその有する技術及び能力に応じて、生きがいを持って農業に関する活動を行うことができる環境整備を推進し、高齢者農業の福祉の向上を図るものとする」ということでもあります。

このことから、農業と福祉というのが連携して健康づくりも必要ですよという、この基本法ではないかと思います。

高齢者の農業者が農業の分野で活躍することを通じて、自信や生きがいを持って社会参加を実現する取り組みではないかと思います。

農業においては、農業従事者を確保し、高齢者にとっては生きがい、働きがいを持って本人の健康管理策に効果をもたらすことではないかと思います。

そういった農業を通じて、町民の健康管理対策等、町の考え方がないか、お伺いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員おっしゃいますように、いろいろな取組の中で総合的という話であります。

前段においては、本当サポートといいますか、いろいろな形で今後、問われてくるというか。いろいろな形でやはりそういう組織がなくなっていくと、やはり遊休農地が空いてくる可能性があります。農林振興課に言ってるのは、その形態はいつでもいいけど、それを持続可能に続けられるような、例えば、集落営農であっても、ライスセンターであっても、いろいろな形で分散しとると。それを何か集めて、早く言えば南郷区のほうでこことこことここがしよるからこういうやつに入れて守ってもらえんかとか、そういう形の中で町がサポートできないかとか、いろいろな形でやはり令和6年度そういう可能性といいますか、そういう部分を考えて持続可能な農業という、林業という部分を捉える必要があるというふうに思っております。

後段の健康という部分にやはり結びつくということで、元気な高齢者がおればおるほど、町としては本当にいいことというか、高齢者は宝ということで、やはり農業をしながら生活習慣病にかからないようにやっていくことが、一番町としてはいいことだなと思っております。

これは本当に個々人の問題なんですけど、お金がかからないという部分で、自分の健康は自分で管理するという話の中で、そういうことをやっていただければ、本当にこれにこしたではないと。

そのために健康福祉課のほうでいろいろな形で健診等々をやっておりますけど、その基本となるやはり体を動かすということが健康につながってきてるのかなというふうに思っております。食料農村農業基本法においてもそういううたわれ方をしているということでもありますので、しっかりとそこ辺を精査しながら、ほんならうちとしてはどういう形の健康というか、今までどおりでいいのか、またちょっと違う方向で工夫をする必要があるのかという部分は考えていきたいなというふうに思

うところであります。

本当に今、100年時代という話でなってますけど、健康寿命ですよ、平均寿命じゃなくて健康寿命が本当に平均寿命に追いつくというか、それが一緒なら、こんげすばらしいことはない。何かそこ辺に、健康という部分で目標を置いて、美郷町のスローガンとして、健康寿命が平均寿命に追いつくぞというようなスローガンを掲げると、みんなが平均寿命ってなんぞやと、健康寿命ってなんぞやと、ほんならこんげして頑張らないかなという話になると、もう少し変わってくるのかなと思っております。

ですので、議員おっしゃるように、そういう農業と健康というのは密接な関係が出てくるかなというふうに思っております。グラウンドゴルフをするのもいいことだし、農業をその間にするのも本当にいいことだと思っておりますので、健康を考えながら農業振興も図っていきたいというふうに思います。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【3番 中田 武満】

議長。

【議長 山本 文男】

3番、中田 武満。

【3番 中田 武満】

ぜひとも農業と、福祉を関連した新しい何か対策等も、ぜひとも考えていただきたいと思えます。

先ほどもありましたように、高齢者には当然、適した農作物の選定、それから栽培技術、また流通についても販売における流通等のいろいろな指導も必要です。当然、就農ですね。先ほど回答にありました現職のときから、将来に向かってもう農業をする体制づくりとか、そういった方には何か特例措置を取るとか、いろいろな形で就農に結びつけるような政策をお願いして、健康づくりもお願いしたいところでもあります。

町の令和4年度の決算でもありました町内の1人当たりの国保の医療費は48万2,296円ということで、県内でも4位ということで、非常に国保の医療費が高いということです。これは当然、保険税にも影響してくるんだと思えます。

心・体の環境をよくすることによって病気を防ぐことができますので、ぜひともそういった生きがいくづくり・働きがいくづくりをお願いしたいと思えます。

以上で、1問目の御質問を終わります。

2問目に入りたいと思えます。

【議長 山本 文男】

2本目の発言を許します。

【3番 中田 武満】

2番目に、入りたいと思えます

鳥獣害対策についてであります。この件は先ほど早川議員も質問いたしました。

この鳥獣害については、1問目のこの農業支援についても関係するんですけども、作物を作って、最後にする仕事がこの鳥獣害の仕事なんですね、防止策なんですよ。

早川議員も言いましたけども、各地区で、今年は台風の被害は少なかったんですけども、イノシシの被害が非常に多くなったという話であります。町におきましては、話もありましたけども、防護柵の設置、鳥獣の捕獲、それから免許資格に補助をいただいて防止策に非常に御尽力いただいております。

最近、資料とかを見ますと、猟銃やらわな免許の取得者が少なくなっているような状況で、猟友会のメンバーもかなり減ってきております。当然、捕獲する人が少なくなれば、鳥獣害が増えるのは当然であります。

最近、イノシシの被害が多くなったということで、早川議員も言いましたけども、これは平成26年度から防護柵ですか、メッシュ、電柵等の防護柵は設置されてるようですけども、もう9年以上たつてるということで、当然、その受益者も高齢化してきているというような状況で、見回りができないと。できるのは自分のところだけということで、他人のその受益者の防護柵のところまでもう足が回らない方もいらっしゃると思います。高齢化で病気になって、そこに行けないというような状況です。そこをイノシシが入ってくるというような状況が近年、続いているんじゃないかと思えます。

いろいろ考えたら、やはり私はこの通告書にも書きましたけど、イノシシには、箱わなが一番最適じゃないかと思えます。被害防止策について、町は箱わなの強化推奨については、どうお考えかお聞きしたいと思えます。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

早川議員も有害鳥獣、今回の一般質問、かなり有害鳥獣ということで、私もワイヤーメッシュ柵ですよ。もう3日間、日曜日ごとに出て、うちの地区を、地区というか、10か所ぐらいに割って、全長が3.5キロぐらいだったと思うんですけどワイヤーメッシュを作っているんですけど、やはりみんな一生懸命で、せっかく作ったものがという部分で、イノシシやりに食べられるということです。

今のワイヤーメッシュを鉄束線というか、あれで5か所止めて、下に金網を引くんですよ。この金網を引くやつは、イノシシが掘らんがためと。早川議員が言ったように、今度は草刈りがやっけなというメリット、デメリット。ワイヤーメッシュにもそれがあると。箱わなにもメリットとデメリット。くくりわなにもあると。

何を選ぶかという部分なんですけど、それぞれ違ふと。ワイヤーメッシュはみんなでするわけなんですけど、くくりわな、猟銃のほうは結構、減っていったということなんですけど、このわなは増えてきているということで、これは今までどおりやはり

一生懸命、補助金を出して免許を取ってほしいというふうには変わりありません。

ただ、わなも、箱わなも性能がよくなったというか、結構、前と比べて、鳥獣に対して少し物がいいからですね、捕る量というか、捕獲する個体数は増えてきたのかなというふうに思っております。

ただ、今から先、年齢を見てもみますと、ある程度、高齢者のほうが多いという話で、若い人は箱わなのメリットは何匹いるか分からんという部分がありますので、一網打尽にできるということでもあります。そういうことを考えながら、やはりこれはどちらも同じような形で補助していきたいというふうに思っております。

ですので、今の制度をしっかりと皆さん使ってくださいよというふうに思っているところです。イノシシとかシカは別として、家庭菜園に来るやつは、多分、自分のところでわなをかけていって聞いたから、多分、間違いなかろうと思うっちゃけどですよ。そういう条件の中でやっていいということですので、議員、その箱わなだけじゃなくて、やはり普通のわなに対しても、やはりそれぞれの考え方で一生懸命その有害鳥獣駆除のために頑張ってくださいしておりますので、そういう形でどちらのほうも、同じような公平になるような補助をやっていきたいと思っております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【3番 中田 武満】

議長。

【議長 山本 文男】

3番、中田 武満。

【3番 中田 武満】

いろいろな補助を継続するということではありますが、私は、やはり箱わなが一番いいということだと思っております。後で、危険が伴わないし、そういうことです。

このわなの免許を持っていたけど、更新、申請してない方がたくさんいらっしゃるんですよ。それはなぜかといいますと、やはり高齢化すると、今度は箱わなが重たいんですよ。だから、1人で運ぶのがもう大変だから、移動するのが大変だから、もうやめたと。あとは、かかったイノシシを殺処分するのが嫌なんですね。だから、それを解決する方法を今から、また後でするんですけども。

箱わなも、最近、町長が言いましたように大・中・小、大きさがあまして、それで非常に軽くて、改良されて、軽トラックにももう1人で積めるというのは、てこの利用をしたり軽くしたり、かかってもなかなか移動しない、ひっくり返らないとかいろいろの条件をクリアしたい箱わなが最近、製造されているようです。

ですから、お金のかからない、わなの取得ということであれば、当然、国家試験のあるとき、これ国家試験が知りませんが、わなの免許の試験があるときを早めに通知して、スケジュールを組んで受験する。そして、地域の方で有志がいましたら、箱わなの免許を取りなさいと言えば、もうただですからね、これはね、お金はかからないです。そういった進め方も必要ではないかと思えます。

今度は殺処分の関係で、当然、当然じゃないですけども、ジビエ工場があります。令和4年度の報告にもありましたけども、ジビエ工場の搬入するイノシシの頭数が令和4年度18頭だったですかね、処分したのが15頭ということで、大変、厳しいものがあるんじゃないかなと。

ジビエのそういった処理の関係、分かる範囲で結構ですので、何か状況がありましたら御回答お願いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それぞれ1頭についてお金がという部分で、奨励金ですけど、ジビエに持ち込むと1万2,000円ですかね、9,000円に3,000円うちが上乘せして出しますよという話であります。

いろいろな形で、本当にジビエ工場が回転するためには、そういう個体を持ってきていただくということがもう前提条件になっておりますので、その猟友会等々にお願いしておるところであります。

令和4年度の実績でシカが140頭、シシが15頭ということで、155頭がジビエの工場に持ってこられたということでありまして。少しずつ、少しずつといったら語弊がありますが、いい方向にジビエ工場も回ってきたのかなと。

まだまだ余力はありますので、それこそ本当に猟友会ですね。一番いいのはやはり箱の鳥獣というか、やはり時間と、いい肉をそのまま持ってくるということがジビエの肉としての価値になりますので、そういうことを考えたら、やはり箱がいいのかなという気がして。箱と、わなもどうなるか分からんけど、箱は安全という、殺処分するときに結局、わなはワイヤーが古かったりすると分からんという部分もありますので、やはり自分も免許を持つとって、かかったときは箱のほうが安心するという気がします。

私がイメージしとった箱はですよ、大きい箱ですよ、今使ってる。もうこれじゃあとてもという部分があったもんだからですね、またそれを大・中・小というか、そういう形にして、何か自分の力というか、もう本当に軽トラに上げるだけでも、もう重労働というような感じになります。また、そこ辺も精査しながら、いろいろなパターンの、箱わなの推奨もいいかなと、聞いてって思ったところです。

その部分をやはり猟友会にお願いして、ジビエ加工場のほうに持って行ってもらうと、まだいいかなと。

ですので、議員皆さんが、ジビエ工場に持って行ってくださいよという話をする、またいいかなというふうに思うところでございます。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【3番 中田 武満】

議長。

【議長 山本 文男】

3番、中田 武満。

【3番 中田 武満】

ありがとうございます。御理解いただきまして、今日の質問の趣旨を御理解いただきまして、本当にありがたく思います。

箱わなの設置が多くなれば、当然、シシの被害が少なくなります。設置者も多少の収益が上がるということで、ジビエ工房も、商品価値が上がれば経営もよくなるということで、一石三鳥だと思います。今後ともよろしく願いしまして、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

【議長 山本 文男】

これで3番、中田 武満議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次は、明日12月12日火曜日です。午前10時に、本会議を開きます。時間、お間違えのないようお願いします。

本日は、これで散会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

(散会：午後 2時07分)

令和5年第4回定例会

美郷町議会会議録(第3号)

令和5年12月12日

美郷町議会

令和5年第4回美郷町議会定例会会議録（第3日目）

令和5年12月12日（火曜日）

◎開会日時 令和5年12月12日 午前10時00分 開会
◎散会日時 令和5年12月12日 午後1時50分 散会

◎出席議員（10名）

1番	若杉 伸児君	2番	早川 節夫君
3番	中田 武満君	4番	兒玉 鋼士君
5番	中嶋奈良雄君	6番	川村 義幸君
7番	那須 富重君	9番	甲斐 秀徳君
10番	川村 嘉彦君	11番	山本 文男君

◎欠席議員 なし

◎欠 員 8番 小路 文喜君

◎会議録署名議員 9番 甲斐 秀徳君 10番 川村 嘉彦君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 森川 晴君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	泉田 博文君
総務課長	甲斐 武彦君	税務課長	川村 博昭君
企画情報課長	田常 浩二君	町民生活課長	田村 靖君
健康福祉課長	黒田 和幸君	建設課長	林田 貴美生君
農林振興課長	松下 文治君	政策推進室長	長田 孝規君
教育課長	鎌田 次郎君	地域包括医療局事務長	田原 裕亮君
南郷地域課長	黒木 博文君	北郷地域課長	石田 隆二君

◎会議の経過 別紙のとおり

令和5年第4回美郷町議会定例会 議事日程（第3）

令和5年12月12日

午前10時開議

日程第1 一般質問

9番 甲斐 秀徳 議員

1. 有害獣駆除報奨金の引き上げについて
2. 各種補助金の一部米など金券支給の提案

1番 若杉 伸児 議員

1. ちくせん（地区別定住戦略）事業について
2. 町内各地域における伝統芸能の再開について

4番 兒玉 鋼士 議員

1. 町の公共工事の入札及び契約について
2. 町の指名競争入札について
3. 公共工事の入札及び契約の適正化について
4. 町職員の指導等について

会 議 録

令和5年12月12日
午前10時00分開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください・・・。

【議長 山本 文男】

一般質問2日目であります。本日はもよろしくお願いいたします。

【議長 山本 文男】

ただいまの出席議員は10名であります。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

広報用の写真撮影の申し出がありましたので、これを許可しました。

【議長 山本 文男】

日程第1、一般質問です。

昨日、4名の一般質問を行いました。本日は残り3名の一般質問を行います。

通告順に一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

9番 甲斐 秀徳議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番 甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

改めまして、おはようございます。最初の2日目の先頭ということでゆっくりやりたいなというふうに思っております。ブザーが鳴らない程度に終わりたいというふうに思っておりますので、御協力の方よろしくお願ひしたいと思ひます。

2年続けて、農林省のほうで鳥獣害対策についての話を聞いて、私が代表して2年間、質問してるんですが、その中で環境省、林野庁の方々も同席されていろいろと話を聞いております。

その中で1つ我々が密に言ったことが1つの政策というような形になって非常にありがたいなというふうに、私は思っているところでございます。

さて今回は、各地区で発生しております鳥獣害の問題を3名で行っております。これは、各地域がいろいろな鳥獣害の問題があるのを提起したものじゃないかなというふうに思っております。

テレビ放送では、全国的に鳥獣の問題が取り上げられております。熊が民家近くまで出没し、人畜に被害を与えております。幸いなことに、九州には熊がいないので、その心配はありませんけれども、鹿やイノシシが人家、公園至るところに出て、

警察、猟友会が出動し捕獲しております。

美郷町でも、今年は異常な状態と私は考えております。美郷町の人口より遥かに多い鳥獣頭数ではないかというふうにも考えられ、またイノシシの逆襲のようにも思います。これは里山に住みついてしまった結果、フェンスを設置して数年たったものに被害が発生しているようでございます。

今年の水田の6月、7月より出始め獣害が発生、それが稲刈り時期まで出て結局、収穫不能に陥ってしまっているところも多く見られました。フェンスを直してもまたすぐ別のところに穴を掘って入ってくる。補修の手直しが追いつかないような状態でありました。

またハンターも少なく、この暑い夏のときに犬も過酷な仕事でありまして、結局、箱わな、くくりわなになってしまいます。

町長も、わな免許持ってるのである程度のごことは理解できると思いますが、このような状況の中で、本来、イノシシは夜間活動が主であります。高齢化した農業者、また同様にわな設置者、ハンターも疲弊しており、高齢ということもありましてなかなかその対策が追いついていないというのが現状じゃないかなというふうに思っております。

駆除班の方々も、日常は仕事を持っており日曜日しか活動ができない状態で、獣害も減らない現状であります。

私が一番気にかけていることは、この鳥獣害の被害の増加による離農の動機にならないようにすることが大切じゃないかと思っております。それと同時に、耕作放棄地が増えなければいいなというふうに思っておりますが、町長はどのような考えを持っているかお聞きしたいと思っております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

おはようございます。今日は3名の議員の方の一般質問ということでありますので、よろしく願いをいたします。

今、議員から有害鳥獣ということで、昨日も質問がございましたが、どう考えるかということですが、本当にどうすればいいのかということなんですが、これの個体数を減らすがために、毎年、毎年、イノシシ、鹿それぞれ1,000頭くらい駆除してきてるけど全然、減らないというのが現状でございます。

また、私ごとになりますけど、今年はワイヤーメッシュ、フェンスはあるんですけど、入ってきて、その田んぼの中に電柵をしたというそういう経験を持ちました。

何でと思ったら、やはり調べてみると掘って入ってきてるという状況でありますので、その補修等、大変かなというふうに思うところあります。

本当によく言いますけど、鍋釜を持たない鳥獣でありますので、その鳥獣も一生懸命生きるがためにという話であります。ですので、こちらもそれに対しての防衛

策ということでこういう形をやっているということでもあります。

ですが、その解決策というか、こうすればいいのではないかということやってきたやつが、またいろいろな形で向こうも知恵を出して入ってくるということありますので、いちごっこかなという話を昨日しましたが、そういう状況の中で、この有害鳥獣対策、現状を維持しながらやっていく必要があるというふうには思うところでもあります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番 甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

論説がありまして、「広がる鳥獣害」ということで、「地域での3対策の徹底を」ということで論説がっております。

この中で、「被害防止には個々の取組に頼るだけでは限界があり、地域に掲げた一体的な取組が欠かせない。農水省などが掲げる鳥獣害対策の三本柱を徹底しよう。1つは、捕獲による個体数の削減、2つ目は柵の設置などの侵入防止対策、3つ目は藪の刈り払いなどによる生息環境管理。ただ、これらの対策をするにもマンパワーが必要だ」ということです。

当町も昨日、申してましたように、高齢化率が52%であります。このマンパワーというのも非常に厳しいと。おまけに農業従事者が、やはり50代、60代、70代の人たちが多くて若い人たちがいないというのが1つの欠点だろうかなというふうには思っております。

町長は、里山に鳥獣を近づけない、夏場のドローンで犬の代わりに追い出すと、昨日、言いましたが、今後、こういうことも必要かなと思えますけども、そのマンパワーについてちょっとお伺いしたいんですけどどんなでしょうか

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

マンパワーが少ないというのは現状だと思います。そのマンパワーを増やすためにはどうするかという話ですけど、そのマンパワーがどこにいるのかということも問題かなというふうに思っております。52%が65歳以上という話ですので、そのマンパワーをどこの年代に求めるかという話になると、非常に難しいということでございます。

今、議員がおっしゃいましたいろいろな形でやはり里山にという話になりますけど、そのときに、うち農林振興課としては、中山間の直接支払交付金事業の現地調査がありますけど、増えてないか、計画どおりになってるか、交付金を出しますので、後で会検の対象になって問題がないようにということで現地調査をする折に、しっかりとそういうことを指導しているということなんですけど、やっぱり地域が一体となって管理するという意識を持たなければ、なかなかこの鳥獣害対策は効を結ばないと。やはり地域の問題として、皆さん地域の人たちが認識していただくことが非常に大切なことかなというふうには思うところです。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番 甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

やはりなかなか人がいないから、何をするのも非常に厳しいところが現状じゃないかなというふうに思っております。

この前、総会がありましたけど、その中でもやはり見ると、結構な人たちが高齢者じゃないかなというふうに思っております。そういうところで今後、いろいろなものに取り組んでいかなきゃいけないかなというふうに思っております。

町長が出している令和5年度美郷町施政方針で、鳥獣害対策につきまして述べておりますが、「これまでどおり関係機関や団体と連携し、捕獲による個体数削減や防護施設の設置等による対策等を強化し、被害軽減に努めてまいります」とあります。

捕獲による個体数削減は計画どおりに進んでいるのかというのを伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

物を作るときの計画と違って何とする、とるかという部分の目標ですけど、計画ではなくて目標という数値目標を挙げて、それよりか大体、予算を計上するときに、大体このくらいという部分でやっていますので、それを増えたときには議員さんの皆さんの御理解を得て、その報償金の増額補正という形でやってきていますので、やはりそれが計画どおりというか年々増えてるから、個体数の殺処分というか、獲得個体ですけど、増えてるということになって、どんどんどんどん財政的には厳しい部分があるという話であります。

この倍を獲ったらと、捕獲したらという話ですけど、年間、今、2,000頭で

すけど4, 000頭獲れるかという話をしたら、これはなかなか無理だろうというふうに思っておりますので、その中で目標を立ててやってるという部分では、計画といえば計画かもしれませんが、目標どおり進んでいるというふうに思っております。

以上であります。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番 甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

1つはやはり捕獲人材の育成もしなきゃいかんかなというふうに思っておりますので、新しい方々にいろいろな免許を取っていただいて、そういうのにもしていただくと非常にありがたいかなというふうに思っております。

それと今の関連ですけども、農林省がつくっております鳥獣害対策の現状と対策というのがあるんですが、この中に、当初の捕獲目標は鹿、イノシシの生息数を令和10年までに半減し、捕獲圧を維持というふうになっております。

前回の目標が23年度までもやはり半数減らすということだったんですけど、なかなかそのところは難しいような感じがしております。いろいろなバックグラウンドがあると思うんですよね。今、イノシシと鹿の生息範囲が物すごく広がっているということもあるだろうと思います。

特に、今まで見られなかったら現状が、東北にはイノシシいないということだったんですけど、もうそれがどんどん北上して行って、今は多分、秋田、青森の近くまでいるんじゃないかなと思います。青森の人たちはイノシシを見たことないと、食ったこともないっていうような人ばかりだったんですけど、現時点は相当なスピードでイノシシも上がっております。

なぜ増えたかというのと、原発の関係で福島に人間が入れない状況の中で、もう野生化したイノシシが物すごく増えて、それがどんどん北上してる可能性もあるんでしょうけども。それがうち辺りに適用するかといたらそうではないんでしょうけども、そういう現状があるということです。

今後、うち辺りは地道に獲っていくのが一番いいんでしょうけど、何せんなかなか難しいなというふうに思っております。

また昨日、町長が言ってましたいろいろな、箱わなのことも言ってましたね。箱わなのメリット、デメリットがあると。また、くくりわなも同様ということでありますが、箱わなはなかなか重くて移動が、1回設置したら、なかなか次のところに設置するのも大変だし人手がいると。町長も経験してるから、車に乗せるのも大変だということと、移動するのがですね。それと毎日の見回りということの関連性があるから、このところが非常に難しいのかなというふうには思っております。

私のほうも年間10頭からか20頭近くまで獲るんですけども、今年はちょっと忙しくてなかなかそういう状況ではないんですが、増えたことは確かです。どこに

行ってもおると。

今年の傾向として、フェンス内に入って、中で生活をするようになってしまったんですね。なかなか外に出なくて、その中で生活が自由にできると。ある程度の大きさになると、昼間はフェンス内にいる。誰も追ってこないし、ハンターも追ってこないもんだから、そのフェンス内にいる。夜になると出かけて、そのフェンス外に出て行って、逆に悪いことをするというような形をとっています。

そこの上がそんな感じなんですよね。だからなかなかそのイノシシを。私もわなをかけても、フェンス内にはなかなか入らないんですね。夜はいないもんですから。だから非常に難しいというふうに思っております。

そこで、私も防護柵のフェンスの修理、設置用に金網をしているんですが、今の新しいフェンスなんかは、この前も言いましたように、フェンスの前に網を張るからなかなか入りづらいんでしょうけども、そういうものの補助金が今後、出ればそういうのもしていく可能性があるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

可能性の話で申し訳ないんですけど、可能性があるという話であれば、あるんじゃないかならうかと。

ですので、以前、設置したワイヤーメッシュ、フェンスがそういうものがないということで、それが非常に金網を下のほうに30センチぐらいですかね。そして入らんごとしてするんですけど、それが有効だということで、今そういう形になると。今のメッシュ柵はそういうものがついてるということであります。

その部分だけを購入できないかという、補助できないかという話の中で、組み立てられるのかなと。

以前、設置したそういうものがないフェンスについて、また受益者でやってもらうような形は要望していけばできるのではなからうかと。

今、協議会、美郷と諸塚と椎葉と一緒にやっていますが、今度はもう令和6年度からですね、もう単体といいますか、それぞれの町村でやろうということになりましたので、そういうことを農林振興課と協議しながら上のほうに伝えながらやってくれというような要望をしていきたいと思っております。これ、できるとは思います。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9 番 甲斐 秀徳議員。

【9 番 甲斐 秀徳】

それをやっていただくと、少しは軽減策になるんじゃないかなと思います。

それと同時に、入口の柵のところも補強をするような手だても必要じゃないかと思うんですよ。

入ったはいいが出るときには必ず入口のところを、曲げてから出るんですね。今の新しいのは、ポンと入って、中に補強がL字型に入ると。ある程度、対策は取られてるんですが、昔のはただふにゃふにゃしてるもんですから、その都度、フェンスを元に戻すのに物すごく時間がかかるし、もう何回もやられると、なかなかフェンス自体がもうやわくなってしまってどうもならんというので、新しいものと交換しなきゃいけないもんですから、そういう対策も含めて御検討お願いできないかなというふうに思っております。

それから、こういうフェンスとかいろいろなイノシシを獲って被害を削減するというのが一つの手だろうと思いますが、そのためにも積極的に個体数の削減も必要があるんじゃないかなというふうに思います。

現在、奨励金は1頭につき7,000円という形で出ております。町単独で3,000円つけて1万円というように形にしております。

今後、それを値上げをしていただく、できる限りお金を積み上げていただくことはできないかなということをお伺いしたんですけれども、よろしく申し上げます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

言わんとすることは分かりますけど、ほかの町村と比べてそんなにおかしくはないということで、お猿さんに関してはうちは5万円という形で単独のほうで4万2,000円ですかね、そういう形で出しているということであります。近隣市町村とあまりにもという話で、うちが少ないのかという話ではなくて、あまりにも多くするということは考えてません。

ですので近隣町村と歩調を合わせてという部分がいいかなというふうには思うところであります。

それよりか、うちの美郷町有害鳥獣対策協議会から、幼獣ですよ。幼獣の報奨金上乘せの要望が多いと。ですので、今、幼獣を5,000円しか出してないということでもあります。鹿もイノシシも幼獣は5,000円と。

これを、やはり幼獣じゃろうが成獣だろうがという話で同じ金額にしてくれないかという要望であります。これはやはり考えるべきかなと。

幼獣が成獣になって悪さをするというか、成獣を逃がす人はいないんでしょうが、箱に行って幼獣じゃろうがウリ坊じゃろうが成獣じゃろうが殺処分はしてるんですけど、その要望が多いということで、そちらのほうを検討していこうかなというふうには農林振興課とは話しているところでございます。

以上であります。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番 甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

確かに幼獣は、どこまでが幼獣であって幼獣じゃないかということの判定も難しく、写真判定でもって、「ちょっと」というところがありますので、それはそれなりの価値はあるかなというふうには思います。

幼獣だからかわいそうだからと言っても、結局、成獣になったらもう悪いことをするのはもう目に見えて分かってるわけですね。

特に、フェンスを壊すのは一番、10キロ前後のイノシシが多いんですね、やはり。煮ても焼いても食えないというようなばっかりのところですよ。一番馬力もいいし、突っ込んでいって、下を掘って入るのは、もうほとんど10キロ前後のイノシシですね。だから我々が持って帰っても、食用にもあんまりならないようなところで非常に苦慮しているところがございます。そういうことで考えていただければ非常にありがたいかなというふうに思います。

「近隣町村」と言いましたが、諸塚村、椎葉村は鹿のほうに重きを置いてるんですね。というのは、やはり鹿の森林に対しての影響が物すごく大きいもんだから、そっちにウエートを置いて、ほとんどが1万2,000円出してます。美郷町はどっちも同じような金です。

できれば、鹿はそのままがいいと思うんですが、そっちもちょっとウエートを置いて、何とかできないかなというふうに私は感じておったんですよ。そうすれば、個体数も減るし、農林省の推奨するような生息数を10年までに半減できるというふうに思っておりますので、それと同時にお願いしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

確かに、それぞれの金額を見ると諸塚村の鹿が1万5,000円、うちが1万円ということで5,000円の開きがあるということです。

ただ、うちが今、幼獣を5,000円出しているという話をしました。ですので、この近隣町村、幼獣に対しては出してませんので、うちのその幼獣5,000円を加えると、結構、バランス的にはつり合ってるんじゃないかならうかと。

そしてまた、同じ成獣にするととなると、今度、うちのほうが分がいいという計算

にはなりやせんかということなんですけど、そういうことで、対策協議会、結局、そちらのほうで、この金額に対してどうのこうのは言ってきてませんので、ただ、幼獣をどかしてくれという話ですので、この報奨金はそのままにしておきたいと。そして幼獣のほうを上げたいということでございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番 甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

大体、趣旨は分かりました。

ただ、また来年の3月頃からは、諸塚村に聞いたら、また1,000円上がるという形で、1万6,000円の支給にするというような形で、いちごっこだろうとは思いますが、そういう形をとりたいというふうな形。

これは国からだろうと思うんですね。そうすれば、うちのほうも当然ながら鹿は1万1,000円ぐらいになるのかなというふうに思っておりますけど、はっきりしたところの現状が分からないものですから、先ほど、農林振興課長に聞いたんですけど、まだ答えが出なかったからどういうふうに。そこのところの確約ができたなら、そういう形でやっていただけるんでしょうか、そこのところをお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

どういう形、結局、個体管理というか、個体を減らすがための方策ということで考えていけば、この報償金云々というのも大切な部分でありますけど、それよりか、やはり最初に議員が言ったことですよね。「みんなで意識的にその地域が有害鳥獣に関心を持ってもらう、そしてそういうことにおいて住処やらをつくらないように管理をしていきましょう」と。やはりそこが原点になるんじゃないかなと思っておりますので、そこに力を入れていくべきではないかと。

そしてその結果として、どうしても個体管理の駆除という話になりますけど、そこに報償金が出てくるという考え方のほうが普通であるというふうに思っております。

ですので、そこをどうのこうのという前に、幼獣を上げると言いましたけど、もっと原点に戻って、やはりそこ辺をしっかりとやっていくほうが、農作物の被害軽減になっていくのではなからうかというふうに思います。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番 甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

最終的にそう言うだろうなという私も予測はしておりました。当然ながらだろうと思うんですけども。

ギブアンドギブでやると、獣が増えたら、結局、中に入って農作物の被害が相当な額になると、その相対効果を考えたときにですよ、被害総額を考えたときに、少しでも取って被害額を少なくするのがいいのか、それとも、というような感じだったんですよ。

確かに、私がさっき言ったように周辺のところの里山のところの悪いところを切っただけとか、いろいろな手だてはあると思うんですけど、そのためにマンパワーが必要じゃないかなというふうなところもあったもんですから、じゃあ、町全体を、その周辺を切ってくれと思っても、なかなかこれは難しい問題だろうと思うんですよ。だから個体数を減らすのが、私は先じゃないかなと思ったんですけど、その点に関してはどうなんでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

なかなか、どっちが先かという話になると難しいと。結果的にやはりいろいろなことやってるけど増えてるということでもあります。マンパワーを増やそうにもなかなかいかないというお話の中でやっていくと。

一番、まだまだ猟銃は別として、わなを持ってる免許者が少ないという部分もありますので。うちはいろいろな形で免許を取得するための補助金を出してますから、やはりそういう形でギブアンドギブじゃなくて、結局、こっちも出しっ放しで取るものは取ってもらわないかんから、やはりギブアンドテイクかなという気はするんですけど、そういう人たちが増えれば免許保持者が、やはり個体群管理というか、結局、頭数は獲っていくということになりますので、どっちかという話をすると、どっちもじゃけどですよ、それは抱き合わせてやったほうがいいっちゃけど、なかなかという部分がありますので、私としては気持ち的には、わなの免許を取ってほしいと、どんどん取って、例えば、自分のところは自分で守るというような感覚になると非常にいいかなというふうに思っております。

私はそう思います。以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番 甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

なかなか難しいところなんでしょうけど、何とか個体数を減らして、被害を最小限に引きとめるような策を皆さんと考えてやっていければ一番いいかなというふうに思います。

それから、令和7年までの措置として追加補強材を整備することで侵入防止を図るというもので、新電気柵の地際対策に、電柵の下に張るシートがあるんですね、電気が通るやつが。それが1つの通電性があって、当たればびりっと来るというのもあるし、それと同時に、防草シートにもなるんじゃないかと思うんですけど、それについては、補助金関係は、やはりこれも申請はできるんでしょうかね。そのところ、お願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

私はそこ辺は詳しくありませんので、農林振興課長のほうに答弁をお願いします。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 山本 文男】

農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

今言われました防草シート、これは補助対象になります。

今回、ちょっと手元に資料がないんですけども、1地区、防草シートを申請している地区がございます。

以上でございます

【議長 山本 文男】

課長、防草という、どんな字を書くんですか。

【農林振興課長 松下 文治】

草を防ぐ。

【議長 山本 文男】

説明が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番 甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

電柵の下にずっと敷くやつなんですね。それができれば、非常にありがたいなというふうに思います。

私も、今年はフェンスの中に電柵をして被害を最小限にしたんですけども、なかなか、そしたら、次のところに行って、次の人の田んぼはもう全滅というような形になりました。

私が最初に言いました一番、危惧しているというのは、今後、こういうことが続きますと、やはり今回で農業をやめようかなという人たちが出てくると思うんですね。だからそういうことをしないようにするための施策も考えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思いますが、それについて、いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

離農していくという可能性というか、おそれがあるということを懸念するということをございましょうが、確かに、やっと作って収穫前に来るからですね。最初に来れば諦めもいいんですけど、ずっと育ててきたやつを実りの頃に出てくるということですので、そういう感覚になるのは、否めないなというふうには思うところがあります。そうならないように、やはり手厚くこういう形でやっていくしかないんですけど。

それと、今度はどういう形で田畑を守るかという話で、昨日もありましたけど、やはり組織というか、そういうものをつくる必要が出てきたと。

その組織も今ある組織でできればそれでいいと。できない地区はどうするかという部分で、ぱっと考えたときに、南郷と北郷はある程度、それができるんじゃないかという気がしてます。というのは、ライスセンターとかそういうものを持って、いろいろやってると。そしてまた、個人でも大きくやってるといふ部分がありますので、その人たちに相談をもちかけて、またどうすればいいかという話をしていきながらやると、また変わってくるかなという気がします。

その点、その西郷のほうがそういう組織というか、中山間とかそういう組織じゃ

なくて、現にライスセンターとかそういう部分で動いてるところがないという感じ
でありますので、そこ辺がちょっと難しいかなという部分はあるんですけど。

これが米の1等米の評価になってきているのかなという気がします。やはり1等米
を作れるというのは、それだけ熱がある、みんな一生懸命やってるという部分で、
1等米の評価がそのまま地区別の評価になっているという気がしてなりませんので、
最終的には、そういうことと今の鳥獣害の被害対策と、あとは組織をしっかりと、
持続的にできるようなものを作っていきたいなというふうに、農林振興課とは話し
ておるところでございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番 甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

私の花水流地区の農地管理組合のほうでは、多面的機能のお金を使って、12月
の初めにフェンスの周辺の草切りをするんですね。それはもちろん時給で幾らで払
いますけど。そういうことをやったり、その始まる前に、勉強会で機械の安全講習
とかいろいろな刈り払い機の安全講習とか、いろいろなことを今毎年、やってるん
ですけども、そういうのをやりながら全体的に、少しではありますがフェンスのチ
ェックと、それからいろいろな農地のチェックも含めて、皆さんに協力いただいて
やっております。

だからそういうことで、私はできると思うんですね。草刈りをしながらフェンス
の周りをずっと全部、切っていくもんですから、だからそういうチェックをしてい
ただくと非常にありがたいかなというふうに思っております。

今後、そういうこともできますよということを何かの広報で載せて、先ほど言っ
たフェンスの網の設置と防草シートというか、そういうものの設置の件に関しても、
もうちょっと周知徹底していただけるとありがたいかなというふうに思いますが、
いかがですか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員おっしゃいましたようなことを、また、いろいろな媒体を通して周知徹底を
していくという形はとりたいと思います。

また、役場のほうもいろいろな形の中で、これはどうか、こういう形はどうかと

ということで、皆さんに、議員さんに投げかけて、これはやはりみんなで考えていかなければ農地を守れないとか、昔の原風景が崩れていくという形になりますので、そこ辺は御協力をお願いしたいと思っております
以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番 甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

最終的に、どういうふうにして鳥獣害の減を図るかということに対して、やはり個体を削減するためにはいろいろな、鉄砲で打つのもいいし、町長が先に言いました防護柵の点検とかいろいろな措置を取ったほうがいいと。それから周辺の草刈りからも全部するというような形が一番ベターなんでしょうけど、そうはいかないものですから、今後そういうことを含めて、鳥獣害対策をしていただければありがたいかなというふうに思っております。

では、次の質問に移ってもよろしいでしょうか。

【議長 山本 文男】

2問目の発言を許します。

【9番 甲斐 秀徳】

では、次の質問をさせていただきます。

それでは、2番目の、各種補助金の一部を美郷町の金券支給はできないかという提案でございます。

年間を通して各種補助金を支給しております。今回も、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金、また、子育て世帯生活支援特別支援金、高校生の支援金なども含めて言いますが、一部を美郷町内で使える金券の支給はできないかということでございます。

現在、林業大学校生にも米なんかも支給しております。現金支給ばかりではなくて一部を金券的に使っていただけると非常にいいんじゃないかなというふうに思います。

といいますのも、金を与えてしまえば、よそで使ってしまえば金はこっちには落ちないからですね、金をいかにして回すかということを考えれば、一部の現金支給を金券に変えていただいて、例えば、高校生なんかは毎日、弁当持っていくと思うんですよね。その中で、弁当に使用する食材の購入を美郷町内で調達すると。だから米・肉・魚などの日用品を必要なものに変えるということが出来る、町内商工会の活性化にもつながりますので、そういう考えはないかなというふうなことをお伺いします。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

趣旨は分かりますけど、なかなか難しい部分があるかなど。米とか牛肉に限るということ自体も、いろいろな生産者がおって問題かなという気がします。

それを補助金で出すということはどういうことかという話になりますので、また、補助金要綱というか、その補助金の目的がありますので、それに違反をしないかとかいろいろあります。

ですので、もし出すとすれば、いろいろな形をとった中で、出すとすればというか、今、商工会でプレミアム商品券やらを出してますので、これは何を買ってもいいですよという話の中でそういう意図があるんですけど、そういう部分でやっていったほうがいいのかなあというふうに思ってます。

この金券ですけど、何でプレミアム商品券は出されるのかという話ですけど、「6か月以内」という部分でやってるから出される。法律が資金決済に関する法律というのがあって、それ以上、長くやるという話になると財務局長に登録とかそういうものをしていかんとできないということでもあります。

ですので、なかなかそこ辺が見えてこない部分もありますので、ほんならどうするのかという部分が出てきます。どういう制度設計をするのかという部分も出てきますので、本当に難しいのかなど。

金券は美郷町だけの通貨ということですけど、お金、通貨といえば普通、法定通貨といったら普通、日銀が出す今、皆さんが持っている。これは日本国が保証する。地域通貨というのは、もうそこの自治体が保証すると。昔の藩札と一緒にかなという。藩が崩れたら、その藩札は紙くず同然という話と一緒にかなというようになりますので、そう考えていったときに、この金券支給というかそれはなかなか議員が言うような、何か複雑になってくるような気がしますので、それはしないほうがいいのかと。

何かを特化するということは、ますますしたらいかんというような気がしますので、あらゆるものに対してという話なら、少しはプレミアム商品券を、結局、商工会、商工業の振興と、今度は町民のためという部分の2つに分けて出すことは、出すことはというか、そちらのほうにこの考え方をシフトさせたほうがいいのかというふうに思うところがあります。

ですので、非常にこのプレミアム商品券の話をしますけど、なんでAコープさんは入れんとやという話になってきますので、そこ辺で、1つはそれ、1つはこれという話をしていったほうがすっきりするのかなど。かつ、また、商品券、うちの商品券ですので、美郷町しか使えませんよという話をしたほうがじっくりくるというか、スマートになっていくのではなかろうかというふうに思っております。

議員、それを見たときに、もうちょっと分からないというのが、私の率直な思いでありました。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番 甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

それじゃあ聞きますけれども、今、高校生に年間10万円支給してますよね。これをどういうふうに使ってるかということの自治体の追いかけ調査なんかはしたことあるんですか。

使うのは勝手だからということで、してないと思うんですけど。

親はどんなして使ってるかと、親というか、子供にやったのか知らないけども、それはどういうふうに使われてるのかということの調査なんかをしたことはないんですか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

そこまでの調査はしてありませんけど、補助金の目的の中で、保護者にこういうことですよということでもありますので、それが教育に使おうが御飯に使おうが、その子供を育てるための補助金でありますので、ある程度はその制限はないと。

ただ、親が娯楽に使うとか、そういう形はもってのほかとっておりますが、そういうことはしていないと、これはもう信義誠実に基づいてお互いに、そういうものだという考え方でやっておりますので、多分、追跡調査はしてませんということですので、多分そうだと思います。

以上です。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 山本 文男】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

支援金のその使い方についての実態調査をしているかということだったんですけども、教育課内ではしてありません。

この大体の支援金の目的は、「高校生活に必要な費用負担の都市部との格差是正を努めるため」という形でやっておりますので、例えば、制服を買ったりとか、バッグを買ったりとか、そういったものに使うお金ということも十分考えられますので。

確かに、追跡調査して、それを娯楽で使ったりとかする場合もあるかもしれませんが、実際、生活として高校生には、やはりそういった服装だとか持ち物だとか、そういったものに多額のお金を使いますので、そういった部分のほうに使っているというふうに解釈しております。

以上です。

【議長 山本 文男】

教育長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番 甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

私の推測するところでは、ほとんど携帯代に消えてるんじゃないかなと思うところがあつたんですね。それはそれで使い道があれば、結構だろうというふうに思いますけどもね。やはりそういうのもちょこっと今後、考えていただければありがたいかなというふうに思います。

せっかくお金をあげるんだったら、そういうことも必要じゃないかなというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

私は、最初のきっかけが、東京都と大阪が出してるのが、お米をやるんですね。東京都辺りだったら、そりゃあ喜ぶだろうと思うんですね。米は買って食べなきゃいかんから。この当地にすると、ほとんどが農業をやってて誰かからもらうか買うかということでやってるから、そういうのは必要ないだろうと思いますけどもね。

大阪はこういうふうにやってますね。大阪府子供食費支援事業というので、お米クーポンというものをやって、それでインターネットで手続をするというような形でやっております。それから、東京都は、これは小池知事の肝いりなんでしょうけど、これもクーポンの配布をして、東京お米クーポン事業というのをやっております。1人当たり10キロを差し上げるというような形でやっておりますので、お金じゃなければ物的なものだったらいという解釈に取れるんですけど、町長の話では。それはどうなんですか。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

そういうことではなくてクーポンとか、まだ法律的に分からない部分があると。それをどれだけの期間にするのかとか、そういうもので非常に難しいんじゃないかという気がしたという話でありますので、精査しなければできないかという話ではないということでもあります。

ただ、美郷町で牛肉を買って食べましょうとって、どれだけ需用が伸びるのかと、全国です。そうしたときに牛の価格にどれだけ跳ね返っていくのかということを見ると、それはもう微々たるものという話に、微々たるものでもないということでもあります。

ですので、議員が思うところですよ。思うところというか、これをしてどうするのかという話です。

それよりか、私は、今の制度をいろいろな使うほうじゃなくて、作る方、そちらのほうをしっかりと手厚くというか、今の制度をもって、飼料とか燃油高騰いろいろな形の中でやっていきたいと、そういうことでもあります。

ですので、議員のほうは今度は消費のほうのお話でありますので、それを美郷町だけに限定してという部分でそれをという話にしたときに、どのような効果があるのかという部分も、未知数ですけど、その制度設計をするときに非常にちょっと難しいんじゃないかなと。

ですので、やるとしても、時間が少し必要だと。

ここでほんならやりますわとか、できませんという話ではできませんけど、その制度設計がそのどういう形になるのかというのが今の時点で私の頭の中でピントこないということでもあります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番 甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

それでは、検討の余地はあるということですか。それとももう全然ないかということなんでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

検討はしてみます。検討をして、いいということになれば、考えていかなければなりません。今さっき言ったように、作るほうを大切にするのか、買うほうを、消費者を大切にするのかと、天秤をかけたら、私は、作るほうの重みがあると思っておりますので、そういう形にしたいというふうに思うところであります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番 甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

私が思うところは、町の思いもあるし生産者の思いもあるし、商工会の人、また地産地消ということにも含めて、全体的にうまく回ればいいかなと。

私は、「全額をくれ」と言ってるわけではないんです。

例えば、これ仮にですよ、仮に高校生10万円をやったときに1万円か2万円かでもいいと思うんですね。1割ぐらいを商品券で、物の足しに、その食費の足しになればいいかなというのを思っただけであって、その全額というような形でもないし、そういうニュアンスなんですけども、今後、それを真剣に考えていただくと非常にありがたいかなというふうに思います。

進展がないようですので、これでもう、あとは町長が考えていただけることですので、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

【議長 山本 文男】

これで、9番、甲斐 秀徳議員の質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

再開を11時といたします。

(休憩：午前10時51分)

(再開：午前10時58分)

【議長 山本 文男】

全員おそろいのようなので、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

通告順調に質問を許します。

1番 若杉 伸児議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1 番 若杉 伸児議員。

【1 番 若杉 伸児】

本日は、通告どおり 2 問ほど質問を予定しております。どうぞよろしくお願ひします。

まず初めに、ちくせん(地区別定住戦略)事業についてお伺ひします。

令和 2 年、6 地区より始まったちくせん(地区別定住戦略)事業も、現在、町内全域 24 地区で実践されております。各地域の特色を生かした様々な活動と考えますが、町として、これまでの各ちくせん(地区別定住戦略)の取組の成果をどのように捉えておるのかお伺ひします。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

「ちくせん」の効果、成果をどのように捉えているかということではありますが、各地区の任意団体等の属性に捉われず、地区の未来を考える場に役場も関わりながら話し合える機会が増えた。

次に、これまで顕在化していた地区の課題に対して少しずつではありますが、自分ごと化として目を向けるようになってるのが大きな成果ということかなと思っております。

この地区別定住戦略は、自分の地域をどうするかということでみんなで考えてくださいねという話で投げかけた事業でありますので、非常にその分には自分たちで中身を精査し、どうするかという部分を考え始めたことが一番大きな成果であると思っております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1 番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1 番 若杉 伸児議員。

【1 番 若杉 伸児】

私も、地域のこの活動に携わっております。執行部の皆様方も多分、各「ちくせん」でかなりな地で活躍されてる方がほとんどかなというふうに考えております。

この事業の開始当初、いずれの地域も一体、何を始めればいだろうか、雲をつかむような状況であったんじゃないかと、私は考えます。まず何よりもこの「ちくせん」という言葉自体を、地域にどう浸透させるかという、これもまた第一の課題だったと、私はそのようなことじゃなかったかなというふうに考えております。

その後、行政によります指導、サポート、また、私はこれが一番に大きいと思うんですが、各組織間の情報交換。何をやってるか、ほかの地域が。そういったことを知ることで、徐々に活動が具体化されていったんじゃないかというふうに私は捉えております。

私は、地元の人からよく、「ちくせん」って一体何やとるの。「ちくせん」て一体、何をしよとや」と聞かれます。

そのときに私は、こういうふうに答えるようにしてるんですが、「地域おこしの一環よ」と。「地域おこしの一環として、何か活動しよとよ」というふうに、私は答えております、常に。

私が記憶してる中で、はっきりとじゃないんですが、町長がこの「ちくせん」を例えるときに、「何でもいいから取り組んでみるや」と。「何かせんと始まん」というような表現をたびたび使われていたような記憶があります。

私もそのとおりでというふうに捉えております。

最近、もう2年目、初めての年度の地区もあります。2年目を迎えて、この「ちくせん」と言葉も、徐々に地域に浸透しつつあって、その活動の成果も徐々にではありますが、実を結んでおるんじゃないかなというふうに、私自身は捉えておるんですが、その辺、町長はどのように捉えているか、お伺いいたします。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員おっしゃるように、最初は何のことかという話で戸惑いも多く、計画もそれぞれの温度差が出てきたというのも事実ではありますが、ここにきて、ある程度、何をするのかという話の中で、議員おっしゃったようなことかなというふうに思っております。

私がよく言うというか、「何もせんかったら、もう本当終わりだ」という話で。そういうことでやっぱりその地域、地域の特性に合った地域おこしをしていただければいいと。

その中で、何かが見つかって、それによって地域が活発化してくるという話、そして地域が進み住みやすくなるということにつながっていけば、それは大きな成果だと思っております。

当初は何事やという話が多くあったというのも否めない事実ではありますが、今に

至って、ある程度、そういうことで浸透してきたかなというふうには認識はしております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番 若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

私も同感であります。

今年の2月に議会のほうで、島根県の邑南町、先進地であります。研修に行っていました。その際に説明された担当の方がちょっと言われたんですが、T P P っておりますよね、環太平洋パートナーシップ協定、多分これにもじったと思うんですが、「T T P でやりなさい」というふうに言われたんすよね。T T P は何かなと思ったら、よいことは徹底的にパクレだそうです。

これはちょっと私の地元のことなんですが、来年の「ちくせん」カレンダーを作成しました。令和6年のカレンダーです。

これは、表紙を含めて13枚です。私の地元渡川の四季折々の写真を使いまして厳選して作りました。それで、地区の129戸あるんですが、無償で配布することにしております。今週末辺りぐらいから配ろうかなというふうに思っております。

そのときに、各地区に役員を配置しまして、無償で配りますと。「もし、ほかに必要な方がおれば、原価で提供しますから要りますか」というのを各戸に129戸、聞いてまわりました。

そしたらですね、今現在で、別個に156枚の注文を受けております。多分、これは家に2枚、3枚貼る人はおらんから、多分、自分の子供とか兄弟とか孫とか、ほとんどが地区外、町外の方に配布するんじゃないかなというふうに、私は考えております。

この下のほうに、「ちくせん」とは何ぞやというののちちゃんとここに書いております。ですから「ちくせん」で、なんだろうなと思った人が、これを見たら、こういった活動をしておるといふふうに分かってもらえるかなあというふうに考えております。

せっかくですから、これは来年度の取組なんですが、来年度、令和7年ですね。今回、令和7年に関しては、広く今度、写真を募りまして、フォトコンテストという形でカレンダーを作りたいなというふうに考えております。

私になぜこの話をしたかという、さっきのT T P に話が戻ります。

これは、西郷の小川地区のカレンダーをパクリました。今年の夏祭りですね。いだごろ祭り。このときに、渡川「ちくせん」ではっぴを作りまして、そしていだごろ踊りに出ました。

また、美郷南学園の運動会でもいだごろ踊りがあるんですが、これにも、そのはっぴを着て出ました。

このはっぴは、ちなみに南郷の神門中区「ちくせん」のパクリであります。

執行部の方も渡川に行かれたら気づくかもしれませんが、鬼神野からトンネル抜けて、ちょっと広場があります。左手側に、「ようこそ、ひえちぎり唄発祥の地 上渡川へ」という看板が立っていると思います。

あれは今年4年ぶりにひえちぎり唄全国大会が開催されたものですから、ちょっと地元から盛り上げるということで作った看板であります。これは、地元の水清谷地区「ちくせん」これをパクったものであります。私は、いいものはパクるというのは本当にいいことだと思います。

そこでお伺いしたいんですが、これは通告書には載せていないんですが、こういった、先行事例、優良事例、これは面白いとか、これは斬新であるとか、そういったものがあれば、せっかくの機会でありますから、皆さんにちょっと分かってもらう上でも、数点、挙げてもらおうとよろしいんですか。

お願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

24地区全てを把握しておりませんので、企画情報課の課長のほうにそれは答弁させていただきます。よろしくお願いします。

【企画情報課長 田常 浩二】

議長。

【議長 山本 文男】

企画情報課長。

【企画情報課長 田常 浩二】

議員お尋ねの先進的な取組ということでございます。

全てということは御紹介できないかもしれませんが、御紹介させていただきますと思います。

この「ちくせん」事業では、目的としまして1つ目に、地域の人口減少に歯止めをかける事業。私どもは人口減少対策事業と呼んでおります。

2つ目に、地域課題の解決を図る事業、地域課題解決事業と呼んでおります。

3つ目に、地域の交流関係人口の増加を促進する事業、交流関係人口増加事業と呼んでおります。

この3つの目的に沿って事業が展開されております。

議員お住まいの渡川「ちくせん」でも、地区内の農産物を日向地区の直売所へ運搬するという実証的に始められたという話も伺っております。これも先進的な取組の一つではないかというふうに考えております。

その他の特徴的な活動を一部紹介させていただきます。

まず1つ目に、「ちくせん」全体で空き家対策に関する勉強会を実施したこともご

ざいまして、多くの地区で、空き家のリスト化、所有者調査などの取組が進んでおります。

2つ目に、地域資源であります特に、川などを利用して、魚のつかみ取り、釣り大会などのイベントが各地区で開催されております。

3つ目に、複数の地区が休耕田などを利用しましたひまわりやコスモスなど景観作物の栽培を実施しております、町内外から景観を目的に来られる方も増えております、近くの直売所の売上げが伸びたという話もお伺いしております。

4つ目に、高齢者の生きがいや健康づくりとしまして、高齢者を対象とした野菜の栽培講習会を実施している地区も複数ございます。

5つ目に、「ちくせん」実行委員会とここ数年間で地区に移住された方との交流会、それぞれが移住してきたけども面識がなかなか深まらなかったということも伺っておりますので、そういったことで交流会を実施しているという地区もございます。

なお、今週末の日曜日17日ですけれども、交流関係人口を増加させる事業としまして、鬼神野地区では森の駅でのクリスマスパーティー、若宮地区では若宮造次郎公園の完成披露イベント、北郷の小原地区では、「こぼるぼけなくんNo.1決定戦」といったような「ちくせん」活動が実施されることとなっております。ぜひ、議員の皆様方も足を運ばれてみてはいかがでしょうか。

このように、ここでは紹介しきれないほど各地区で特色のある取組が実施されております。

しかし、それ以上に私、担当課がすばらしいと感じておりますのは、先ほど、町長も申しあげましたように、各地区で属性に捉われず地区の未来を考える場ができたということ。

また、地区の課題に自分ごととして少しずつ目を向けられるようになってきているという姿勢が大きな成果として考えているところでございます。未来を考える場、自分ごと化する姿勢、この2つがあれば、今後も各地区ですばらしい取組が生まれてくるものだというふうに考えているところでございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

担当課長からの説明が、終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番 若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

丁寧な御説明ありがとうございました。

私も、たまに会議に出席したときに、やはり他の地区の活動状況というのは非常に参考になりますし、頭が下がる思いで、頑張ってるなというふうに考えております。何より本当、全体で取り組んでおるといのがまた最大評価できる点だなというふうに痛感しております。

今、各「ちくせん」のことをお伺いしましたが、今度は行政のほうについてお伺いしたいと思います。

行政のほうでは、各「ちくせん」への指導・サポートをやっておられますが、現時点で、今まで成果として評価できること、逆に改善点、問題点があれば、お伺いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

先ほど言いましたように、そしてまた課長も言いましたように、その地域を自分ごととして考えるようになったというのが、非常に大きなことかなというふうに思っております。

ですので、また言いますけど、何もしないよりはよかったという評価ができるのかなというふうに思っております。

改善点として、先ほど言いましたように、タイトなスケジュールの中でどんどん進めてきた。ですので、「ちくせん」とは何ぞやという話が出てきたのも事実だということでもあります。その中で、なかなか地域の合意形成をするまでに時間がかかったり理解するのに時間がかかったりしたということでもあります。

今年度より、そういうことを通して「ちくせん」のコミュニティーマネジャー、結局、地域おこし協力隊を入れていろいろな形の中で事務局体制を整備しまして「ちくせん」かわら版というようなものを作って全戸配布とか、そういうことによってうちの「ちくせん」の取組とかそういうものを分かっていたかのようにやっているということでもあります。

地域の信頼関係を築きつつやっていってほしいということでもありますので、今後各地区と対話をしながら、あまりこちらがこうしなさいという話はもうなくなってきたと。こうしたらどうでしょうかというようなことは言いませんので、地域の自主性に任せて、頑張っていただければいいのかというふうに思うところです。以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番 若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

私は、活動しておる者の一人として、今現在、課長を含めて、直接、この「ちくせん」事業に関わっている職員が2名であります、課長以下ですね。今年度より地域おこし協力隊員としてコミュニティーマネジャーという方が入りまして、実質3人ですね。この職員、課長を含めた3名。この方の「ちくせん」事業が始まってか

ら配置は変わってないかなというふうに考えております。

実際、この3人で、課長は別として2人の職員とコミュニティーマネージャーが3人で、この24地区を指導サポートするにはもう限界があるんじゃないかなというふうに考えております。もう事業も進んできましたので、各地区でそれぞれ活動を展開するようになってきましたので質も上がってきました。それに対して、3人の職員で24地区全てをサポートするのはかなり厳しいというふうに、私は捉えております。

その中で、今度は支援員という方がいらっしゃいます。美郷町から支援員として指定されてる方、この方が3名です。それと委託して来ていただいている方、この方々が3名、計6名です。各地域を任されている人もおれば、全体的に支援員として活動されてる方もいらっしゃいます。

私は、役場職員の方はよく知っている方ばかりです。地域おこし協力隊員の方も、もともと私の地元の方でありました。ですから、役場職員の方に関しては、言いたくないことも言えるような、そんな間柄でやり取りができておりますが、この支援員という方は、やはりよその方であったり、地元の方でも今回、この事業を通じて初めて付き合いが始まったような方で、なかなかその距離感が縮まらないんですよ。ほかの地区の「ちくせん」はどういうふうに捉えているかわかりませんが、私はちょっとこの支援員が、もう悪いとこじゃないですよ。もうちょっと地域に入り込んで、できればもうこの「ちくせん」のメンバーとして活動できるような、この支援員のサポート体制を充実することが、ちょっと行政側の事務的な仕事の削減にもつながるんじゃないかというふうに私は考えてるんですが、その辺はどうでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

ありがとうございます。実態は課長のほうが把握してますので、そちらのほうに答弁をさせていただきますけど、言われるように、やはりどっかで止まるといけないという部分がありますので、やるからにはスムーズにという部分で人との関係でするので、ありがたい提案をいただいたというふうに思っております。

そこ辺はあと課長のほうでお願いいたします。

【企画情報課長 田常 浩二】

議長。

【議長 山本 文男】

企画情報課長。

【企画情報課長 田常 浩二】

人数につきましては、先ほど若杉議員がおっしゃったとおりでございます。地元の集落支援員の方が3名、それから全体の委託をしております藤山先生のところの

支援員ということで3名の方が入っております。

私も同感で、集落支援員の充実を図っていく必要があるというふうに思っております。現在、地区でいきますと南郷のほうに2名、北郷のほうに1名ということで、西郷には集落支援員が今現在、配置されていないということでございます。

人選的なものもあって、私たちは入れたいという意向があるんですけどなかなかそこが進んでいないというのが実態でございます。

それともう一点、集落支援にどういった業務を担わせるのかというのがちょっと明確になっていないのかなというふうに、お話を今お伺いしたところでございます。

今後、さらなるスキルアップも含めて、人員の増員も検討しながら、充実に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

説明が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番 若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

私も、この支援員がもう少し各「ちくせん」に、もうメンバーみたいな感じで入って活動することが、今後また発展することにつながるかなというふうに私も捉えておりますので、今、担当課長のほうもそのような答弁でしたので、今後のまたより一層の「ちくせん」支援員の増員もしくはその指導・教育辺りを、またお願いしたいというふうに考えております。

この「ちくせん」事業については最後であります。本事業の先進地であります島根県邑南町、ここが今、既に美郷町が一律給付金を一定額、支援して活動を行うという、こういった事業を2016年から2019年の4年間で終了しまして、もう2020年より発展事業として展開しているようであります。

この実践例を踏まえて、美郷町はもう来年3年目を迎える「ちくせん」もでございます。最終年ですね。その辺を含めて、今後の持続的な取組についてお伺いいたします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

こういう形を通して、地域の持続可能な形で地域づくりができればいいということで、邑南町がそういう形になってきているということです。

今、種を蒔いてやっとな芽が出ている状態かなというような気がしております。今

後は、今度はある一定のものが出てきますので、またその精査と、今度は大学や民間企業等の外部の力も借りてやっていきたいなというふうに思っております。

そのために、そういうことの力をかりて人材育成とか、本当に明確な地域ビジョンの作成とか、そしてコミュニティーの在り方とか、そういうものにつなげて行って、楽しい地域というか、そういうのが持続すればいいというふうに思っております。

ですので、この3年間は、ある程度、基礎的なもので種まきをして、その種を今度はどんどんどんどん次は育てるよりよい芽を吹かせて、立派なものにしていくための時期に差しかかってくるのかなというふうに思っております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番 若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

これは個人的な考えではありますが、やはり「ちくせん」事業のみならず、やはり補助金を当てにしての事業というのはやっぱり発展しないのかなっていうのはありますが、今、活動しているのが、多分、ほとんどの地区がソフト・ハード関係なく、ある程度、補助金の中でこういうことをやってみようというのを前提にした取組だと思っておりますよ。

今後は、一律どの「ちくせん」にも一定額を与えるという方式でなくて構わないですから、例えば、邑南町で聞いた、コンペ方式ですね。例えば手を挙げてもらって、これは面白いといったところに活動補助金を出すとか、それからまた、活動して、その活動内容の実績に応じて補助金を出すとか、そういうような方法で、今後こういった補助を続けていくということに関してはどのようにお考えか、お聞かせください。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

この3年間はという話の中で、一律、一定額を各24地区出しますよという話で進めてきましたが、今後どうするかという話であります。いろいろな形の中で「ちくせん」の部分で、そこの地域自体でできない部分もありますので、それはもう町がやったほうが早いという部分があれば、そういうのは町でやっていくと。

補助金関係ですけど、まだそこまで煮詰めておりませんが、やっぱり何かする

ためにはそういうその活動資金が要するということでもありますので、今、議員から言ったコンペ方式とか、いろいろな実績に基づいてとか、そういうものが考えられるということではあります。

やはり24地区を競わせる意味でもないわけなんですけど、それぞれの実情は違いますので。でも、皆さんが地域の方々が一生懸命やっている部分について、こういうことをするためにという話であれば、やはり補助金は出していきたい。

ただし、「全額を」という話では今後はないということで、補助金付けというのは補助金って何かという話で、今さっきのものになりますけど、その補助金という話をしたときに、永久に続くものではないという気がしますので、やはりそういう部分で考え方も少しずつは変えていくというか。

ある程度やっていったときに、行政がもう何もしなくても、そこが動き出すということかなど。それがなくなったときには、やはり公民館活動とかそういう中にそういうものを入れて、「ちくせん」活動というかそういうものも継承していただくという形のほうがいいかなというふうには思うところです。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番 若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

補助金に関しては、ある程度、前向きな意見をいただいたかなというふうに考えてます。

私は、町長が先ほど申しましたように、「今、種をまいたところで」という話でしたが、私は、令和はもちろんですけど平成も考えて、自治組織の活動とは別として、こういった町内が一律何か目標に向かって新しく活動を始めたというのは、私はこれ、まだ初めてじゃないかなというふうに考えております。

これは非常に、競争ではないということでもありますけど、やはり自分たちの地元を見直す、従来の目的というのは移住定住者を増やして10年後、20年後に少しでも自分たちの村を、人口を残すという想定もできております。

ですから、それに向かっていろいろ事業展開をしていくということでもありますから、これはもちろん公民館組織の協力も重要ですけど、根付くまでは、何とか行政のほうも支援をしていただきたいというふうに考えています。

これで、1問目の質問を終わらして2問目に移りたいと思いますが。

【議長 山本 文男】

2問目の発言を許します。

【1番 若杉 伸児】

それでは2問目の質問に移らせていただきます。

これは、今月の広報みさとの12月号であります。

この表紙は、これは南郷水清谷です。4年ぶりに多分、祭りが開催されたんじゃないかなというふうに思っておりますが、これで「つづらんいっか」と読むんだそうです。

私もよく知ってたんですけど、昔から知ってるんですけど、ここは前夜祭に地芝居を行って、それがかなり本格的な地芝居だそうです。一度でも見てみたいと思うんですが、祭りが一緒なんです、私の地元の渡川と。11月の第二土日で、一度も行ったことがありません。非常に残念です。

今回の質問というのが、町内各地域における伝統芸能の再開についてお伺いいたします。

本年5月より、新型コロナウイルスが5類に移行したことにより、全国的にも様々な地域活動・伝統活動が再開しつつあります。町内各地でも、今年のお祭り等を開催されたようではありますが、本町における現状をどのように捉えておられるのかお伺いします。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

5類に移行したということで、ある程度、足かせがなくなったということで元の状態に戻りつつあるのかなということで、各地域で伝統芸能といいますか、神楽とかそういうものがお祭りの中で披露されるようになったということで、全て元に戻ったとは言いませんけど、そういう形でまた復活、復活というかやろうじゃないかという気運の中で、それぞれの地域ごとに、なっているということで感じておりますので、これはこれでよかったかなというふうには思います。やっぱり伝統的なものがなくなっていくというのは本当に寂しいものでありますので、それが、ここに来てそういう状況の中で、情勢の中で出たということは本当によかったと思っております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番 若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

実は、私の地元渡川地区においても、新型コロナの影響によりまして、今、地区を挙げての一大行事であります秋の例大祭。これが令和2年、令和3年と2年続けて神事みの開催でありました。昨年3年ぶりに開催されたんですが、それまでは、土曜日、日曜日にかけての2日間開催でありました。

ただ、コロナの影響もあるということで試しということで、1日のみの開催にしてみてもどうかということで、昨年土曜日1日のみの開催としました。

その後、1年間いろいろな機関と協議した結果、本年度より土曜日1日開催にしてはどうかということで正式に決まりました。

私は、50年近く地元の祭りを見てきましたが、祭りは土曜日と日曜日の2日間というふうに、もう頭の中に固まっておりました。今年から土曜日の1日開催ということになったというのは、もう非常に寂しいというか残念でなりません。

ただ、私の地区でも遅かれ早かれ少子高齢化に伴いまして、そのうち2日の祭りはできなくなるだろうと、いずれは1日になるだろうというふうに、皆さん薄々は感じておりました。

ただ、今回の新型コロナの影響によってそのことに拍車がかかったということについては間違いありません。

そこでお伺いしますが、本町の伝統芸能において、新型コロナの影響により開催中止を余儀なくされ、その後も再開されていない、また再開の厳しい地域や団体があるのかお伺いいたします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

この伝統芸能の所管は教育課でありますので、そこについては教育課の教育長のほうで、答弁をさせていただきます。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 山本 文男】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

伝統芸能につきましてですが、様々な取組が各地区で行われていますけれども、伝統芸能につきましては、美郷町におきましては1つの線を引いております。

美郷町においては文化財保護調査委員会で調査を行った上で、伝統芸能団体として認定し、補助金を交付したりしているところが現在23団体でございます。

その23団体を中心にしてお話をさせていただこうと思います。

その内訳としましては、神楽保存会が8団体、臼太鼓保存会が6団体、それから浦安の舞の保存会が4団体、盆踊り保存会が同じく4団体、練り踊り保存会が1団

体と、そういうふうな内訳になっております。

議員、御指摘のとおりコロナ禍において中止を余儀なくされたところもあったんですけれども、この23団体については、それぞれの活動が、それからその後は再開されていると聞いております。

地域の祭り等で奉納されたりして、先ほど言われましたとおり完全な形ではないかと思っておりますけれども、23団体全ては復帰しているというふうにつかんでいるところです。

ただし、それ以外の文化協会等で行っているカラオケとかそれからコーラスとか、そういったところによりますと、やはり人口減少が加速化してなかなか再開は難しいといった団体も中にはあるというふうに聞いております。

以上です。

【議長 山本 文男】

教育長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番 若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

今、23団体、これがもうコロナによって中止だったことを乗り越えて、全てまた復活したと、これは本当にうれしいことだなと。引き続き、頑張っしてほしいなというふうに思うところであります。

実は、これ、ちょっと内容をはっきり覚えてないので申し訳ないんですが、数週間前にテレビニュースで見たんですが、高千穂の話題だったというふうに記憶しております。

内容は、「新型コロナの影響により中止になっていった夜神楽が数年ぶりに復活した」というものでありました。しかし、「賄い等の負担が大きく、昼神楽に変更を余儀なくされた」というものでありました。また、地元で祭りについてアンケートを採ったところ、「もう神楽をやめてもやむなしという意見が出た」というのが、テレビのニュースで報道番組か何かで放送されておりました。

こういう意見が出るのかなというのがもう非常に残念で、実は私、昨年9月の議会で、「コロナ禍における伝統芸能の継承活動について」ということで、質問させていただいております。

その際に、「現状をどのように捉えますか」というふうに町長に聞いたところ、これは私のほうでちょっと要約したんですが、「継承活動については、同様に心配している。ただし、今の情勢を考えると、行政から開催を推進する状況にはない。各地域からによる判断だと考える」ということで、私はもうあの状況からしてそれは当然の判断だったなというふうに考えております。

またちょっと話は変わるんですが、12月2日、4年ぶりに南郷でひえちぎり唄全国大会が開催されました。私の地元渡川地区に古くから伝わる人情豊かな労働唄ですかね。大会としては16回大会だったらしいんですけど、中止の期間があったもんですから、ちょうど20年目の節目の大会であったそうです。私は恥ずかしな

がら、20年目にして初めて拝見させていただきました。

県内各地から、遠くは熊本県からも参加がありまして、約140名の民謡愛好家の方が参加しておりました。実は、この民謡大会の中で、アトラクションとしてこのひえちぎり唄に合わせたひえちぎり踊りという踊りがございます。これは、もともと私たちの地区にありますちえちぎり保存会という団体が参加して踊りを披露しておりました。

ところが、もうほとんどのその会員の方が80歳以上の高齢です。しかも、コロナ禍によりも3年間、開催されておりませんでした。そしてまた残念なことに、この中止期間中にこのひえちぎり保存会の会長さんが亡くられました。今回、もうこの参加さえもちょっと危ぶまれておったんですが、何とか先輩方のバックアップもありました。そして、何よりも今回9名の方が参加したんですが、ひえちぎり踊りに。それまで参加していた方は2人です。50代の方が2名です。あとの7名という方は、40代、30代の方でありました。短期間で、それも付け焼き刃的なことで始めたんですが、これ「ちくせん」とちょっと話がかぶるんですが、「ちくせん」事業のことでもあったんですが。

私が言いたいのは、なぜこれが急に思いついてできたのかということでもあります。

これはちょっと教育課のほうには前もって言ってなかったんですが、ちょっと教育課のほうの話も伺いたいんですが、これができたのは、このひえちぎり踊りというのが、旧渡川中学校時代に、女子生徒は3年間、運動会でこの踊りを披露しておりました。慣れ親しんだ踊りでありました。ですから急な話をしたんですが、1日か2日の練習で踊れるようになりました。

私は、「よく踊れたね」というふうに話をしたら、「数十年ぶりだったけど、中学校時代に踊りよったから何とか体が覚えとった」という表現をされました。

私が先ほど言った昨年9月議会で教育長に同じような質問をしたんですが、今後こういった文化伝統芸能活動の後継者がいなくなると。何とか、学校教育の場でこういったことをまた指導していってもらえないかという質問したところ。このときの教育長の答弁が、「学校教育にも伝統芸能を取り入れ、運動会等において発表している。この活動を通じて、子供たちが興味を持ち、後継者対策につながればと考える」というような前向きな答弁でありました。

まさに、今回のことはそのとおりだったんですね。今後も再確認の意味ではありますが、学校教育を通じて、こういった伝統芸能活動を継承していく、そのような場を設けていただきたいというふうに考えておるんですが、お願いします。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 山本 文男】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

ありがとうございます。今年の6月に、文科省から出されて閣議決定されました。新しい教育振興基本計画の中にも、やはり郷土の伝統芸能等を学ばせながら、持続可能な社会づくりに貢献していけるような人材を育てていこうというような大きなテーマが掲げられております。

教育委員会としましても、学校に対しまして、それを受けて、やはり地域と一緒に

に活動していくことを重視していきましょうという呼びかけはしているところです。

それぞれの学校も、やはりこれまでも、例えば、南郷では、先ほどありましたように運動会でいだごろ踊り、さらには禎嘉王ダンスを新しいもの、伝統芸能とはいえないとは思いますが、そういったものもやっております。

それから西郷でも西郷音頭を運動会で踊ったり、それから学年を分けて若宮神楽の神楽だとか、あるいは上野原の臼太鼓、そういったものを学校で工夫して教育課程の中に入れて取り組んでいるようでもあります。

北郷においても、これは地域の活動になりますが、練り踊り等も取り組んでいるというようなことで、それぞれの地域で子供たちに伝統芸能を学ばせる機会というものを取り入れているようです。

今後、これをどうするか。

例えば、渡川のひえちぎり踊り、こういったものを取り入れるかどうかというのはやはり学校のほうにお任せしていった自発的な活動をさせていきたいなというふうに考えております。

特に、そのときに出てくるのが、去年から取り組んでいる学校運営委員会、これがございますので、その学校運営をしていくときに地域の人たちと校長が一緒になって、どのような行事を教育課程の中に取り入れていくか、そういうふうに取り組んでいただけるとありがたいのかなというふうに考えてるところです。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番 若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

ありがとうございます。今、ひえちぎりの話が出ましたが、実は新しい7名の女性の方がいたと。その中に1人、美郷南学園の8年生の女の子も参加しました。

ひえちぎりに関しては、多分、「ちくせん」でも取り組んでおりますので、多分、私たちがやれるんじゃないかなと思いますので、そのほかの方についてですね。

ちょっと今、教育長が触れましたから、私はこれは夢でもあるんですが、美郷南学園のいだごろ踊りですね、これが唄と、唄というのは口説きといいますけど唄ですね。口説き、それと囃子、合いの手ですね。それと三味線、太鼓、それと踊り、この5つが一体となって、「盆棚、盆棚」というふうに言ってますけど棚ですね。でやるんですよ。

私は夢なんですけど、以前は各地域が回りで生演奏しとったんですよ。できれば、子供たちがこれを全部やってくれんかなと思って。

そうすると、先々今の棚もなくなってきております。将来、Uターンして帰ってきたときに、また盆棚ができちゃいけないかなと。これは私の夢であります。

最後に、最後の質問をさせていただきたいと思っております。

地域サポーター事業というのがありまして、私は今度、地元の秋祭りにこの地域

サポーターで役場の方に来ていただきまして初めて知りました。

聞くとところによると、神門辺りの、神門上区の収穫祭とかそういうのにはもう前から参加されてたそうです。この地域サポーター事業、これは各地域の様々な活動に役場職員が積極的に参加しているようであります。まさに時代のニーズに適している事業だというふうに考えておりますが、今後より一層、制度を拡充する考えはないのかというのを伺いたいと思います。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

この地域サポーター制度ですが、何でかという話で言うと、職員が地域をあまり知らない。もう合併してなおさら知らないという話の中で、やっと思ったほうがいいんじゃないかと。

ちょうどその前の町長は、広報誌等を各家庭に配布をさせていたという経緯があって、それよりかやはり職員を張り付けて、その地域の実情なりその地域の方々とコミュニケーションを取りながらやっていくほうがより効率的ではなかろうかと思ひまして、平成31年度から始めて、今、町内24地区に155名の職員を張り付けております。

その活用方法は、区長会等でこういうことで使ってくださいよという話をしてるんですが、あとはその区長さん、館長さんと話しながら、いついつこんげなことがあるから来てくださいねというような話で、どんどん使ってほしいなというふうに思っております。

ですので、このサポーター制度は職員を派遣するから事故があったらいかんといういろんな意味で、ちゃんとそのものはつくっておるつもりでありますので、あとは拡充というか、今度は各地域の公民館の地区のというか、あとはその利用の仕方というかそちらのほうにかかってくるのかなというふうに思っておりますので、本当に利用というといけません、何かそういう形で職員と交わって、その職員のスキルアップにもなりますので、そういうことでお願いしたいなというふうに思っております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1 番 若杉 伸児議員。

【1 番 若杉 伸児】

私は、今、町長が述べられたとおり、そのときは3名の方、1人は地元でした。2名の方は西郷と北郷の方ですが、来ていただいたときに、もう私びっくりしたし地元の人たちも、本当、高評価で多分、うちの地区は初めてのことじゃなかったかと思うんですよ。本当、高評価でして、それがあったもんだから、これ、一応載せたんですが、後々ちょっと話を聞いたり自分でも思ったんですが、週末とか、祝祭日の行事が多いんですよ。また、それぞれの地元でもやはり同じ時期に同じような行事があるんですよ。また、子育て世代の職員の方なんかは特に、週末とかはもうほぼスポーツの行事が入ったりとか。もうそうすると、参加できる職員という方はもう限定されるんじゃないかなという思うんですよね。

また、これは出勤扱いになりますから、代休を取らないといけないとかなった場合に、皆さん多忙な業務の中で、しかも働き方改革が盛んに叫ばれている中で、これまた代休とかも消化できないとかいうようなことになったら、これは逆に問題じゃないかなというふうに捉えてあります。

ただし、この事業自体は非常に意義のある事業であるということは私も間違いないと考えております。

私は、この質問はここでやろうか、さっきの「ちくせん」でやろうかと考えたんです、大分。流れ的にこっちで取り上げたほうがいいかなと思って取り上げたんですが、これもちょっと私の考えなんです、この事業自体を、何か「ちくせん」と絡めてできないかなと。今後、「ちくせん」活動の一環に取り込めないかなというふうに考えたんですが、これ言ってなかったんですけど、どんなものでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

あとはその使い方と、使い方と言ったら語弊があると言いましたけど、やっぱりどういう形で来ていただいてやるかという話の中で、「ちくせん」も一つの地区の事業の一つと考えれば、そういう形で意見とかそういう話し合いの場に来ていただくというのはやぶさかではなかろうというふうに思っております。

確かに土曜日、日曜日にいろんな行事をやりますけど、一つ、職員のほうにはいろんな事情もありますけど、やはり職員としてすべきこともありますので、それを考えて、これじゃああじゃあという話になると何もできませんので、ある程度、大ざっぱに、取り扱っていったほうがいいのかなと。どうしても来れないときは来れないという話で結構ですのでという形で職員には言ってますので、そういうことで議員おっしゃるような職員に来ていただくということはもう全然やぶさかではないと、そういうふうには思います。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番 若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

地域サポート事業、これとその「ちくせん」、私たちも地元「ちくせん」で活動してる者の一員として、今後、また執行部のほうと話を詰めながら、いいほうに話が進めていければいいかなというふうに考えておりますので、今後ともよろしく願います。

私の質問は、以上で全て終わらせていただきますが、執行部の皆さん方には、多分、議会事務局のほうより、追って何か連絡あるかと思うんですが、今回の12月定例議会より、議員の一般質問について、執行部の方から評価がいただけるそうです。

これはあくまでもその人の考えだそうですから、多分、今回初めての試みですので、多分、申し込むのは私だけかなというふうに考えております。

これは無記名でよろしいそうですので、もちろん表記していただいても構いませんが、無記名でいいそうですので、付度なく評価していただければなというふうに考えております。

今後の、一般質問の大いに勉強、参考にさせていただきたいというふうに考えておりますので、事務局のほうにそういった連絡があったら、私のほうにはどうぞ、採点のほう評価のほう、よろしく願いいたします。

これで、終わらせていただきます。

【議長 山本 文男】

これで、1番、若杉 伸児議員の質問を終わります。

休憩に入ります。

13時から再開します。

(休憩：午前11時49分)

(再開：午後12時54分)

【議長 山本 文男】

全員おそろいのようなので、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

4番 兒玉 鋼士議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【 4 番 兒玉 鋼士 】

昨日から、議員のそれぞれの方がそれぞれの思いを一生懸命、質問をされてきたと思いますが、私はそれこそちょっと準備期間が少なくて質問の要旨等をもうちょっとまとめるべきではなかったかなと考えているところでございます。このまま質問を続けさせていただきます。よろしくをお願いします。

それでは、通告に従いまして、私の一般質問をただいまから開始をいたします。

1 番目の町の公共工事の入札及び契約について。

現在、町の公共工事の入札方式は、指名競争入札以外にどのような方法で行われているのかを、伺います。よろしくをお願いします。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

公共工事の入札についてであります。

町の財務規則の規定で130万円を超える工事につきましては指名競争入札で、予定価格が130万円以下の工事につきましては随意契約で落札者を決定できるようになっております。

しかしながら、公共調達には競争入札が原則であることから、平成24年4月に財務課長通知文で示された随意契約の予算執行の運用により、予定価格が50万円以上の場合には、原則指名競争入札としております。

以上であります。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【 4 番 兒玉 鋼士 】

議長。

【議長 山本 文男】

4 番 兒玉 鋼士。

【 4 番 兒玉 鋼士 】

今、町長がおっしゃいましたとおり入札や公共工事の種類は様々あると考えますが、町の入札は主に主流が指名競争入札ということで拝見をいたしました。

指名競争入札は町内の良質な業者を選定することで質の高い工事の確保ができて、町内の環境の改善や生活の質の向上など、町民の生活を支えることにつながると考えます。

また、従業員や業者の意欲を引き出す相乗効果も期待できますので、指名競争入

札は有効な方式だと私は考えております。

次の2番の②の町の入札方法は、国や県の方針に準じているのか。

また、町独自の基準を定めて行っているのかを伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

その公共工事の指名競争入札及び随意契約に当たりましては、建設業法などの国の法令を基準とし、美郷町財務規則やその他の町の訓令に沿った執行を行っているところでございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 兒玉 鋼士】

今、町長の話で、「国の法令を基準にして、町の独自の入札方法を行っている」というような回答だったと理解しました。

町内の建設業者は地域での台風災害の復旧作業や住宅の整備にいち早く駆けつけて、地域の安心と安全など十分役割を果たしていただいております。町にはなくてはならない存在と考えます。

また、地域経済や雇用の重要な担い手でもありますので、町内の仕事は地元の業者を保護するためにも、町内の工事を地元の業者が受注できるように、町独自の配慮が必要ではないかと考えますが、町長、いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

予定価格といいますか、設計金額によってできない部分もありますので、例えば、建築工事やらJVを組ませたり、そういう形の中で町内の業者が参画できるような形を取ってるところであります。

ですので、普通一般的な工事はその指名競争入札でいいんですけど、それが金額か高くなれば、それができないときには、そういうジョイントベンチャーといえますか、そういう形でやって執行をしております。
以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 兒玉 鋼士】

町長がおっしゃるとおりだと思いますが、大規模な工事は上位ランクの企業しかもう発注はできないと思いますが、地元の企業を保護するためにも、工事を細かく分割してそれぞれについて入札するという分割発注を行うことで、下位ランクの地元企業にも受注機会を与えることができると思いますが、例えば、そのような方法は取れないのか伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

ある程度、建設課のほうで工区分けというか、1つを1つの工事にはするわけではなくて、1工区、2工区、3工区というような形で分けていくと町内業者でも参画できるという話の中で、やはり町内の工事は町内の業者がしていくことが非常にいいというか、やはりそこにいる町民が「ちょっと、こんげしてくれんか」という融通も利くということでそういう利点もありますので、町としては、後でちょっと建設課長に答弁をいただきますけど、そういう形でやってるといのが現状かなというふうに思っております。

詳しい内容については、建設課長のほうに答弁をお願いします。

【建設課長 林田貴美生】

議長。

【議長 山本 文男】

建設課長。

【建設課長 林田貴美生】

町内の建設業におきましては、Aクラスが1,000万円以上ということで指名

をさせていただいております、また技術力ができる工事であれば、現に3億円ぐらいののり面の工事とか橋梁も受注をしてもらって、工事を施工していることが現実にあります。

それと、うちは1人の現場代理人が3件まで兼務ができるということで定めております、請負金額の総額が4,000万円以内と。これはいつかも説明したのかなと思ってるんですけど、そういう感じで、より受けて地元のほうで施工ができるような感じにしております。

ただ近年は、ちょっとやはり件数が多くなりまして、どうしてもちょっと入札の不調が出ているというのは現実でございますので、工事が完成次第、指名をさせていただきながら、そのような状況も考えながら手持ち工事も含めていろいろ考えながら発注したいと考えております。

以上です。

【議長 山本 文男】

担当課長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 兒玉 鋼士】

それこそ、今、課長から答弁がありました本当にそういう手だてを、なるべく町内の業者の受注機会が多くなるような対策を取っていただいているというようなことでございます。

そうですね、大きな事業を工区割りしたときとかはデメリット等も出ると考えますが、なるべく町内の業者に仕事を与えるような工面を取っていただきたいと思えます。

では、次に移ります。

町の公共工事入札は、価格競争入札なのか総合評価落札方式なのかを伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

町で今、取ってるのは価格競争入札であります。

総合評価方式はある程度、技術的工夫の余地があるというか、大きな工事とかそういう話になってくるのかなというふうに思っております。その総合評価方式は、やはり価格以外に参加者の能力等の審査とか評価とかいろいろ難しい部分もあると思えますけど、町でしてるのは価格競争入札ということでございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 兒玉 鋼士】

価格競争方式ということでございます、説明では。

その場合、発注者がここまでなら支払ってもよいという上限の予定価格をすると考えますが、その際に、発注者に最も有利な条件を提示した事業者が契約者に選ばれると思います。

入札の低価格制限が町としてあるのかを伺います

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

一応、町で決めた最低制限価格とか、そういうのはありまして、それは建設業界のほうにも通知してるということです。

ですので、隠しもしませんという話で、結局、建設業の方々はその率は知ってるということでございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 兒玉 鋼士】

私が認識不足で知らなかったものですからお尋ねしたわけですが、建設業者の方はその点については知っているということでございます。

その金額についてはちょっと分かりませんが、価格競争入札では低入札価格となり、工事の安全性や環境への影響などに対してよい仕事はできないのではないかと。また、今問題となっているその建設発生土の処分などに支障が出るのではないかと懸念をいたしましたので、お尋ねをいたしました。

次に、2番の質問に移ってよろしいでしょうか。

【議長 山本 文男】

2問目の発言を許します。

【4番 兒玉 鋼士】

それでは、許可を得ましたので、2番目の町の指名競争入札について、指名業者の選考基準について伺います。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

指名業者の選考基準につきましては、建設業者と有資格者名簿に登録された業者の中から、執行する工事や業務に必要な資格・経験・技術及び地理的要因等を総合的に判断し、選考することを基準としております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 兒玉 鋼士】

基準は、それこそ今、町長の答弁で分かりました。

業者の受注意欲、履行の経験、履行成績、営業地域、入札機会の均等などを踏まえて、町があらかじめ入札を行う場合は、限られた業者を複数指名して、その業者の中で競争させて、落札者を決定するにおいて発注者と受注者側で事前にしっかり検討すると思いますが、入札に選ばれない業者があるのか、またあるとすればどのようなわけなのかをお聞かせください。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

設計金額によって業者、例えば、県もですけど町も、A、B、Cというランク付けをしていて、Aクラスであれば、大きなというか金額が大きいと。B、C、それにいろいろな組み合わせの中でやっているということです。

結局、ABCをつけるのはそういう技術的なものとかそういうものを加味したものがランク付けになってきてますので、全てが入れるかという話ではありません。

でも、いろいろな工事がありますので、その中で、ランク付けの中で指名をしておりますので、仕事がないというかそういうことには即、つながらないのではないかというふうに思っております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 兒玉 鋼士】

ランク付けでそれに見合った事業を、入札案件に、その種類ごとに選考は異なるということで理解したところでございます。

入札に選ばれない業者、指名実績のない業者は美郷町内にはないと考えてもいいということですね。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それぞれの地区に建設業いますので、全てをそういう対象の中で入札に参加をいただいております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 兒玉 鋼士】

町長、分かりました。

②の指名競争入札の発注者の流れについて、伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

流れということではありますが、予算を執行する担当課が選考基準に沿って指名業者を推薦します。これにより作成された指名競争入札参加者推薦書を基に、指名審査会で審査され、指名業者が決定されます。

その後、総務課において入札日等を決定後、指名競争入札通知書を作成し指名業者に通知します。

入札につきましては、工事など1件ごとに開札を行い、予定価格及び最低制限価格の条件を満たし、最低金額で入札した業者を落札業者として決定をしているところでございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 兒玉 鋼士】

今の町長の説明によりますと、業者を選定し、それで事業者に通知をして、入札書を提出していただき、それを開札して落札者の決定という、段取りということで、分かりました。

逆に、公共工事を受注する場合の流れの説明があれば、説明をお願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

受注をするということは結局、指名競争入札で一番最低価格をつけた業者が決定したと。その業者が受注をするということになりますので、今度は、その発注した課のところに行って、契約関係の部分を作成していく。そこで契約締結。

大きな工事5,000万以上ですかね、それは議会の承認という形で皆さんに事後になりますけど、仮契約をしておりますが、「それでいいですか」ということで皆さんにお伺いして、それが本契約になるということでもありますので、受注後というか受注はそういう形かなということでもあります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 兒玉 鋼士】

私が質問したのは、工事を受注する場合の受注者側が書類を提出する流れということで私は質問したつもりだったんですけど、ちょっと私の質問の要領が悪かったことをお詫びします。

私の調べたところによりますと、受注する場合の流れには、経営事項審査の申請があって、2番目に、競争参加資格審査申請があって、3番目に、競争参加の認定通知を受理して、その次に指名通知の受理を受けて、現場説明会へ参加をして、その次に、設計図書に基づく入札価格の積算とか入札の参加、それで落札が決定して工事着工。工事施工を行いまして工事完成。完成があって、完成検査があって引き渡しになると思います。

私の質問の内容がちょっと届かなかったのかなという気はしております。私もこういうことだと考えておりますので、次の質問に移ります。

③の町の指名願いの資格審査の基準について伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今、議員が受注前というかそういう話をされましたが、それと重複するのかなというふうに思いますが。

本町の競争入札参加資格審査につきましては、国・県の申請書や添付書類等に準じた様式を定めておりまして、申請の受付は総務課で行っております。業者から提出された申請書の内容の確認については、各種法律、政令等で定められている資格を基準としております。

その後、建設業者と有資格者名簿の原案を作成し、この原案により指名審査会で審査され、指名業者と有資格者名簿が決定されますということです。

そういう形を出していただいて審査をして登録をするということで、指名競争に入りましたよという通知を出すという形でございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 兒玉 鋼士】

町長の説明で大体、分かりましたが、指名競争入札の参加資格審査の申請書を提出要領には、受付期間、有効期間、提出書類、町内、町外の人もいると思いますし、業者資格審査、そういうことが業者の資格審査基準には様々あると思いますが、契約の性質や目的、仕事の内容について、町内の建設業者の数は適当なのか。

また、全ての案件に現在は対応できてるのか、お尋ねします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それぞれの業者がいまして、それぞれの資格を有するというか、建築だったり工事だったり委託、いろいろな測量設計だったり、それに分けて、どういう資格が要るのかという部分に照らし合わせて審査をして、それが不備でなければ受理するという形で登録をしていくという形を取っております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 兒玉 鋼士】

町長分かりました。それ以外に競争する業者が少ない場合には、不誠実な業者が参加するのを避ける場合などの基準もあると考えますが、次に移ります。

美郷町の公共工事入札の手続の誤りについては説明を受けていますが、公の場で説明を受けて、町民に正確な情報を知らせたいので、改めて伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

新聞報道等で報道されたとおり町発注の1,500万円以上の建築工事を受注するには、経営状況などを客観的に判断する経営事項審査を受けて、その結果を示す書類を町に提出する必要があると、そういうことであります。

1500万円以下の工事であれば、建築であれば、全然問題ないという解釈になりますが、それ以上のものであると、この経営事項審査を提出しておかなければなりませんよという部分があります。

これはこの審査を受けていない町内業者が1社あったということでもあります。

そのことについて、町のほうも全然、気づかずに、外部からの指摘で発覚したということでもあります。このことを重く受け止めて、町村会のうちは弁護士を持っていますので相談をして、早めに10月3日にマスコミ各社にプレスリリースをしたということでございます。

今はそういう経営事項審査を出していただいでやってるということではありますが、このことは、議案第69号に関連があり、どこで責任を取るのかという話の中で、やはり私と副町長が責任を取る必要があると。担当も、嚴重注意ということでもっております。

いつからかという話になると、非常にさかのぼっているということで、多分、多分ではありませんけど、美郷町になる前、指名に入ってますので、そういう形ですと見逃してきたと。見逃してきたということとか、見落としてきたとかそういう形になってるのかなと。本当にこれは申し訳なかったなという気がします。

ですので、外部からの指摘を受けたということはよかったというふうに思っております。これを受けなかったら、このまま放ったらかしてやっていたということになりかねないということを思うと、やはりそこには事務上のミスがあるということで、議案第69号で、私たちの責任を出したところでございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 児玉 鋼士】

今までお聞きした手続の流れの中で、申請書の更新のチェックミスで起きたことだと考えます。

しかし、このことは地方自治法167号で規定されていることでもあり、また、今、町長がおっしゃいましたとおりマスコミ等、新聞等でも、公表がありました。

町のイメージダウンになっていることだと考えますが、今後、このような事態が再発しないために防止対策を考えておられるのか、お伺いします

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

この資格審査といいますか、2年に一遍、全ての業者さんを受け付けますので、今回からは、やはり出していただいた申請書をつぶさに見て、そういうものが添付されているかどうかというものははっきりと、しっかりと確認して名簿に登録するという作業を、1人じゃなくて、1人ですると間違いが起りやすくなりますので、受付そして2人の目を通すというか、そういう形にしていったほうがよりミスを防げると、ミスがあったらいけないことなんですけど、今回の事案を反省しながらそういう形でやっていきたいというふうに思うところであります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 児玉 鋼士。

【4番 児玉 鋼士】

町長等の責任のことは、また議案等でも出ているようですが、今後はこのような事態が発生しないように、入札参加資格の取得後のサポート。

特に、入札参加資格申請書の更新等を徹底的にチェックをしていただくことで再発防止に努めていただきたいと思います。

次に移りますが、議長よろしいでしょうか。

【議長 山本 文男】

3問目の発言を許します。

【4番 児玉 鋼士】

3番目の、公共工事の入札及び契約の適正化について伺います。

①の町内の建設業者も従業員の高齢化や狙い手不足が懸念されていますが、入札契約の段階で、設計予定価格の積算基準に、担い手確保や育成等の対応はしているのか伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

設計のときにそういう要素というかそういうやつが加味されて設計されているかということではありますが、そこ辺については私は専門ではありませんので、建設課長のほうに答弁をお願いしたいと思います。

【建設課長 林田貴美生】

議長。

【議長 山本 文男】

建設課長。

【建設課長 林田貴美生】

町長に代わりまして御答弁させていただきます。

本町の積算システムは、全て県に準じて導入をしております。

まず理由が、災害査定等に急な変更・対応等がある場合には、県のシステムを使うということで導入を決めているわけでございます。

御質問の積算基準に担い手の確保や育成のというところにつきましては、導入は今のところされておりません。

ただ、関連づけて、週休二日制とか見る分野がございます。これは補正を単価や諸経費、それと機材に割増をかけていくというものでございます。これはやはり職場環境の改善に近いのかなと思ってるんですけども、業者のほうにも週休二日制の導入をと推進しているところでございますが、災害等でこの導入を行いますと、工期内に完成ができないとかございます。

それと、河川においては渇水期に工事を行うということになっておりまして、1月1日から5月31日までがこの渇水期になるんですけども、この週休二日制を守ると、遵守しますと、またこれも工期内の完成が困難になると。

要は、工期にしわ寄せが出てくるような状況になってきますので、本町以下、近隣の市町村もちょっと確認したんですけど、今のところは導入はしてないと。来年度から、日向市が導入するのかなということで聞いているところでございます。

また、この週休二日制をすることによって、仮設材とかのランニングコストもかかってくるということで、導入はしておりません。

あと給与面として考えますと、やはり給与というのが一つの若手がつく中の魅力なのかなと思っておりますけれども、先ほど言いましたとおりうちは単価改正を県に準じてして年度初め、それと改定のたびに準じて労務単価等も、もちろん資材等

の単価も改正も行っておりますので、給与待遇の改善につきましては、各建設業により適正に行われているのではないかと想定をしております。
以上です。

【議長 山本 文男】

担当課長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 兒玉 鋼士】

課長のほうからも説明がありましたが、最近は大風や大雨による人間には考えられないほどの激甚災害が頻発しています。この対応強化が急務の中において、担い手や技術者も今現在の業者の方々にはなかなか若い人はいないような感じがしております。

それで作業員の確保等が厳しくなっていますが、この状態が続くと、将来において非常時の際に対応していただけるのか不安がありますので、やはり現場の処遇改善や賃上げ等の支援で若い人たちが魅力を持ち、またそれが人材確保にもなると考えているわけですが、県の改正の基準に準じてということをございしますが、これをまた逆に県のほうへ、こういうことをしてほしい、それと担い手がいないというようなことで、県のほうへ要望する考えはないのか伺います。

【建設課長 林田貴美生】

議長。

【議長 山本 文男】

建設課長。

【建設課長 林田貴美生】

この担い手に関する事、育成に関する事でもありますが、県全体でやはり課題となっておりまして、課長を集めた品質確保という会議がございまして、たびたびこういう議題があります。そういう各種会議も出ておりますので、情報も収集しながら、また打開策がないのかということも検討してまいりたいと思っております。

それと、担い手なんですけど、私はよく検査に行くわけなんですけれども、町内12業者ございまして、うち4業者ですが、若い方が戻りつつもございまして。確実に来てるところは来てるところで、会社の体制もございましていろいろあるんだろうとは思っておりますけども、そういった育成も少なからずあつてるとは事実でございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

【議長 山本 文男】

担当課長の説明が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 兒玉 鋼士】

課長の説明のとおり今、若い人たちが戻ってきているということでございますので安堵しているところですが、若い人たちが戻ってきているということは、重機等を使う仕事が多いからということも一つの要因だと考えます。

建設業が、「建設業が」といったらいけませんけども、林道・田畑等の災害時に復旧をしていただくおかげで林業や農業もできます。

また、建設業以外に今、特に問題なのが工務店・大工・左官業の方も高齢化が進んでいますので、例えば、町の政策として、新規就業職人等の育成支援事業補助金などを町で新たに組み、大工・左官業を支援することが必要だと考えますが、町長の見解を伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

そういう話の中で、今、匠の会という会がありますが、建築のほうで。何かやはりそういう話をどっかが受け持って、育てていかんかという話をしています。そこに、町として何らかの支援ができないかという話がちらほらと出てきているという話でございます。

ですので、その匠の会が母体となって、そういう大工さんとかお弟子さんを取って育てていくということはいいことですので、そういうことでやれば、町としてはやはりそこに支援をしていく必要があると。

ですので、町がどうのこうのということは難しい部分がありますので、匠の会に頼って、そういう技術者とか担い手を育成してほしいなというふうには思うところがあります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 児玉 鋼士】

担い手不足は現在、社会現象になっていますが、町内では林業関係の後継者は育っています。特に、大工・左官業の技術者が、私の地区においても少ないですので、簡単な作業を頼むにしても難しい状況であります。

また後継者もいません。後継者がいても技術を習得する期間が何年もかかります。なかなかいる人もいないと思いますが、できたら、今のところでは現在、町内の方で技術を指導するとか教えるような方もいると思いますが、今後はどうなるか分かりませんので、このことは、将来において重要な問題と私は考えております。スピード感を持って、これも今、ちらほらそういう話が上がってきているということでございますが、対応していただきたいと考えております。

町内のほうでできなければ、県や国のほうへでも継続して要望していただいて、こういう取組もよろしく申し上げます。

次に、③の建設業工事における工期の設定基準を伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

工期の設定につきましては、県が配布している工期設定支援シートを参考にして設定しているということであります。

この支援シートによる工期の算出は、地形区分や設計金額、工期区分、工種区分により得た標準工期加算日数に準備期間や後片づけ期間、雨休み率など、そういうものを加算して、工期は決めてるということでございます。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 児玉 鋼士。

【4番 児玉 鋼士】

いろいろ取決めが、規則というかそういう取決めがあるというようなことで町長の説明を受けました。

工期内に工事を完成させるには、建設業者の企業努力は当然だと思います。適正な工期設定をすることで、長時間労働の是正、また、週休二日制の達成など、先ほど、建設課長からお話があり、県に準じているということ取り組んでいない。いろいろ災害が起きたときには工期の遅れにつながるということでございますが、週休二日制の達成などそういう働き方を改革することで、建設業の将来の担い手を確

保するためにも重要なことだと考えます。発注者側にとっては、建設業者は受注者側は大事なパートナーだと考えますので、理解と協力をよろしくお願いいたします。

この1について、私また次回の質問でしたいと思いますので、またよろしくお願いいたします。

次の③に移ります。

大規模災害等で多くの工事を抱えて、工期内終了ができない場合に何か対応を行っているのかを伺います。

また、そういった場合の工期延長等の契約変更事例はあるのか。

また、あるとすれば、それはどういう場合だったかを伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

年度内に終わらない見込みの工事関係であります。あらかじめ国や議会の議決を得て翌年に繰り越してすることができる繰越明許費で対応をしております。

台風14号による災害復旧工事ですが、令和4年度に100件発注し、完成が13件ですので、87件の契約で工期の延長及び変更契約を行っております。

年度内に完成できなかった87件の工期延長の理由は、木材搬出と施行時期が重なり、工期内の工事完成ができなかったことや工事箇所や地域的に集中したことにより、労務者の手配調整に不測の日数を要したことなどであります。

令和4年度に発注した工事は令和5年度までに完了することとなっておりますが、先ほどの理由により、令和6年度まで延長しなければならない箇所もありますので、今後、県を通して国と協議をしてみたいと思います。

以上であります。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 兒玉 鋼士】

今の町長の説明分かりました。

説明のとおりだと思いますが、そういう契約変更の必要性は自然の要因や、建設課長の説明どおり資材等の価格の著しい変動、工期の遅れが原因だと考えられます。

反対に、世界流通が安定して資材が極端に安くなったときの契約変更はないのか。

また、工事をする際に、入札保証金とか契約保証金を履行をしていただくために預かるわけだと思いますが、このお金が契約変更時にはどのような取扱いにな

るのか、説明をお願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

その辺の事務的なことについては、建設課長から説明をさせていただきます。

【建設課長 林田貴美生】

議長。

【議長 山本 文男】

建設課長。

【建設課長 林田貴美生】

資材等の価格が変わった場合というのは決まりごとがございますて、単品スライドという価格の設定があるみたいです。

ただ、私もこのことについてはやった経験がございませんので、ちょっとここでは回答ができないような状況ですけど、そういった手だてがあるというのは記憶しておりますので間違いありません。

契約保証金とかについては、変更時に増額するわけではありませんので、そのまま当初の金額で受けて、完成後に払い戻しを行うということで執り行っております。以上です。

【議長 山本 文男】

担当課長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 兒玉 鋼士】

分かりました。次の質問に移りますが、議長、よろしいでしょうか。

【議長 山本 文男】

4問目の発言を許します

【4番 兒玉 鋼士】

次に、職員等の指導等について伺います。

休職中の職員の対応状況を伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

御質問の休職者への対応でございますが、主治医と本町産業医の2名の医師の診断とアドバイスを基にケース・バイ・ケースで対応をしております。

必要な場合は、総務課担当により面談を行っておりますが、宮崎縣市町村共済組合の臨床心理士のカウンセラーに面談を依頼する場合もございます。

いずれにしても休職者のスムーズな職場復帰を目的として関係機関の協力を得ながら対応をしているところでございます。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 兒玉 鋼士】

地方公務員のメンタルヘルス不調による休務者及び対策の状況を調べによりますと、ほとんどの市区町村で休務者があり、メンタル不調による休務者が増加傾向にあるそうですが、メンタルヘルス対策について、都道府県や指定都市においては取組が進んでいるが、町村においては取組が進んでいない。対策が求められると回答されているようです。

人間の体は繊細で、少し異変が起きたり異常があれば体全体に影響が出てくると考えます。予防や早期発見のために、ストレスチェック等を踏まえた相談窓口を町で実施するべきであると私は考えますが、町長いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

全国的に職員のメンタルヘルス不調によって病気の休暇者というか、増えているというのが実情であります。

ですので、いろいろな形で、特に管理職のほうなんですけど、まず、それぞれ職員をしっかりと見とってくださいよという話であります。

ですので、何か普通と違うとかそういうものがあって、「あら」ということに気づいたら、早く総務課のほうに教えてほしいということです。

メンタルヘルスのいろいろな調査をしますが、この調査を本心で書けば、ある程度の確率で出てくるんですけど、これを自分の状態とは逆のことを書いたらそれが出てこないという部分もあります。

ですので、なかなか捕まえがたいという部分もありますので、その職場を預かる課長がそれぞれの職員をしっかりと目配り、気配りの中で見ていって、早くそういう傾向がないかどうかを見とっていただきたいという話であります。

そういうことに気づいた場合には、すぐ大きな産業医なり相談をして、どういう形で接していったほうがいいのかと。また、産業医がその職員を呼んでいろいろな事情を聞いて、早めに手当をしていくということでもありますので、本当、今の時代といいますか、本当に大変なことかなというふうに思っております。

11月は過労死防止の月間ということでもあります、その標語が、「仕事より命」ということでもあります。命が一番ということでもありますので、そういうことに早く気づくような体制をしっかりと持たなければならないと、そういう認識をしております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 児玉 鋼士。

【4番 児玉 鋼士】

ただいま町長が言われたとおり、人間は命が大事、元気が一番だと思いますが、本人は自覚症状があるも、こういうことを言ったらみんながどう思うだろうかということもあり隠してる場合もあると思います。

町の職員だけではなくて、町民の中にもこのような該当者がいます。

お話を聞くと、このような状態がどんどんひどくなれば車の運転もままならないので、近くで専門医などに相談できる場所があれば助かるというお話を聞くことができます。本当に対応は大変難しいと考えますが、当事者が一番考えていることで、本当に、当事者の一生の問題でもあります。苦しいことだと考えます。

例えば、社協などのスペースを借りて月に1回でも、その産業医、専門医の方に相談できれば、当事者の心も相談することで休まることだと考えますが、このような対応をしていただくことはできないでしょうか、どうでしょうか、町長。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

健康福祉課の保健師さん、そして社協ということで、そういう場所の設定をすることは協議しながら可能かなと。

そこにはやはり一番配慮しなければならない人権の保護というか、なかなか、秘密裏にというか、誰も気づかんうちにそういうことを相談して、こうがいつちやないかというアドバイスをするような仕組みが必要かなというふうには思っております。

今現在、ある程度そういうこともやってるのかなという部分もあるんですけど、それがまだまだ行き届いてないということであれば、町民向けにそういうもののメンタルケアというかメンタルヘルスを構築していく必要はあるなというふうには思うところでございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 兒玉 鋼士】

職員の中でそういう方がおられる、見受けられるということで、毎年、町内の方にも人数的にはそういう該当者が相当いるのではないかと私は考えております。なかなか人には相談できないことだと考えますし、このような苦しみを抱えている人たちのために、ぜひ、町としても対応をよろしく願いをいたします。

次に移ります。

②職員が町民に寄り添い、町民目線で仕事ができていると思われているかを伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

先ほど、サポートということでそういう形の中で地域に行って町民目線で物を考え、そして話していくという形でやらなければならないと。根本的に公務員は全体の奉仕者という話の中で、そういう意識を持って対処してるのだろうというふうには私は思っております。

ですので、面と向かってというか電話辺でこの人がどうのこうのという苦情は受けたことはありません。結構、何やかんやで苦情を受けることはあるんですけど、

職員のことでは苦情を受けたことはない。ただ、こういう対応してくれてありがたかったという電話は何件か受けたことがあります。

ですので、苦情とそういう逆のことは全然、気持ちが違うもんだなというふうに思っております。ですので、職員はやっぱそれぞれの課長さんが把握しながらしつかりと見ていますので、そういう職員にならないように。もしそういう言動があったら、しっかりと直していただいて町民目線で仕事ができるような職員になっていただきたいというふうに私も思っておりますので、大丈夫だと私は判断をしております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

町民から町に対してそういう苦情はないということで、町長のほうではそういうことはないだろうということで判断されているということでございます。

確かに職員は頑張っているというふうに私も思っております。だけど、住民から不満の声も聞くことがあります。

今、地区に対するサポート隊とかつくられておるとは思いますが、まだ住民と職員が接する機会が少なく、お互いの人となりも分からない状態ではないかと考えているところです。こういうことが原因になっていることだと思います。あの人はこういう人だから、職員のあの人はこういうことだからということが分かれば、そういうこともあんまり出ないのかなという感じはしております。

せっかく職員の皆さんが頑張っているというふうに思いますので、町民の相談に対する職員の言葉遣いとか対応の仕方を、それこそ改善して、町民から誤解を受けないように考えていただきたいと思っておりますので、指導のほうよろしく願いをいたします。

お願いをすることばかり、補助金とか、お金をお願いすることばかりで、私の質問も町長いっぱい考えることがあると思っておりますので大変でしようがよろしく願います。

最後に、今年も私の一般質問に対して真摯に向き合っていただいたことに感謝とお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

以上をもちまして、私の質問を終わります。失礼しました。

【議長 山本 文男】

これで、4番 兒玉 鋼士議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お疲れさまでした。特に、町長におかれましては、お疲れさまでした。

次は、明日12月13日水曜日です。午前10時に本会議を開きます。時間をお間違えのないようお願いいたします。

本日は、これで散会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」お疲れさまでした。

(散会：午後 1時50分)

令和5年第4回定例会

美郷町議会会議録(第4号)

令和5年12月13日

美郷町議会

令和5年第4回美郷町議会定例会会議録（第4日目）

令和5年12月13日（水曜日）

◎開会日時 令和5年12月13日 午前10時00分 開会
◎閉会日時 令和5年12月13日 午前10時46分 閉会

◎出席議員（10名）

1番	若杉 伸児君	2番	早川 節夫君
3番	中田 武満君	4番	兒玉 鋼士君
5番	中嶋奈良雄君	6番	川村 義幸君
7番	那須 富重君	9番	甲斐 秀徳君
10番	川村 嘉彦君	11番	山本 文男君

◎欠席議員 なし

◎欠員 8番 小路 文喜君

◎会議録署名議員 9番 甲斐 秀徳君 10番 川村 嘉彦君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 森川 晴君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	泉田 博文君
総務課長	甲斐 武彦君	税務課長	川村 博昭君
企画情報課長	田常 浩二君	町民生活課長	田村 靖君
健康福祉課長	黒田 和幸君	建設課長	林田 貴美生君
農林振興課長	松下 文治君	政策推進室長	長田 孝規君
教育課長	鎌田 次郎君	地域包括医療局事務長	田原裕亮君
南郷地域課長	黒木 博文君	北郷地域課長	石田 隆二君

◎会議の経過 別紙のとおり

令和 5 年 第 4 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 4)

令和 5 年 1 2 月 1 3 日

午 前 1 0 時 開 議

- 日程第 1 議案第 67 号 工事請負契約の締結について
質疑、討論、採決
- 日程第 2 議案第 68 号 日向東臼杵広域連合規約の一部を変更
する規約
質疑、討論、採決
- 日程第 3 議案第 69 号 町長等の給料の減額に関する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 4 議案第 70 号 美郷町簡易水道事業の設置等に関する
条例
- 日程第 5 議案第 71 号 美郷町簡易水道事業の剰余金の処分等
に関する条例
- 日程第 6 議案第 72 号 美郷町農業集落排水事業の設置等に関
する条例
- 日程第 7 議案第 73 号 美郷町農業集落排水事業の剰余金の処
分等に関する条例
- 日程第 8 議案第 74 号 美郷町簡易水道事業の設置等に関する
条例及び美郷町農業集落排水事業の設
置等に関する条例の施行に伴う関係条
例の整備に関する条例
一括質疑、一括討論、個別採決
- 日程第 9 議案第 75 号 美郷町中小企業設備近代化資金貸付基
金条例の一部を改正する等の条例
質疑、討論、採決
- 日程第 10 議案第 76 号 美郷町交通指導員設置及び退職報償金の
支給に関する条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決

日程第 11 議案第 77 号 美郷町監査の執行に関する条例及び美郷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

質疑、討論、採決

日程第 12 議案第 78 号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第 13 議案第 79 号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第 14 議案第 80 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一括質疑、一括討論、個別採決

日程第 15 議案第 81 号 美郷町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び美郷町第 2 号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

質疑、討論、採決

日程第 16 議案第 82 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

質疑、討論、採決

日程第 17 議案第 83 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

質疑、討論、採決

日程第 18 議案第 84 号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

質疑、討論、採決

日程第 19 議案第 85 号 美郷町立学校設置条例の一部を改正する条例

質疑、討論、採決

日程第 20 議案第 86 号 令和 5 年度美郷町一般会計補正予算(第 8 号)

質疑、討論、採決

- 日程第 21 議案第 87 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 22 議案第 88 号 令和 5 年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 23 議案第 89 号 令和 5 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 24 議案第 90 号 令和 5 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 25 議案第 91 号 令和 5 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 26 議案第 92 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 27 議案第 93 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）

一括質疑、一括討論、個別採決

- 日程第 28 議員派遣について
- 日程第 29 閉会中の委員会活動の申し出について

会 議 録

令和5年12月13日
午前10時開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

【議長 山本 文男】

定例会最終日となりました。本日もよろしくお願ひいたします。

【議長 山本 文男】

ただいまの出席議員は10名であります。

ただいまから、令和5年第4回美郷町議会定例会を開会します。

【議長 山本 文男】

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

【議長 山本 文男】

日程第1 議案第67号 工事請負契約の締結についてを議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第67号 工事請負契約の締結についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第67号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

日程第2 議案第68号 日向東臼杵広域連合規約の一部を変更する規約を議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第68号 日向東臼杵広域連合規約の一部を変更する規約の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第68号 日向東臼杵広域連合規約の一部を変更する規約は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

日程第3 議案第69号 町長等の給料の減額に関する条例を議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。質疑はありませんか。

【6番 川村 義幸】

議長。

【議長 山本 文男】

6番 川村 義幸議員。

【6番 川村 義幸】

この件につきまして、この事件について、司法の手も入ったと思うんですね。書類も何か持っていかれたという話も聞いています。

その後の結論といいますか、それは出ているのかどうか、司法の結論が出てるのかどうかをちょっと聞きたいと思いますけども。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

副町長。

【副町長 藤本 茂】

書類については、役場関係については、戻ってきました。

ただ、嫌疑については、これはもう当局のほうでの見解によるものということで、最終的に確実にもう終わったと、嫌疑が晴れたというところまでについては、こちらではちょっと計り知れないところがあります。

以上になります。

【議長 山本 文男】

他に質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

討論交互の原則により、まず原案に対する反対討論を行います。

反対討論はありませんか。

【6番 川村 義幸】

議長。

【議長 山本 文男】

6番 川村 義幸議員。

【6番 川村 義幸】

この問題となった業者は、美郷町合併以来ずっと入札に参加しておりました。これまでの歴代の執行部が見落としてきた結果が今のようにつながっていると思います。見落としていたのは現在の執行部だけではなかったと思います。そんな中で、

なぜ現在の執行部だけが責任を取らなくてはいけないのか、疑問が残ります。

町長は、昨日も自分たちのチェックミスを認めて謝罪しました。そしてまた説明もいたしました。私はそれだけでよいのではないかと思います。

先ほども言いましたように、この問題の責任は歴代執行部のみんなにもあるのではないかと思います。

しかし、先の方たちは辞めていませんので、責任の取らせようもありません。それを現在の町長をはじめ執行部の方たちが責任を取るような形になるのは、ちょっとおかしいんじゃないかと思います。

それで、この件に関しましては私は反対をしたいと思います。

【議長 山本 文男】

賛成の討論を行う方はおりませんか。

ほかに討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第69号 町長等の給料の減額に関する条例の採決を行います。
この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

【議長 山本 文男】

起立多数であります。

したがって、議案第69号 町長等の給料の減額に関する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

日程第4	議案第70号	美郷町簡易水道事業の設置等に関する条例
日程第5	議案第71号	美郷町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例
日程第6	議案第72号	美郷町農業集落排水事業の設置等に関する条例
日程第7	議案第73号	美郷町農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例
日程第8	議案第74号	美郷町簡易水道事業の設置等に関する条例及び美郷町農業集落排水事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

【議長 山本 文男】

お諮りします。

議案第70号から議案第74号までの5件を一括して質疑を行いたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。
したがって、5件は、一括して質疑を行うことに決定しました。
これから、5件は一括して質疑を行います。
質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

お諮りします。
議案第70号から議案第74号までの5件を一括して討論を行います。
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。
したがって、5件は、一括して討論を行うことに決定しました。
これから、5件を一括して討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第70号 美郷町簡易水道事業の設置等に関する条例の採決を行います。
この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第70号 美郷町簡易水道事業の設置等に関する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第71号 美郷町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第71号 美郷町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第72号 美郷町農業集落排水事業の設置等に関する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第72号 美郷町農業集落排水事業の設置等に関する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第73号 美郷町農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第73号 美郷町農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第74号 美郷町簡易水道事業の設置等に関する条例及び美郷町農業集落排水事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第74号 美郷町簡易水道事業の設置等に関する条例及び美郷町農業集落排水事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

日程第9 議案第75号 美郷町中小企業設備近代化資金貸付基金条例の一部を改正する等の条例を議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。質疑はありませんか。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

ただいまの議案の第75号の中で、美郷町中小企業設備近代化資金貸付基金条例の一部改正するということですが、改正後に、第3条で「資金は次に掲げる企業はその設備の新設または増設を行う資金として貸し付けるものとする」ということで、1番目に町内の中小企業で常時、使用する従業員の数が10人以上の企業、これに該当する企業というのは町内にどれくらいあるのか、もうちょっと「10人以上」というのをもう少し緩めて、皆さんが借りやすくすることはできないのか、そこら辺のところを、答弁をお願いします。

【企画情報課長 田常 浩二】

議長。

【議長 山本 文男】

企画情報課長。

【企画情報課長 田常 浩二】

このことにつきましては、これは新たに美郷町に工場なんかを設置したりとか、起業する際の条件でございます。

よって、現在10名以上の企業がどれほどあるのかということについては、ちょっとそういった数は把握しておりませんが、再度、申し上げますけれども、新たに工場を設置する際、起業する際の条件ということでございます。

以上です。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

分かりました。私は、今、町内にいる10人以上の企業の人がある程度おいて、これに該当する人がどのくらいいるのかということで質問したわけですが、この10人以上というのなかなかこの縛りは厳しいところがあるんじゃないかなと思いますよね。だからその辺のところはまた、今後についてはもう少し緩和してあげたらいんじゃないかと思いましたので、質問いたしました。

終わります。

【議長 山本 文男】

他に質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第75号 美郷町中小企業設備近代化資金貸付基金条例の一部を改正する等の条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第75号 美郷町中小企業設備近代化資金貸付基金条例の一部を改正する等の条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

日程第10 議案第76号 美郷町交通指導員設置及び退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第76号 美郷町交通指導員設置及び退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第76号 美郷町交通指導員設置及び退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

日程第11 議案第77号 美郷町監査の執行に関する条例及び美郷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第77号 美郷町監査の執行に関する条例及び美郷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。
この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがって、議案第77号 美郷町監査の執行に関する条例及び美郷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

日程第12	議案第78号	美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第79号	町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第80号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

【議長 山本 文男】

お諮りします。
議案第78号から議案第80号までの3件を一括して質疑を行いたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。
したがいまして、3件は、一括して質疑を行うことに決定しました。
これから、3件は一括して質疑を行います。
質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

お諮りします。
議案第78号から議案第80号までの3件を一括して討論を行います。
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。
したがいまして、3件は、一括して討論を行うことに決定しました。
これから、3件を一括して討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第78号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。
この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。
したがいまして、議案第78号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第79号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがって、議案第79号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第80号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがって、議案第80号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

日程第15 議案第81号 美郷町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び美郷町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第81号 美郷町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び美郷町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがって、議案第81号 美郷町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び美郷町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

日程第16 議案第82号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第82号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第 8 2 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

日程第 1 7 議案第 8 3 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第 8 3 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第 8 3 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

日程第 1 8 議案第 8 4 号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第84号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の採決を行います。
この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがって、議案第84号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、日程第19 議案第85号 美郷町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います。
質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第85号 美郷町立学校設置条例の一部を改正する条例の採決を

行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第85号 美郷町立学校設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

日程第20 議案第86号 令和5年度美郷町一般会計補正予算（第8号）を議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。質疑はありませんか。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

説明資料の中のほうでお伺いしたいと思います。

14ページの農林振興課のほうになりますけど、これで燃油高騰に対する燃油価格高騰対策事業補助金というところで出ておりますが、この中の該当するものがキンカン、野菜、スイートピー、花卉生産者、荒茶生産者ということになって51件となっておりますが、この補助金の算出方法はどのようにされたのか、お伺いします。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 山本 文男】

農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

10ページですね。

施設園芸セーフティーネット構築事業と茶セーフティーネット構築事業、2つの事業案があるんですが、これについては、燃油高騰に対して、国と生産者で1対1の割合で積み立てを行いまして資金を造成します。燃油高騰時に、その積立資金を補填するという事業でございます。

この燃油価格の発動単価というのがございます。セーフティーネット事業の発動

基準単価、これはA重油なんですけれども、これが81.6円、お茶の場合に関しては81円の発動基準単価というのがございます。各月ごとの、全国の平均重油の単価がこの金額を上回った場合にこの事業が発動されます。発動された金額とその月の平均単価の差額分の4分の1を、町のほうで今回、補填をするという事業になっております。

以上でございます。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 児玉 鋼士議員。

【4番 児玉 鋼士】

これは今、説明があって、ちょっと詳しく内容を把握しかねたところでございますが、あくまでも一応、国とその生産者でお金を出し合ってるところはもう間違いないわけですね。生産者もお金を幾らか収めていると。そうしないと、これに該当しないということではよろしいですか。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 山本 文男】

農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

この事業の制度に取り組んでいる生産者に対して、1対1で国と生産者で、町を入れて行っているんですが、この事業に参加していない方もいらっしゃいます。

その方は当然、自分で全部、全額支払うことになるんですが、その方たちに対しても今回、4分の1の補填金を支払っております。

以上でございます。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 児玉 鋼士議員。

【4番 児玉 鋼士】

そういう取組、セーフティーネット事業というんですかね、その取組も知らない生産者もいると思います。私は特にシイタケ関係のことがあるもんだから。これがなぜ該当しないのかなというちょっと疑念もあったところで、残念ですのでお伺いしているところなんです。

シイタケのほうも、燃油が、灯油が高騰しておりますので、そういうところ辺の説明をして、そういう方法があれば、それに該当することであれば、この支援策の

ほうにも、取り入れてもらえないかなということでもう一遍、お伺いします。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 山本 文男】

農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

これは国の制度事業でございまして、施設園芸セーフティネットという事業は以前からあったんですが、お茶に関しては、多分、昨年度からだ認識をしております。

現在、A重油と灯油とLPガス、プロパンガス、それと都市ガスも対象になっております。これについて、以前、シイタケについてもという話が多分あったと思うんですが、シイタケについては所管の省が林野庁になってくる関係で、多分、事業自体は国のほうはございません。

それで、以前、燃油対策ということで、シイタケに関しては幾ら使ったかというのが実際にこちらではつかめないというのがございますので、燃油価格に対応する補助として、燃油を使わない、工面としてスライサーの補助を行ったことがございます。昨年、要望を取りまして、二、三件要望がありました。

シイタケについては、そういった燃油関係の補助は今のところございません。

以上でございます。

【議長 山本 文男】

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番 甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

反対討論がないようですけども、私のほうは賛成討論を行いたいと思います。

議案第86号 令和5年度美郷町一般会計補正予算について、賛成討論を行います。

事業名、乳幼児すこやか健康管理事業助成金、認可外保育施設の入所児童の健康

管理の一層の向上を図る上で予算措置をしていただきました。わずかではありますが認めてもらって子供たちの健康管理に一役かっていくということですので、いいと思います。

次に、私の一般質問の要望活動の中に、事業名が骨髄等移植ドナー支援事業奨励金がこのような形になり、白血病の方を救うドナーになっていただく方々の支援、親子兄弟でも、骨髄移植が適合になることは甚だ難しい事業なのに、町内の骨髄移植ドナーの登録者が28名もいるということに対し、御礼を申し上げたいと思います。

今後、この支援者、1人でも多くの白血病患者を救う活動に対し感謝し、スムーズに事業ができますようお願いしたいと思います。

また、私が昨日、一般質問しました鳥獣害対策事業の積極的な事業と認めますので、この一般会計補正予算に対し、賛成をして、討論を終わります。

【議長 山本 文男】

ほかに討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第86号 令和5年度美郷町一般会計補正予算（第8号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがって、議案第86号 令和5年度美郷町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

日程第21 議案第87号 令和5年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第22 議案第88号 令和5年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第23 議案第89号 令和5年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

日程第24 議案第90号 令和5年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

- 日程第 2 5 議案第 9 1 号 令和 5 年度美郷町農業集落排水事業特別会計
補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 6 議案第 9 2 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計
補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 7 議案第 9 3 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険病院事業会計
補正予算（第 2 号）

【議長 山本 文男】

お諮りします。

議案第 8 7 号から議案第 9 3 号までの 7 件を一括して質疑を行いたいと思います。
これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、7 件は、一括して質疑を行うことに決定しました。

これから、7 件は一括して質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ 「なし」との声あり ）

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

お諮りします。

議案第 8 7 号から議案第 9 3 号までの 7 件を一括して討論を行います。

これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、7 件は、一括して討論を行うことに決定しました。

これから、7 件を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

（ 「なし」との声あり ）

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第 87 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第 87 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第 88 号 令和 5 年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第 88 号 令和 5 年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第 89 号 令和 5 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第 89 号 令和 5 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第90号 令和5年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがって、議案第90号 令和5年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第91号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがって、議案第91号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第92号 令和5年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがって、議案第92号 令和5年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第93号 令和5年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第93号 令和5年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

日程第28 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第129条第1項の規定により、議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定するとなっております。

本定例会以降、令和6年3月までの議会で派遣する議員につきましては、お手元に配付しました名簿のとおり選任したいと思います。

なお、日時、場所等については、議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、議会で派遣する議員は別紙のとおり選任することに決定しました。

【議長 山本 文男】

日程第29 閉会中の委員会活動の申出についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員長・総務厚生常任委員長・文教産業常任委員長からそれぞれ申出が提出されております。

お諮りします。

会議規則第75条の規定により、閉会中の調査・研究の申出がありました。申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

よって、閉会中の調査、研究については、申出のとおり決定しました。

【議長 山本 文男】

ここで、町長から発言の申出がありましたので、これを許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは貴重なお時間をおかりしまして、12月議会定例会のお礼を申し上げます。

この定例会で報告5件、同意4件、承認1件、議案27件の議案を提案させていただきました。8日から本日までの6日間の日程で慎重に審議をいただき、全議案可決をいただきましたことに感謝を申し上げます、ありがとうございます。

一般質問では7名の議員の皆様から質問をいただきました。今後を見据えた中で対応すべき事項ですが、難しい問題もあります。議員各位、あるいは各種団体等々と協議しながら進めてまいりたいと思っております。

今年を振り返りますと、3年間にまたがり国民生活及び経済活動に大きな影響をもたらしました新型コロナウイルス感染症が5類となり、以前の日常に戻りつつあります。

また、日本各地で自然災害が発生し、甚大な被害をこうむりました。

本町におきましても、昨年は台風14号が、加えて今年は台風6号が大きな爪痕を残しております。一日でも早い復旧に万全を尽くしてまいります。

また、世界中が今もなお混乱と同様、恐怖の中にあるのは間違いありません。国際情勢の不安定さから、食料問題・エネルギー問題等を引き起こし、本町の産業にも多大な影響が生じています。先行き不透明ではありますが、議員各位の御理解を得ながら、農林業、商工業の振興、町民福祉の向上のために、必要に応じて対応してまいりたいと思っております。

来る年が平和で安全・安心な1年になればと願うばかりであります。今年も少なくなりました。この1年、町政運営に御指導・御協力を賜り、感謝を申し上げます。

結びになりますが、議員各位の御健勝を御祈念申し上げまして、12月議会定例会のお礼の言葉といたします。

ありがとうございました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議長としまして、一言、お礼を申し上げます。

私の議長としての任期2年の定例会、8回目が何とか無事に終わろうとしていきます。いたらぬ点が多々ありましたが、御協力ありがとうございました。

本定例会では、2年目の議員さん全員の一般質問がありました。それぞれの切り口で議場に新しい風が吹いてきたようです。

議長となって、議員のときとは違った内容の意見を聞くようになりました。議員の姿が見えてこないとも言われました。政治は政（まつりごと）といいます。議場を祭りのみこしに例えるなら、引き手の議員に勉強を重ねてもらって、もっともつとみこしを揺さぶってほしいと多くの町民が願っているように感じます。執行部にとっては波風の立たない静かな議場がいいとは思いますが、お互いに切磋琢磨して、

議論を闘わせながら、よりよい美郷町にしていけたらと考えます。

また、小路議員を失ったことは悲しい出来事でした。小路議員の弱者を思いやる姿勢は私たちの見本でした。すみません。年取ると涙もろくなりまして。

結びに、皆様の御健勝と、美郷町のますますの発展を祈念しまして、私の挨拶とさせていただきます。

【議長 山本 文男】

これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和5年第4回美郷町議会定例会を閉会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

(閉会：午前10時46分)